

生存被害児（Bランク）両親損害額一覧表

番 号	氏 名	慰 謝 料 額	弁 護 士 費 用	総 額
18の2	■ ■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
18の3	■ ■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
29の2	■ ■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
29の3	■ ■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
37の2	■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
37の3	■ ■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
63の2	■ ■ ■	2000000 円	100000 円	2100000 円
63の3	■ ■ ■■■■	2000000 円	100000 円	2100000 円

生存被害児（Cランク）損害額計算票

13の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・25歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時セシズ	4228100円	
		平2セシズ との平均額	$(5068600 + 4228100) \div 2 = 4648350$ 円	
		ライフニツフ	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$	
		総 額	$4648350 \times 2.4044 \times 0.4 = 4470597$ 円	
	将来分	平2セシズ	5068600円	
		ライフニツフ	$19.2390 - 14.0939 = 5.1451$	
		総 額	$5068600 \times 5.1451 \times 0.4 = 10431381$ 円	
	合 計		14901978円	
	(+) 介 助 費	年 間 額	180000円	
		期 間 6年	ライフニツフ	5.0756
総 額		$180000 \times 5.0756 = 913608$ 円		

(四)	項目	額
損益相殺	後遺症一時金	2000000円
	障害児養育年金	4492300円
	障害年金	5170909円
	特別児童扶養手当	140000円
	合 計	11803209円
(四) 差引計算 (-)+(四)-(四)		4012377円
(四) 慰謝料		5000000円
(四) 弁護士費用 (四)+(四) × 5%		450618円
総額	(四)+(四)+(四)	9462995円

生存被害児（Cランク）損害額計算票

42の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・25歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時々数	4 2 2 8 1 0 0 円	
		平2センキスとの平均額	$(5068600 + 4228100) \div 2 = 4 6 4 8 3 5 0$ 円	
		ライフニツク	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$	
		総 額	$4648350 \times 2.4044 \times 0.4 = 4 4 7 0 5 9 7$ 円	
		将来分	平2センキス	5 0 6 8 6 0 0 円
	ライフニツク	$19.2390 - 14.0939 = 5.1451$		
	総 額	$5068600 \times 5.1451 \times 0.4 = 1 0 4 3 1 3 8 1$ 円		
	合 計		1 4 9 0 1 9 7 8 円	
	(+) 介 助 費 期間10年	年 間 額	3 6 0 0 0 0 円	
		ライフニツク	7. 7 2 1 7	
総 額		$360000 \times 7.7217 = 2 7 7 9 8 1 2$ 円		

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 0 0 0 0 0 0 円
	後遺症特別給付金	2 5 2 0 0 0 0 円
	障害児養育年金	4 9 2 3 8 0 0 円
	障害年金	4 8 1 0 4 9 3 円
	合 計	1 1 9 8 6 2 9 3 円
(-) 差引計算	(-)+(+)-(+)	5 6 9 5 4 9 7 円
(-) 慰謝料		5 0 0 0 0 0 0 円
(-) 弁護士費用	(+)+(+) × 5%	5 3 4 7 7 4 円
総額	(+)+(+) + (-)	1 1 2 3 0 2 7 1 円

生存被害児（Cランク）両親損害額一覧表

番 号	氏 名	慰 謝 料 額	弁 護 士 費 用	総 額
13の2	■ ■ ■ ■	1000000 円	50000 円	1050000 円
13の3	■ ■ ■ ■	1000000 円	50000 円	1050000 円
42の2	■ ■ ■ ■	1000000 円	50000 円	1050000 円
42の3	■ ■ ■ ■	1000000 円	50000 円	1050000 円

被控訴人ら債権額一覧表(1)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
1の1	■ ■ ■	42447481 円	0	42447481 円
1の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
1の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
2の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$15324988 \times \frac{1}{2} = 7662494$	13594994 円
2の3	■ ■ ■■■■	5932500 円	$15324988 \times \frac{1}{2} = 7662494$	13594994 円
3の1	■ ■ ■ ■	47342904 円	0	47342904 円
3の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
3の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
4の1	■ ■ ■ ■	25759954 円	0	25759954 円
4の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
4の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
5の1	■ ■ ■ ■	40688897 円	$3150000 \times \frac{1}{6} = 525000$	41213897 円
5の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	$3150000 \times \frac{1}{2} = 1575000$	4725000 円
5の4	■ ■ ■ ■	0 円	$3150000 \times \frac{1}{6} = 525000$	525000 円
5の5	■ ■ ■ ■	0 円	$3150000 \times \frac{1}{6} = 525000$	525000 円
6の2	■ ■ ■ ■	7350000 円	$14296898 \times \frac{1}{2} = 7148449$	14498449 円
6の3	■ ■ ■ ■	7350000 円	$14296898 \times \frac{1}{2} = 7148449$	14498449 円
7の1	■ ■ ■■■■	23581651 円	0	23581651 円
7の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円

被控訴人ら債権額一覧表(2)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
8の2	■ ■ ■	5932500 円	$20425527 \times \frac{1}{2} = 10212763$	16145263 円
8の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$20425527 \times \frac{1}{2} = 10212763$	16145263 円
9の1	■ ■ ■ ■	32561880 円	0	32561880 円
9の2	■ ■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
9の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
10の1	■ ■ ■ ■	53466081 円	0	53466081 円
10の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
10の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
11の2	■ ■ ■ ■	929447 円	$21566174 \times \frac{1}{2} = 10783087$	11712534 円
11の3	■ ■ ■ ■	929447 円	$21566174 \times \frac{1}{2} = 10783087$	11712534 円
12の1	■ ■ ■ ■	42525546 円	0	42525546 円
12の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
12の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
13の1	■ ■ ■ ■	9462995 円	0	9462995 円
13の2	■ ■ ■ ■	1050000 円	0	1050000 円
13の3	■ ■ ■ ■	1050000 円	0	1050000 円
14の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$16091283 \times \frac{1}{2} = 8045641$	13978141 円
14の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$16091283 \times \frac{1}{2} = 8045641$	13978141 円

被控訴人ら債権額一覧表(3)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
15の2	■ ■ ■ ■	7350000 円	$18358030 \times \frac{1}{2} = 9179015$	16529015 円
15の3	■ ■ ■ ■	7350000 円	$18358030 \times \frac{1}{2} = 9179015$	16529015 円
16の2	■ ■ ■ ■	6457500 円	$18795581 \times \frac{1}{2} = 9397790$	15855290 円
16の3	■ ■ ■ ■	6457500 円	$18795581 \times \frac{1}{2} = 9397790$	15855290 円
17の2	■ ■ ■ ■	8400000 円	$17634488 \times \frac{1}{2} = 8817244$	17217244 円
17の3	■ ■ ■ ■	8400000 円	$17634488 \times \frac{1}{2} = 8817244$	17217244 円
18の1	■ ■ ■ ■	19724022 円	0	19724022 円
18の2	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円
18の3	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円
19の2	■ ■ ■ ■	6457500 円	$15548936 \times \frac{1}{2} = 7774468$ 円	14231968 円
19の3	■ ■ ■ ■	6457500 円	$15548936 \times \frac{1}{2} = 7774468$ 円	14231968 円
20の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$20161546 \times \frac{1}{2} = 10080773$ 円	16013273 円
20の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$20161546 \times \frac{1}{2} = 10080773$ 円	16013273 円
21の1	■ ■ ■ ■	26439795 円	0	26439795 円
21の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
21の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
22の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$19558845 \times \frac{1}{2} = 9779422$	15711922 円
22の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$19558845 \times \frac{1}{2} = 9779422$	15711922 円

被控訴人ら債権額一覧表(4)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
23の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$22468137 \times \frac{1}{2} = 11234068$	17166568 円
23の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$22468137 \times \frac{1}{2} = 11234068$	17166568 円
24の1	■ ■ ■ ■	35198130 円	0	35198130 円
24の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
24の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
25の2	■ ■ ■ ■	6300000 円	$13770155 \times \frac{1}{2} = 6885077$	13185077 円
25の3	■ ■ ■ ■	6300000 円	$13770155 \times \frac{1}{2} = 6885077$	13185077 円
26の1	■ ■ ■ ■	56317231 円	0	56317231 円
26の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
26の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
27の1	■ ■ ■ ■	60014336 円	0	60014336 円
27の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
27の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
28の1	■ ■ ■ ■	43380918 円	0	43380918 円
28の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
28の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
29の1	■ ■ ■ ■	9083667 円	0	9083667 円
29の2	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円
29の3	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円

被控訴人ら債権額一覧表(5)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
30の2	■ ■ ■ ■	5145000 円	$20089331 \times \frac{1}{2} = 10044665$	15189665 円
30の3	■ ■ ■■■■	5145000 円	$20089331 \times \frac{1}{2} = 10044665$	15189665 円
31の1	■ ■ ■ ■	37737077 円	0	37737077 円
31の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
31の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
32の2	■ ■ ■ ■	5145000 円	$21477422 \times \frac{1}{2} = 10738711$	15883711 円
32の3	■ ■ ■■■■	5145000 円	$21477422 \times \frac{1}{2} = 10738711$	15883711 円
33の1	■ ■ ■ ■	55938626 円	0	55938626 円
33の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
33の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
34の2	■ ■ ■ ■	8400000 円	$14608462 \times \frac{1}{2} = 7304231$	15704231 円
34の3	■ ■ ■ ■	8400000 円	$14608462 \times \frac{1}{2} = 7304231$	15704231 円
35の2	■ ■ ■ ■	6300000 円	$14641665 \times \frac{1}{2} = 7320832$	13620832 円
35の3	■ ■ ■ ■	6300000 円	$14641665 \times \frac{1}{2} = 7320832$	13620832 円
36の1	■ ■ ■ ■	41337405 円	0	41337405 円
36の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
36の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
37の1	■ ■ ■■■■	14897239 円	0	14897239 円
37の2	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円
37の3	■ ■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円

被控訴人ら債権額一覧表(6)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
38の1	■ ■ ■ ■	62261695 円	0	62261695 円
38の2	■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
38の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
39の2	■ ■ ■	5932500 円	$16836342 \times \frac{1}{2} = 8418171$	14350671 円
39の3	■ ■ ■■■■	5932500 円	$16836342 \times \frac{1}{2} = 8418171$	14350671 円
40の1	■ ■ ■ ■	40418627 円	0	40418627 円
40の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
40の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
41の1	■ ■ ■ ■	62060140 円	0	62060140 円
41の2	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
41の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
42の1	■ ■ ■ ■	11230271 円	0	11230271 円
42の2	■ ■ ■ ■	1050000 円	0	1050000 円
42の3	■ ■ ■ ■	1050000 円	0	1050000 円
43の2	■ ■ ■ ■	4261425 円	$12069715 \times \frac{1}{2} = 6034857$	10296282 円
43の3	■ ■ ■ ■	4261425 円	$12069715 \times \frac{1}{2} = 6034857$	10296282 円
44の1	■ ■ ■ ■	16338781 円	0	16338781 円
44の2	■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
44の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円

被控訴人ら債権額一覧表(7)

番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
45の2	■ ■ ■■■■	8400000 円	$31173610 \times \frac{1}{2} = 15586805$	23986805 円
45の3	■ ■ ■■■■	8400000 円	$31173610 \times \frac{1}{2} = 15586805$	23986805 円
46の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$20008149 \times \frac{1}{2} = 10004074$	15936574 円
46の3	■ ■ ■■■■	5932500 円	$20008149 \times \frac{1}{2} = 10004074$	15936574 円
47の2	■ ■ ■ ■	5932500 円	$19558845 \times \frac{1}{2} = 9779422$	15711922 円
47の3	■ ■ ■■■■	5932500 円	$19558845 \times \frac{1}{2} = 9779422$	15711922 円
48の2	■■■■ ■ ■	6300000 円	$18789013 \times \frac{1}{2} = 9394506$	15694506 円
48の3	■■■■ ■ ■	6300000 円	$18789013 \times \frac{1}{2} = 9394506$	15694506 円
50の1	■ ■ ■ ■	34101520 円	0	34101520 円
50の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
50の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
51の2	■ ■ ■	6300000 円	$18484701 \times \frac{1}{2} = 9242350$	15542350 円
51の3	■ ■ ■ ■	6300000 円	$18484701 \times \frac{1}{2} = 9242350$	15542350 円
52の2	■ ■ ■ ■	5145000 円	$20089331 \times \frac{1}{2} = 10044665$	15189665 円
52の3	■ ■ ■■■■	5145000 円	$20089331 \times \frac{1}{2} = 10044665$	15189665 円
53の1	■ ■ ■ ■	42013455 円	0	42013455 円
53の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
53の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
54の2	■ ■ ■ ■	6457500 円	$16771827 \times \frac{1}{2} = 8385913$	14843413 円
54の3	■ ■ ■ ■	6457500 円	$16771827 \times \frac{1}{2} = 8385913$	14843413 円

被控訴人ら債権額一覧表(8)









番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
55の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	$46428809 \times \frac{1}{2} = 23214404$	26364404 円
55の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	$46428809 \times \frac{1}{2} = 23214404$	26364404 円
57の3	■ ■ ■ ■	5932500 円	$(19690157 \times \frac{1}{2}) + (5932500 + 19690157 \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{2} = 17733867$	23666367 円
57の4	■ ■ ■ ■	0	$(5932500 + 19690157 \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{4} = 3944394$	3944394 円
57の5	■ ■ ■ ■	0	$(5932500 + 19690157 \times \frac{1}{2}) \times \frac{1}{4} = 3944394$	3944394 円
58の1	■ ■ ■ ■	32335324 円	0	32335324 円
58の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
58の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
59の1	■ ■ ■ ■	58305053 円	0	58305053 円
59の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
59の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
60の1	■ ■ ■ ■	64560660 円	0	64560660 円
60の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
60の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
61の1	■ ■ ■ ■	50436986 円	0	50436986 円
61の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
61の3	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円

被控訴人ら債権額一覧表(9)

















番号	氏名	固有債権額	相続債権額	合計額
62の1	■ ■ ■ ■	22858280 円	0	22858280 円
62の2	■ ■ ■ ■	3150000 円	0	3150000 円
62の3	■ ■ ■■■■	3150000 円	0	3150000 円
63の1	■ ■ ■■■■	26574584 円	0	26574584 円
63の2	■ ■ ■	2100000 円	0	2100000 円
63の3	■ ■ ■■■■	2100000 円	0	2100000 円




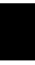










取消一覽表



番号	被控訴人氏名	金額
二の二	■■■■	二二二万六二二八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二の三	■■■■	二二二万六二二八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
三の一	■■■■	五五万一四〇八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
一四の二	■■■■	一八九万四六六八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
一四の三	■■■■	一八九万四六六八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
一五の二	■■■■	二万三六二一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
一五の三	■■■■	二万三六二一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員



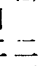
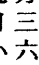

一六の二		二六万六三九〇円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
一六の三		二六万六三九〇円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二〇の二		一六七万八〇五一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二〇の三		一六七万八〇五一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二二の二		一七六万一七三五円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二二の三		一七六万一七三五円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二三の二		一五五万七〇〇八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二三の三		一五五万七〇〇八円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員

二五の二	■ ■	七九万一三一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
二五の三	■ ■	七九万一三一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員
三〇の二	■ ■	二九八万九四七八円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員
三〇の三	■ ■	二九八万九四七八円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員
三二の二	■ ■	四〇万九六九七円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員
三二の三	■ ■	四〇万九六九七円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員
三四の二	■ ■	一五二万六二九〇円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員
三四の三	■ ■	一五二万六二九〇円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員

三五の二	 	一 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
三五の三	 	一 二 二 万 七 〇 六 六 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
三八の一	 	四 七 九 万 八 八 六 六 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
四一の一	 	二 五 八 万 〇 二 二 一 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
四六の二	 	一 九 八 万 六 三 八 七 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
四六の三	 	一 九 八 万 六 三 八 七 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
四七の二	 	一 七 六 万 一 七 三 五 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員
四七の三	 	一 七 六 万 一 七 三 五 円 及 び こ れ に 対 す る 昭 和 四 九 年 一 月 二 七 日 から 支 払 済 み ま で 年 五 分 の 割 合 に よ る 金 員

四八の二	 	<p>一三九万四三一九円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
四八の三	 	<p>一三九万四三一九円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五一の二	 	<p>一七四万二一六三四円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五一の三	 	<p>一七四万二一六三四円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五二の二	 	<p>二九八万九四七八円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五二の三	 	<p>二九八万九四七八円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五四の二	 	<p>三九万三二二六円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>

五四の三		<p>三九万三二二六円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五七の三		<p>二七四万一〇八六円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五七の四		<p>四五万六八四八円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五七の五		<p>四五万六八四八円及びこれに対する昭和四九年一月一三日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
五九の一		<p>四三六万九〇二五円及びこれに対する昭和五〇年一月四日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>
六〇の一		<p>四九四万三四九九円及びこれに対する昭和五〇年一月四日から支払済みまで年五分の割合による金員</p>

番号	被控訴人氏名	認 容 金 額
一五の二	 	<p>(1) 二万三六二一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員</p> <p>(2) 一六五二万九〇一五円に対する昭和四〇年九月八日から昭和四八年六月二八日まで年五分の割合による金員</p>
一五の三	 	<p>(1) 二万三六二一円及びこれに対する昭和四八年六月二九日から支払済みまで年五分の割合による金員</p> <p>(2) 一六五二万九〇一五円に対する昭和四〇年九月八日から昭和四八年六月二八日まで年五分の割合による金員</p>
三四の二	 	<p>(1) 一五二万六二九〇円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員</p> <p>(2) 一五七〇万四二三一円に対する昭和四六年一月二一日から昭和四九年一月二六日まで年五分の割合による金員</p>
















(1) 一五二万六二九〇円及びこれに対する昭和四九年一月二七日から支払済みまで年五分の割合による金員

(2) 一五七〇万四三二一円に対す昭和四六年一月二一日から昭和四九年一月二六日まで年五分の割合による金員

(別紙) 認 容 金 額 一 覧 表 (二)














番号	被控訴人氏名	認 容 金 額	遅延損害金起算日
一の二	■■■■	四二四四万七四八一円	昭和三九年一月九日
一の二	■■■■	三一五万円	昭和三九年一月九日
一の三	■■■■	三一五万円	昭和三九年一月九日
二の二	■■■■	一三五九万四九九四円	昭和四五年三月一日
二の三	■■■■	一三五九万四九九四円	昭和四五年三月一日
三の二	■■■■	四七三四万二九〇四円	昭和四二年三月七日
三の二	■■■■	三一五万円	昭和四二年三月七日
三の三	■■■■	三一五万円	昭和四二年三月七日
四の一	■■■■	二五七五万九九五四円	昭和三九年四月二四日
四の二	■■■■	三一五万円	昭和三九年四月二四日
四の三	■■■■	三一五万円	昭和三九年四月二四日

五の一		四一二一万三八九七円	昭和三八年六月一六日
五の三		四七二万五〇〇〇円	昭和三八年六月一六日
五の四		五二万五〇〇〇円	昭和三八年六月一六日
五の五		五二万五〇〇〇円	昭和三八年六月一六日
六の二		一四四九万八四四九円	昭和三五年一二月一九日
六の三		一四四九万八四四九円	昭和三五年一二月一九日
七の一		二三五八万一六五一円	昭和三八年一月一四日
七の三		三一五万円	昭和三八年一月一四日
八の二		一六一四万五二六三円	昭和三八年九月一〇日
八の三		一六一四万五二六三円	昭和三八年九月一〇日
九の一		三二五六万一八八〇円	昭和四〇年四月七日
九の二		三一五万円	昭和四〇年四月七日
九の三		三一五万円	昭和四〇年四月七日

一〇の二		五三四六万六〇八一円	昭和四〇年一月二十九日
一〇の二		三一五万円	昭和四〇年一月二十九日
一〇の三		三一五万円	昭和四〇年一月二十九日
一一の二		一一七一万二五三四円	昭和四二年一月二九日
一一の二		一一七一万二五三四円	昭和四二年一月二九日
一一の三		一一七一万二五三四円	昭和四二年一月二九日
一二の二		四二五二万五五四六円	昭和四一年九月一三日
一二の二		三一五万円	昭和四一年九月一三日
一二の三		三一五万円	昭和四一年九月一三日
一三の二		九四六万二九九五円	昭和四二年一月二三日
一三の二		一〇五万円	昭和四二年一月二三日
一三の三		一〇五万円	昭和四二年一月二三日
一四の二		一三九七万八一四一円	昭和四五年三月一二日
一四の二		一三九七万八一四一円	昭和四五年三月一二日
一四の三		一三九七万八一四一円	昭和四五年三月一二日

一六の二	■ ■	一五八五万五二九〇円	昭和三五年四月六日
一六の三	■ ■	一五八五万五二九〇円	昭和三五年四月六日
一七の二	■ ■	一七二一万七二四四円	昭和三三年一〇月六日
一七の三	■ ■	一七二一万七二四四円	昭和三三年一〇月六日
一八の一	■ ■	一九七二万四〇二二円	昭和四一年四月二三日
一八の二	■ ■	二一〇万円	昭和四一年四月二三日
一八の三	■ ■	二一〇万円	昭和四一年四月二三日
一九の二	■ ■	一四二三万一九六八円	昭和三一年二月一日
一九の三	■ ■	一四二三万一九六八円	昭和三一年二月一日
二〇の二	■ ■	一六〇一万三二七三円	昭和四一年一月八日
二〇の三	■ ■	一六〇一万三二七三円	昭和四一年一月八日
二一の二	■ ■	二六四三万九七九五円	昭和三三年五月八日
二一の三	■ ■	三一五万円	昭和三三年五月八日

二一の三	■	■	三一五万円	昭和三十三年五月八日
一一の二	■	■	一五七一万一九二二円	昭和四三年二月二一日
一二の三	■	■	一五七一万一九二二円	昭和四三年二月二一日
一三の二	■	■	一七一六万六五八円	昭和四一年一二月一三日
一三の三	■	■	一七一六万六五八円	昭和四一年一二月一三日
二四の一	■	■	三五一九万八一三〇円	昭和四三年五月二七日
二四の二	■	■	三一五万円	昭和四三年五月二七日
二四の三	■	■	三一五万円	昭和四三年五月二七日
二五の二	■	■	一三一八万五〇七七円	昭和三六年三月二七日
二五の三	■	■	一三一八万五〇七七円	昭和三六年三月二七日
二六の一	■	■	五六三一万七二三一円	昭和四〇年七月二日
二六の二	■	■	三一五万円	昭和四〇年七月二日
二六の三	■	■	三一五万円	昭和四〇年七月二日

二七の一		六〇〇一万四三三六円	昭和四四年九月二二日
二七の二		三一五万円	昭和四四年九月二二日
二七の三		三一五万円	昭和四四年九月二二日
二八の一		四三三八万〇九一八円	昭和三九年五月一三日
二八の二		三一五万円	昭和三九年五月一三日
二八の三		三一五万円	昭和三九年五月一三日
二九の一		九〇八万三六六七円	昭和三六年一月一六日
二九の二		二一〇万円	昭和三六年一月一六日
二九の三		二一〇万円	昭和三六年一月一六日
三〇の二		一五一八万九六六五円	昭和四八年六月二二日
三〇の三		一五一八万九六六五円	昭和四八年六月二二日
三一の一		三七七三万七〇七七円	昭和四四年一二月二日
三一の二		三一五万円	昭和四四年一二月二日

三一の三	■	■	三一五万円	昭和四四年一二月二日
三二の二	■	■	一五八八万三七一一円	昭和四二年一月二一日
三二の三	■	■	一五八八万三七一一円	昭和四二年一月二一日
三三の一	■	■	五五九三万八六二六円	昭和四〇年六月七日
三三の二	■	■	三一五万円	昭和四〇年六月七日
三三の三	■	■	三一五万円	昭和四〇年六月七日
三五の二	■	■	一三六二万〇八三二円	昭和三九年一二月一五日
三五の三	■	■	一三六二万〇八三二円	昭和三九年一二月一五日
三六の一	■	■	四一三三万七四〇五円	昭和三九年二月二八日
三六の二	■	■	三一五万円	昭和三九年二月二八日
三六の三	■	■	三一五万円	昭和三九年二月二八日
三七の一	■	■	一四八九万七二三九円	昭和三六年七月二五日
三七の二	■	■	二一〇万円	昭和三六年七月二五日

三七の三	■	■	二一〇万円	昭和三六年七月二五日
三八の一	■	■	六二二六万一六九五円	昭和四五年一〇月一五日
三八の二	■	■	三一五万円	昭和四五年一〇月一五日
三八の三	■	■	三一五万円	昭和四五年一〇月一五日
三九の二	■	■	一四三五万〇六七一円	昭和三三年一〇月一四日
三九の三	■	■	一四三五万〇六七一円	昭和三三年一〇月一四日
四〇の一	■	■	四〇四一万八六二七円	昭和三七年一二月八日
四〇の二	■	■	三一五万円	昭和三七年一二月八日
四〇の三	■	■	三一五万円	昭和三七年一二月八日
四一の一	■	■	六二〇六万〇一四〇円	昭和四五年五月一八日
四一の二	■	■	三一五万円	昭和四五年五月一八日
四一の三	■	■	三一五万円	昭和四五年五月一八日
四二の一	■	■	一一二三万〇二七一円	昭和四三年五月二二日

四二の二	■	■	一〇五万円	昭和四三年五月二二日
四二の三	■	■	一〇五万円	昭和四三年五月二二日
四三の二	■	■	一〇二九万六二八二円	昭和三五年三月三〇日
四三の三	■	■	一〇二九万六二八二円	昭和三五年三月三〇日
四四の一	■	■	一六三三万八七八一円	昭和三四年一月一〇日
四四の二	■	■	三一五万円	昭和三四年一月一〇日
四四の三	■	■	三一五万円	昭和三四年一月一〇日
四五の二	■	■	二三九八万六八〇五円	昭和四三年五月三〇日
四五の三	■	■	二三九八万六八〇五円	昭和四三年五月三〇日
四六の二	■	■	一五九三万六五七四円	昭和四七年六月三〇日
四六の三	■	■	一五九三万六五七四円	昭和四七年六月三〇日
四七の二	■	■	一五七一万一九二二円	昭和四三年四月五日
四七の三	■	■	一五七一万一九二二円	昭和四三年四月五日

四八の二	■ ■	一五六九万四五〇六円	昭和三八年六月一〇日
四八の三	■ ■	一五六九万四五〇六円	昭和三八年六月一〇日
五〇の一	■ ■	三四一〇万一五二〇円	昭和三七年一月二日
五〇の二	■ ■	三一五万円	昭和三七年一月二日
五〇の三	■ ■	三一五万円	昭和三七年一月二日
五一の二	■ ■	一五五万二三五〇円	昭和三八年三月二日
五一の三	■ ■	一五五万二三五〇円	昭和三八年三月二日
五二の二	■ ■	一五一八万九六六五円	昭和四八年六月一九日
五二の三	■ ■	一五一八万九六六五円	昭和四八年六月一九日
五三の一	■ ■	四二〇一万三四五五円	昭和三七年四月九日
五三の二	■ ■	三一五万円	昭和三七年四月九日
五三の三	■ ■	三一五万円	昭和三七年四月九日

五四の二	■ ■	一四八四万三四一三円	昭和三二年一〇月三日
五四の三	■ ■	一四八四万三四一三円	昭和三二年一〇月三日
五五の二	■ ■	二六三六万四四〇四円	昭和四四年一月一三日
五五の三	■ ■	二六三六万四四〇四円	昭和四四年一月一三日
五七の三	■ ■	二三六六万六三六七円	昭和四四年四月一〇日
五七の四	■ ■	三九四万四三九四円	昭和四四年四月一〇日
五七の五	■ ■	三九四万四三九四円	昭和四四年四月一〇日
五八の一	■ ■	三二二三万五三二四円	昭和四一年三月三日
五八の二	■ ■	三一五万円	昭和四一年三月三日
五八の三	■ ■	三一五万円	昭和四一年三月三日
五九の一	■ ■	五八三〇万五〇五三円	昭和四八年一月一三日
五九の二	■ ■	三一五万円	昭和四八年一月一三日
五九の三	■ ■	三一五万円	昭和四八年一月一三日

六〇の一	■ ■	六四五六万〇六六〇円	昭和四九年四月一二日
六〇の二	■ ■	三一五万円	昭和四九年四月一二日
六〇の三	■ ■	三一五万円	昭和四九年四月一二日
六一の一	■ ■	五〇四三万六九八六円	昭和三七年一月二〇日
六一の二	■ ■	三一五万円	昭和三七年一月二〇日
六一の三	■ ■	三一五万円	昭和三七年一月二〇日
六二の一	■ ■	二二八五万八二八〇円	昭和三八年一月一八日
六二の二	■ ■	三一五万円	昭和三八年一月一八日
六二の三	■ ■	三一五万円	昭和三八年一月一八日
六三の一	■ ■	二六五七万四五八四円	昭和四九年九月一八日
六三の二	■ ■	二一〇万円	昭和四九年九月一八日
六三の三	■ ■	二一〇万円	昭和四九年九月一八日

番号	被控訴人氏名	返還額
一の一	■ ■	二九九〇万四八六三円
一の二	■ ■	一六六万〇三〇三円
一の三	■ ■	一六六万〇三〇三円
二の二	■ ■	五八五万二九〇〇円
二の三	■ ■	五八五万二九〇〇円
三の一	■ ■	二四〇八万九三三〇円
三の二	■ ■	一六六万〇三〇三円
三の三	■ ■	一六六万〇三〇三円
四の一	■ ■	二二四〇万三七六九円
四の二	■ ■	一六六万〇三〇三円
四の三	■ ■	一六六万〇三〇三円














九の三	九の二	九の一	八の三	八の二	七の三	七の一	六の三	六の二	五の五	五の四	五の三	五の一
■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■
一六六万〇三〇三円	一六六万〇三〇三円	二四四六万四〇九五円	八六一万九五三二円	八六一万九五三二円	一六六万〇三〇三円	二一五一万〇八〇五円	九二七万〇七四三円	九二七万〇七四三円	二七万六七一七円	二七万六七一七円	二四九万〇四五四円	二九九六万〇六五六円

一四の三	■ ■	六二二万〇八四七円
一四の二	■ ■	六二二万〇八四七円
一三の三	■ ■	五五万三四三四円
一三の二	■ ■	五五万三四三四円
一三の一	■ ■	七九〇万五八三八円
一二の三	■ ■	一六六万〇三〇三円
一二の二	■ ■	一六六万〇三〇三円
一二の一	■ ■	二二九七万〇二八五円
一一の三	■ ■	一三三九万二四二八円
一一の二	■ ■	一三三九万二四二八円
一〇の三	■ ■	一六六万〇三〇三円
一〇の二	■ ■	一六六万〇三〇三円
一〇の一	■ ■	三一九一万五四四二円

一六の二	■ ■	八〇二万五五二一円
一六の三	■ ■	八〇二万五五二一円
一七の二	■ ■	九七七万七五二三円
一七の三	■ ■	九七七万七五二三円
一八の一	■ ■	一三八八万九九六九円
一八の二	■ ■	一一〇万六八六九円
一八の三	■ ■	一一〇万六八六九円
一九の二	■ ■	七四三万九二八六円
一九の三	■ ■	七四三万九二八六円
二〇の二	■ ■	七三八万〇〇九九円
二〇の三	■ ■	七三八万〇〇九九円
二一の二	■ ■	二二一二万二六二九円
二一の三	■ ■	一六六万〇三〇三円

二六の三	■	■	一六六万〇三〇三円
二六の二	■	■	一六六万〇三〇三円
二六の一	■	■	二九一九万三五三二円
二五の三	■	■	六三八万〇五九三円
二五の二	■	■	六三八万〇五九三円
二四の三	■	■	一六六万〇三〇三円
二四の二	■	■	一六六万〇三〇三円
二四の一	■	■	二二七〇万〇〇五五円
二三の三	■	■	八〇三万六一五八円
二三の二	■	■	八〇三万六一五八円
二二の三	■	■	七一八万一八七四円
二二の二	■	■	七一八万一八七四円
二二の一	■	■	一六六万〇三〇三円

二七の一	■ ■	三〇四五万四〇九四円
二七の二	■ ■	一六二万九〇八四円
二七の三	■ ■	一六二万九〇八四円
二八の一	■ ■	二九〇二万三〇八〇円
二八の二	■ ■	一六二万九〇八四円
二八の三	■ ■	一六二万九〇八四円
二九の一	■ ■	一二四二万四七三四円
二九の二	■ ■	一〇八万六〇五六円
二九の三	■ ■	一〇八万六〇五六円
三〇の二	■ ■	六一六万二八三二円
三〇の三	■ ■	六一六万二八三二円
三一の一	■ ■	二二五一万五二三二円
三一の二	■ ■	一六二万九〇八四円

三七の二		一〇八万六〇五六円
三七の一		一三〇九万三八九七円
三六の三		一六二万九〇八四円
三六の二		一六二万九〇八四円
三六の一		二九四七万八四三二円
三五の三		六二六万〇六一七円
三五の二		六二六万〇六一七円
三三の三		一六二万九〇八四円
三三の二		一六二万九〇八四円
三三の一		三〇六〇万七七四五円
三二の三		七八一万六五八一円
三二の二		七八一万六五八一円
三一の三		一六二万九〇八四円

三七の三	■ ■	一〇八万六〇五六円
三八の一	■ ■	二九〇二万六九一五円
三八の二	■ ■	一六二万九〇八四円
三八の三	■ ■	一六二万九〇八四円
三九の二	■ ■	八九三万六五二六円
三九の三	■ ■	八九三万六五二六円
四〇の一	■ ■	二八八三万〇〇一一円
四〇の二	■ ■	一六二万九〇八四円
四〇の三	■ ■	一六二万九〇八四円
四一の一	■ ■	三〇〇四万五八三三円
四一の二	■ ■	一六二万九〇八四円
四一の三	■ ■	一六二万九〇八四円
四二の一	■ ■	一〇三一万六九二六円

四七の三	四七の二	四六の三	四六の二	四五の三	四五の二	四四の三	四四の二	四四の一	四三の三	四三の二	四二の三	四二の二
■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■	■ ■
七〇四万六八三一円	七〇四万六八三一円	七〇四万六八三一円	七〇四万六八三一円	一二五七万七五三一円	一二五七万七五三一円	一六二万九〇八四円	一六二万九〇八四円	一九九七万二七五一円	六二四万二一八九円	六二四万二一八九円	五四万三〇二八円	五四万三〇二八円

五三の三		一五八万一九六一円
五三の二		一五八万一九六一円
五三の一		二七一九万八六三九円
五二の三		五九八万四五六五円
五二の二		五九八万四五六五円
五一の三		六九七万一〇六〇円
五一の二		六九七万一〇六〇円
五〇の三		一六二万九〇八四円
五〇の二		一六二万九〇八四円
五〇の一		二一四〇万二五九六円
四八の三		七二二万三六三一円
四八の二		七二二万三六三一円

五八の三	五八の二	五八の一	五七の五	五七の四	五七の三	五六の三	五六の二	五六の一	五五の三	五五の二	五四の三	五四の二
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
一五八万一九六一円	一五八万一九六一円	二二四三万六一三一円	一七一万〇七四八円	一七一万〇七四八円	一〇二六万四四九〇円	一五八万一九六一円	一五八万一九六一円	二六八三万四三三〇円	二〇三六万七八九六円	二〇三六万七八九六円	七〇八万八二五八円	七〇八万八二五八円

五九の一	■	■	二五七三万〇七三六円
五九の二	■	■	一五三万八五一九円
五九の三	■	■	一五三万八五一九円
六〇の一	■	■	二八四四万〇九七九円
六〇の二	■	■	一五三万八五一九円
六〇の三	■	■	一五三万八五一九円
六一の一	■	■	二七三一万一〇三九円
六一の二	■	■	一五三万八五一九円
六一の三	■	■	一五三万八五一九円
六二の一	■	■	二一九一万七三二六円
六二の二	■	■	一七二万一一七四円
六二の三	■	■	一七二万一一七四円
六三の一	■	■	九八九万二〇四三円

六三三の二



七九万九二九一円

六三三の三



七九万九二九一円

番号	被控訴人ら氏名	年月日(事故発生のころ)	備考
一	■ ■ ■ ■	昭和三九年一月九日	
三	■ ■ ■ ■	昭和四二年三月一六日	
四	■ ■ ■ ■	昭和三九年四月二九日	
五	■ ■ ■ ■	昭和三八年六月二四日	
六	■ ■ ■ ■	昭和三七年一月	日付は不明
七	■ ■ ■ ■	昭和三八年一月二三日	
八	■ ■ ■ ■	昭和三八年九月一五日	
九	■ ■ ■ ■	昭和四〇年四月二〇日	
一〇	■ ■ ■ ■	昭和四〇年二月二日	
一一	■ ■ ■ ■	昭和四二年一〇月二三日	
一二	■ ■ ■ ■	昭和四二年二月一八日	
一三	■ ■ ■ ■	昭和四二年一月一日	
一五	■ ■ ■ ■	昭和四〇年九月九日	
一六	■ ■ ■ ■	昭和三五年四月七日	
一七	■ ■ ■ ■	昭和三三年一〇月一七日	
一八	■ ■ ■ ■	昭和四一年四月二八日	

番号

被控訴人ら氏名

年月日（事故発生のころ）

備

考

一

■

昭和三九年一月九日

二

■

昭和四五年三月二八日

三

■

昭和四二年三月一六日

四

■

昭和三九年四月二九日

五

■

昭和三八年六月二四日

六

■

昭和三七年一月

日付は不明

七

■

昭和三八年一月二三日

八

■

昭和三八年九月一五日

九

■

昭和四〇年四月二〇日

一〇

■

昭和四〇年二月二日

一一

■

昭和四二年一〇月二三日

一二

■

昭和四二年二月一八日

一三

■

昭和四二年一月一日

一四

■

昭和四五年三月二〇日

一五

■

昭和四〇年九月九日

一六

■

昭和三五年四月七日

五六	五七	五八	六一	六二	六三
■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■
昭和二七年一〇月二七日	昭和四四年四月一四日	昭和四一年三月一七日	昭和三七年一月二二日	昭和三八年一月二六日	昭和四九年九月一八日

番号	被控訴人ら氏名	給付申請書作成年月日	備考
二八	■ ■ ■ ■	記入なし	昭四五年二月七日保健所受付
二九	■ ■ ■ ■	昭和四五年二月一七日	
三一	■ ■ ■ ■	同 年二月二四日	
三三	■ ■ ■ ■	同 年二月二日	
三五	■ ■ ■ ■	同 年二月二日	
三六	■ ■ ■ ■	同 年二月二日	
三八	■ ■ ■ ■	同 年二月三日	
三九	■ ■ ■ ■	同 年二月六日	
四〇	■ ■ ■ ■	同 年二月一日	
四一	■ ■ ■ ■	同 年二月七日	
四二	■ ■ ■ ■	同 年二月二日	
四三	■ ■ ■ ■	同 年二月二五日	
四四	■ ■ ■ ■	同 年二月	日付の記載なし
五〇	■ ■ ■ ■	同 年二月二五日	
五一	■ ■ ■ ■	同 年二月三〇日	
五三	■ ■ ■ ■	昭和四六年二月九日	

五五	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	同 年 六 月 一 八 日	
五七	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	昭 和 四 五 年 一 月 一 日	
五八	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	昭 和 四 六 年 一 月 一 日	
六一	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	同 年 一 〇 月 一 九 日	

番号	被控訴人ら氏名	年月日（事故発生のころ）	備考
六	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>	昭和三七年一月	日付は不明
一六	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>	昭和三五年 四月 七日	
一七	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>	昭和三三年一〇月一七日	
一九	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>	昭和三一年一二月二三日	
二一	<p>■</p> <p>■</p> <p>■</p> <p>■</p>	昭和三三年 五月二八日	

仮執行に基づく支払額一覧表 (1)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
1	■ ■ ■	29,904,863	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■ ■	1,660,303	
2	■ ■ ■ ■	5,852,900	
	■ ■ ■ ■ ■	5,852,900	
3	■ ■ ■ ■	24,089,330	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■ ■	1,660,303	
4	■ ■ ■ ■	22,403,769	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
5	■ ■ ■ ■	29,960,656	故■■■ ■に対する支払額のうち1/6に当たる276,717円を相続
	■ ■ ■ ■ ■	2,490,454	故■■■ ■に対する支払額のうち1/2に当たる830,151円を相続
	■ ■ ■ ■	276,717	故■■■ ■に対する支払額のうち1/6に当たる276,717円を相続
	■ ■ ■ ■	276,717	故■■■ ■に対する支払額のうち1/6に当たる276,717円を相続
6	■ ■ ■ ■	9,270,743	
	■ ■ ■ ■	9,270,743	
7	■ ■ ■ ■ ■	21,510,805	
	■ ■ ■ ■ ■	1,660,303	
8	■ ■ ■ ■	8,619,532	
	■ ■ ■ ■	8,619,532	
9	■ ■ ■ ■ ■	24,464,095	
	■ ■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	

仮執行に基づく支払額一覧表 (2)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
10	■ ■ ■ ■	31,915,442	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
11	■ ■ ■ ■	13,392,428	故 ■■■■■ に対する支払額のうち1/2に当たる11,732,125円を相続
	■ ■ ■ ■	13,392,428	故 ■■■■■ に対する支払額のうち1/2に当たる11,732,125円を相続
12	■ ■ ■ ■	22,970,285	
	■ ■ ■ ■	1,660,303	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,660,303	
13	■ ■ ■ ■ ■ ■	7,905,838	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	553,434	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	553,434	
14	■ ■ ■ ■ ■ ■	6,220,847	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	6,220,847	
15	■ ■ ■ ■ ■ ■	8,497,353	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	8,497,353	
16	■ ■ ■ ■ ■ ■	8,025,521	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	8,025,521	
17	■ ■ ■ ■ ■ ■	9,777,523	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	9,777,523	
18	■ ■ ■ ■ ■ ■	13,889,969	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,106,869	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,106,869	

仮執行に基づく支払額一覧表 (3)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
19	■■■■	7,439,286	
	■■■■	7,439,286	
20	■■■■	7,380,099	
	■■■■	7,380,099	
21	■■■■	22,122,629	
	■■■■	1,660,303	
	■■■■	1,660,303	
22	■■■■	7,181,874	
	■■■■	7,181,874	
23	■■■■	8,036,158	
	■■■■	8,036,158	
24	■■■■	22,700,055	
	■■■■	1,660,303	
	■■■■	1,660,303	
25	■■■■	6,380,593	
	■■■■	6,380,593	
26	■■■■	29,193,532	
	■■■■	1,660,303	
	■■■■	1,660,303	

仮執行に基づく支払額一覧表 (4)

番号	氏 名	仮執行に基づく支払額	備 考
27	■ ■ ■ ■	30,454,094	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
28	■ ■ ■ ■	29,023,080	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
29	■ ■ ■ ■	12,424,734	
	■ ■ ■ ■	1,086,056	
	■ ■ ■ ■	1,086,056	
30	■ ■ ■ ■	6,162,832	
	■ ■ ■ ■	6,162,832	
31	■ ■ ■ ■	22,515,232	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
32	■ ■ ■ ■	7,816,581	
	■ ■ ■ ■	7,816,581	
33	■ ■ ■ ■	30,607,745	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
34	■ ■ ■ ■	7,161,880	
	■ ■ ■ ■	7,161,880	
35	■ ■ ■ ■	6,260,617	
	■ ■ ■ ■	6,260,617	

仮執行に基づく支払額一覧表 (5)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
36	■ ■ ■ ■	29,478,432	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■■■■	1,629,084	
37	■ ■ ■■■■	13,093,897	
	■ ■ ■ ■	1,086,056	
	■ ■ ■ ■	1,086,056	
38	■ ■ ■ ■	29,026,915	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■■■■	1,629,084	
39	■ ■ ■ ■	8,936,526	
	■ ■ ■■■■	8,936,526	
40	■ ■ ■ ■	28,830,011	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
41	■ ■ ■ ■	30,045,833	
	■ ■ ■■■■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
42	■ ■ ■ ■	10,316,926	
	■ ■ ■ ■	543,028	
	■ ■ ■ ■	543,028	
43	■ ■ ■ ■	6,242,189	
	■ ■ ■ ■	6,242,189	

仮執行に基づく支払額一覧表 (6)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
44	■ ■ ■ ■	19,972,751	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■	1,629,084	
45	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	12,577,531	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	12,577,531	
46	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,046,831	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,046,831	
47	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,046,831	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,046,831	
48	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,223,631	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	7,223,631	
50	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	21,402,596	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	1,629,084	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	1,629,084	
51	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	6,971,060	
	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■	6,971,060	

仮執行に基づく支払額一覧表 (7)

番号	氏名	仮執行に基づく支払額	備考
52	■ ■ ■ ■	5,984,565	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	5,984,565	
53	■ ■ ■ ■	27,198,639	
	■ ■ ■ ■	1,581,961	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,581,961	
54	■ ■ ■ ■ ■ ■	7,088,258	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	7,088,258	
55	■ ■ ■ ■	20,367,896	故 ■ ■ ■ ■ ■ ■ に対する支払額のうち1/2に当たる18,785,935円を相続
	■ ■ ■ ■	20,367,896	故 ■ ■ ■ ■ ■ ■ に対する支払額のうち1/2に当たる18,785,935円を相続
56	■ ■ ■ ■	26,834,330	
	■ ■ ■ ■	1,581,961	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,581,961	
57	■ ■ ■ ■	10,264,490	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,710,748	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,710,748	
58	■ ■ ■ ■ ■ ■	22,436,131	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,581,961	
	■ ■ ■ ■ ■ ■	1,581,961	

仮執行に基づく支払額一覧表 (8)

番号	氏 名	仮執行に基 づく支払額	備 考
59	■ ■ ■ ■	25,730,736	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
60	■ ■ ■ ■	28,440,979	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
61	■ ■ ■ ■	27,311,039	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
	■ ■ ■ ■	1,538,519	
62	■ ■ ■ ■	21,917,326	
	■ ■ ■ ■	1,721,174	
	■ ■ ■ ■	1,721,174	
63	■ ■ ■ ■	9,892,043	
	■ ■ ■ ■	799,291	
	■ ■ ■ ■	799,291	

請求金額一覽表

(注) 番号欄の*は当審において請求元本につき請求を
拡張したことを示す。

番号	被控訴人の氏名	請求金額 (円)	遅延損害金起算日 (昭和年月日)
一の一	■ ■ ■ ■ ■	一億三六三三万三八六〇	三九・一一・九
一の二	■ ■ ■ ■ ■	五五〇万	三九・一一・九
一の三	■ ■ ■ ■ ■	五五〇万	三九・一一・九
二の二	■ ■ ■ ■ ■	二三七〇万五五八一	四五・三・一一
二の三	■ ■ ■ ■ ■	二三七〇万五五八一	四五・三・一一
三の一	■ ■ ■ ■ ■	一億三六九一万二四二一	四二・三・七
三の二	■ ■ ■ ■ ■	五五〇万	四二・三・七
三の三	■ ■ ■ ■ ■	五五〇万	四二・三・七
四の一	■ ■ ■ ■ ■	一億三四九二万一一七三	三九・四・二四

九の一	八の三	八の二	七の三	七の一	* 六の三	* 六の二	五の五	五の四	五の三	五の一	四の三	四の二
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
一億三四九二万一一七三	三二三九万七〇五三	三二三九万七〇五三	五五〇万	一億三四九二万一一七三	四二五六万三二三三	四二五六万三二三三	九一万六六六六	九一万六六六六	八二五万	一億三五三六万七六八二	五五〇万	五五〇万
四〇・四・七	三八・九・一〇	三八・九・一〇	三八・一一・一四	三八・一一・一四	三五・一二・一九	三五・一二・一九	三八・六・一六	三八・六・一六	三八・六・一六	三八・六・一六	三九・四・二四	三九・四・二四

二九の三	■ ■ ■ ■	四四〇万	三六・一・一六
二九の二	■ ■ ■ ■	四四〇万	三六・一・一六
二九の一	■ ■ ■ ■	八四三五万七二八四	三六・一・一六
二八の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	三九・五・一三
二八の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	三九・五・一三
二八の一	■ ■ ■ ■	一億三四四五万一〇一六	三九・五・一三
二七の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	四四・九・二二
二七の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	四四・九・二二
二七の一	■ ■ ■ ■	一億三六三三万三八六〇	四四・九・二二
二六の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	四〇・七・二
二六の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	四〇・七・二
二六の一	■ ■ ■ ■	一億三四四五万一〇一六	四〇・七・二
二五の三	■ ■ ■ ■	二三七〇万五五八一	三六・三・二七

三五の二	■	■	■	■	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	三 九 ・ 一 二 ・ 一 五
三四の三	■	■	■	■	三 四 三 九 万 二 八 六 一	四 六 ・ 一 〇 ・ 二 一
三四の二	■	■	■	■	三 四 三 九 万 二 八 六 一	四 六 ・ 一 〇 ・ 二 一
三三の三	■	■	■	■	五 五 〇 万	四 〇 ・ 六 ・ 七
三三の二	■	■	■	■	五 五 〇 万	四 〇 ・ 六 ・ 七
三三の一	■	■	■	■	一 億 三 四 四 五 万 一 〇 一 六	四 〇 ・ 六 ・ 七
三二の三	■	■	■	■	三 三 八 九 万 五 〇 四 九	四 二 ・ 一 一 ・ 二 一
三二の二	■	■	■	■	三 三 八 九 万 五 〇 四 九	四 二 ・ 一 一 ・ 二 一
三一の三	■	■	■	■	五 五 〇 万	四 四 ・ 一 二 ・ 二
三一の二	■	■	■	■	五 五 〇 万	四 四 ・ 一 二 ・ 二
三一の一	■	■	■	■	一 億 三 四 九 二 万 一 一 七 三	四 四 ・ 一 二 ・ 二
三〇の三	■	■	■	■	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	四 八 ・ 六 ・ 二 二
三〇の二	■	■	■	■	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	四 八 ・ 六 ・ 二 二

三五の三	■	■	■	■	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	三九・一二・一五
三六の一	■	■	■	■	一 億 三 四 四 五 万 一 〇 一 六	三九・二・二八
三六の二	■	■	■	■	五 五 〇 万	三九・二・二八
三六の三	■	■	■	■	五 五 〇 万	三九・二・二八
三七の一	■	■	■	■	八 四 三 五 万 七 二 八 四	三六・七・二五
三七の二	■	■	■	■	四 四 〇 万	三六・七・二五
三七の三	■	■	■	■	四 四 〇 万	三六・七・二五
三八の一	■	■	■	■	一 億 三 四 四 五 万 一 〇 一 六	四五・一〇・一五
三八の二	■	■	■	■	五 五 〇 万	四五・一〇・一五
三八の三	■	■	■	■	五 五 〇 万	四五・一〇・一五
*三九の二	■	■	■	■	四 〇 八 七 万 八 四 九 二	三三・一〇・一四
*三九の三	■	■	■	■	四 〇 八 七 万 八 四 九 二	三三・一〇・一四
四〇の一	■	■	■	■	一 億 三 六 三 三 万 三 八 六 〇	三七・一二・八

四四の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	三四・一一・一一・〇
四四の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	三四・一一・一一・〇
四四の一	■ ■ ■ ■	一億三六九一万二四二一	三四・一一・一一・〇
*四三の三	■ ■ ■ ■	五〇一三万〇三〇四	三五・三・三・三〇
*四三の二	■ ■ ■ ■	五〇一三万〇三〇四	三五・三・三・三〇
四二の三	■ ■ ■ ■	三三〇万	四三・五・二・二
四二の二	■ ■ ■ ■	三三〇万	四三・五・二・二
四二の一	■ ■ ■ ■	五五七三万〇四四四	四三・五・二・二
四一の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	四五・五・一・八
四一の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	四五・五・一・八
四一の一	■ ■ ■ ■	一億三四四万一〇一六	四五・五・一・八
四〇の三	■ ■ ■ ■	五五〇万	三七・一二・八
四〇の二	■ ■ ■ ■	五五〇万	三七・一二・八

五 一 の 三	五 一 の 二	五 〇 の 三	五 〇 の 二	五 〇 の 一	四 八 の 三	四 八 の 二	四 七 の 三	四 七 の 二	四 六 の 三	四 六 の 二	* 四 五 の 三	* 四 五 の 二
■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■
二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	五 五 〇 万	五 五 〇 万	一 億 三 四 九 二 万 一 一 七 三	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	二 三 七 〇 万 五 五 八 一	三 六 五 六 万 八 三 八 六	三 六 五 六 万 八 三 八 六
三 八 ・ 三 ・ 二 二	三 八 ・ 三 ・ 二 二	三 七 ・ 一 二 ・ 四	三 七 ・ 一 二 ・ 四	三 七 ・ 一 二 ・ 四	三 八 ・ 六 ・ 一 〇	三 八 ・ 六 ・ 一 〇	四 三 ・ 四 ・ 五	四 三 ・ 四 ・ 五	四 七 ・ 六 ・ 三 〇	四 七 ・ 六 ・ 三 〇	四 三 ・ 五 ・ 三 〇	四 三 ・ 五 ・ 三 〇

五七の三	五六の三	五六の二	五六の一	*五五の三	*五五の二	五四の三	五四の二	五三の三	五三の二	五三の一	五二の三	五二の二
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
三五五万八三七一	五五〇万	五五〇万	一億三四四万一〇一六	六三六〇万四〇六六	六三六〇万四〇六六	二三七〇万五五八一	二三七〇万五五八一	五五〇万	五五〇万	一億三四四万五〇一六	二三七〇万五五八一	二三七〇万五五八一
四四・四・一〇	二七・一〇・二二〇	二七・一〇・二二〇	二七・一〇・二二〇	四四・一一・一三	四四・一一・一三	三二・一〇・三	三二・一〇・三	三七・四・九	三七・四・九	三七・四・九	四八・六・一九	四八・六・一九

六一の二	■	■	■	■	五五〇万	三七・一一・二〇
六一の一	■	■	■	■	一億三四四万一〇一六	三七・一一・二〇
六〇の三	■	■	■	■	五五〇万	四九・四・一二
六〇の二	■	■	■	■	五五〇万	四九・四・一二
六〇の一	■	■	■	■	一億三四四万一〇一六	四九・四・一二
五九の三	■	■	■	■	五五〇万	四八・一一・一三
五九の二	■	■	■	■	五五〇万	四八・一一・一三
五九の一	■	■	■	■	一億三六三万三八六〇	四八・一一・一三
五八の三	■	■	■	■	五五〇万	四一・三・三
五八の二	■	■	■	■	五五〇万	四一・三・三
五八の一	■	■	■	■	一億三四九二万一一七三	四一・三・三
五七の五	■	■	■	■	五九二万六三九五	四四・四・一〇
五七の四	■	■	■	■	五九二万六三九五	四四・四・一〇

	六一の三	■	五五〇万	三七・一一・二〇
	六二の一	■	一億三八九一万七七一八	三八・一一・一八
	六二の二	■	五五〇万	三八・一一・一八
	六二の三	■	五五〇万	三八・一一・一八
	六三の一	■	八五九五万〇二八三	四九・九・一八
	六三の二	■	四四〇万	四九・九・一八
	六三の三	■	四四〇万	四九・九・一八
合	■	■	六三億三二六七万一五三五	
計	■	■		
	■	■		
	■	■		
	■	■		

(別紙) 死亡被害者の請求損害損失額一覧表 (1)

番号	被害者氏名	性別	生月 (昭和)	年日	接 種 月 (昭和)	種 日	接 種 時 年 齢	死 年 (昭和)	亡 日	死 亡 時 年 齢	要介護 期 間	得 べ か り し 利 益	介 護 費	弁 護 士 費 用	合 計 額
2の1	■ ■ ■ ■	女	44	9・26	45	3・11	5か月	45	3・28	6か月		4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058		18,101,058 × 0.1=1,810,105	19,911,163円
6の1	■ ■ ■ ■	女	35	9・23	35	12・19	2か月	49	8・8	13歳10か月	13年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 9.3936 =34,286,640	(18,101,058+34,286,640) × 0.1=5,238,769	57,626,467円
8の1	■ ■ ■ ■	男	38	2・28	38	9・10	6か月	44	5・12	6歳2か月	5年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 4.3295 =15,802,675	(18,101,058+15,802,675) × 0.1= 3,390,373	37,294,106円
14の1	■ ■ ■ ■	女	44	1・2	45	3・2	1歳2か月	45	3・20	1歳2か月		4,795,300 × 0.5 × 7.9270 =19,006,171		19,006,171 × 0.1=1,900,617	20,906,788円
15の1	■ ■ ■ ■	女	40	2・1	40	9・8	7か月	51	12・7	11歳10か月	11年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 8.3064 =30,318,360	(18,101,058+30,318,360) × 0.1=4,841,941	53,261,359円
16の1	■ ■ ■ ■	男	31	8・8	35	4・6	3歳7か月	35	4・7	3歳7か月		4,795,300 × 0.5 × 8.7395 =20,954,262		20,954,262 × 0.1=2,095,426	23,049,688円
17の1	■ ■ ■ ■	男	33	1・29	33	10・6	8か月	46	3・20	13歳1か月	12年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 8.8633 =32,351,045	(18,101,058+32,351,045) × 0.1=5,045,210	55,497,313円
19の1	■ ■ ■ ■	男	30	12・14	31	12・1	11か月	32	2・6	1歳1か月		4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058		18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
20の1	■ ■ ■ ■	男	40	9・12	41	11・8	1歳1か月	41	11・13	1歳2か月		4,795,300 × 0.5 × 7.9270 =19,006,171		19,006,171 × 0.1=1,900,617	20,906,788円
22の1	■ ■ ■ ■	男	42	4・8	43	2・21	10か月	43	2・29	10か月		4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058		18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
23の1	■ ■ ■ ■	男	37	8・30	41	12・13	4歳3か月	41	12・31	4歳4か月		4,795,300 × 0.5 × 9.1764 =22,001,795		22,001,795 × 0.1=2,200,179	24,201,974円
25の1	■ ■ ■ ■	女	35	9・24	36	3・27	6か月	36	4・6	6か月		4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058		18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
30の1	■ ■ ■ ■	男	47	6・23	48	6・22	11か月	48	7・7	1歳		4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058		18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円

(別紙) 死亡被害者の請求損害損失額一覧表 (2)

番号	被害者氏名	性別	生年月日 (昭和)	接種年月日 (昭和)	接種時 年齢	死亡年月日 (昭和)	死亡時 年齢	要介護 期間	得べかりし利益	介護費	弁護士費用	合計額
32の1	■■■■	男	42・5・1	42・11・7 42・11・21	6か月 6か月	48・11・13	6歳6か月	6年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 5.0757 =18,526,305	(18,101,058+18,526,305) × 0.1=3,662,736	40,290,099円
34の1	■■■■	女	45・10・21	46・10・21	1歳	52・11・6	7歳	6年	4,795,300 × 0.5 × 7.9270 =19,006,171	3,650,000 × 5.0757 =18,526,305	(19,006,171+18,526,305) × 0.1=3,753,247	41,285,723円
35の1	■■■■	女	39・3・6	39・12・15	9か月	39・12・20	9か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
39の1	■■■■	女	32・10・10	33・10・14	1歳	45・8・20	12歳10か月	11年	4,795,300 × 0.5 × 7.9270 =19,006,171	3,650,000 × 8.3064 =30,318,360	(19,006,171+30,318,360) × 0.1=4,932,453	54,256,984円
43の1	■■■	女	34・9・5	35・3・30	6か月	57・7・9	22歳10か月	22年	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	3,650,000 × 13.163 =48,044,950	(18,101,058+48,044,950) × 0.1=6,614,600	72,760,608円
45の1	■■■■	男	25・9・27	43・5・30	17歳8か月	43・6・5	17歳8か月	/	4,795,300 × 0.5 × 17.3036=41,487,976	/	41,487,976 × 0.1=4,148,797	45,636,773円
46の1	■■■■	男	46・9・3	47・6・30	9か月	47・7・4	10か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
47の1	■■■■	男	42・7・22	43・4・5	8か月	43・4・5	8か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
48の1	■■■■	男	38・1・27	38・6・10	4か月	38・6・14	4か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
51の1	■■■	男	37・9・27	38・3・22	5か月	38・4・7	6か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
52の1	■■■■	男	47・10・19	48・6・19	8か月	48・6・26	8か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
54の1	■■■■	男	32・5・11	32・10・3	4か月	32・10・19	5か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円
57の1	■■■■	男	43・12・2	44・4・10	4か月	44・4・14	4か月	/	4,795,300 × 0.5 × 7.5495 =18,101,058	/	18,101,058 × 0.1= 1,810,105	19,911,163円

(別紙) 死亡被害者の請求損害損失額一覧表 (3)

番号	被害者氏名	性別	生年月日 (昭和)	接種年月日 (昭和)	接種時 年齢	死亡年月日 (昭和)	死亡時 年齢	要介護 期間	得べかりし利益 ①+②	介護費	慰謝料	弁護士費用	合計額
11の1	■■■■	女	41・8・15	42・10・13	1歳 1か月	61・7・19	19歳 11か月	18年	①18才~20才 $4,795,300 \times$ $(12.0853 - 11.2740)$ $=3,890,426$ ②20才~67才 $4,795,300 \times 0.5 \times$ $(19.2010 - 12.0853)$ $=17,060,958$	3,650,000 $\times 11.6895$ $=42,666,675$	15,000,000	(3,890,426+17,060,958+ 42,666,675+15,000,000) $\times 0.1$ $=7,861,805$	86,479,864 円

番号	被害者氏名	性別	生年月日 (昭和)	接種年月日 (昭和)	接種時 年齢	死亡年月日 (平成)	死亡時 年齢	要介護 期間	得べかりし利益 ①+②	介護費	慰謝料	弁護士費用	合計額
55の1	■■■■	男	35・8・18	44・11・13	9歳 2か月	4・2・28	31歳 6か月	22年	①18才~31才 $4,795,300 \times$ $(13.1630 - 7.1078)$ $=29,036,500$ ②31才~67才 $4,795,300 \times 0.5 \times$ $(18.8195 - 13.1630)$ $=13,562,307$	3,650,000 $\times 13.1630$ $=48,044,950$	15,000,000	(29,036,500+13,562,307+ 48,044,950+15,000,000) $\times 0.1$ $=10,564,375$	116,208,132 円

(別紙) 死亡被害者両親の請求損害損失額一覧表(1)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
2の2	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
2の3	■ ■ ■■■■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
6の2	■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
6の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
8の2	■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
8の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
14の2	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
14の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
15の2	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
15の3	■ ■ ■■■■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
16の2	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
16の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
17の2	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
17の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
19の2	■ ■ ■■■■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
19の3	■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
20の2	■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円
20の3	■ ■ ■ ■	1, 250万円	125万円	1, 375万円

(別紙) 死亡被害者両親の請求損害損失額一覧表(2)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
22の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
22の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
23の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
23の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
25の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
25の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
30の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
30の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
32の2	■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
32の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
34の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
34の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
35の2	■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
35の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
39の2	■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
39の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
43の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
43の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円

(別紙) 死亡被害者両親の請求損害損失額一覧表(3)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
45の2	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
45の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
46の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
46の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
47の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
47の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
48の2	■■■■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
48の3	■■■■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
51の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
51の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
52の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
52の3	■ ■ ■■■■	1,250万円	125万円	1,375万円
54の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
54の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
57の2	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円
57の3	■ ■ ■ ■	1,250万円	125万円	1,375万円

(別紙) 死亡被害者両親の請求損害損失額一覧表(4)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
11の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
11の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
55の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
55の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円

(別紙) Aランク生存被害者の請求損害損失額一覧表 (1)

番号	被害者氏名	性別	生年月日 (昭和)	接種日 年月日 (昭和)	接種時 年齢	要介護 期間	得べかりし利益	介護費	慰謝料	弁護士費用	合計額
1の1	■ ■ ■	男	38・9・21	39・11・9	1歳1か月	73年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.4322 =70,927,530	15,000,000	(38,012,343+70,927,530 +15,000,000) × 0.1=12,393,987	136,333,860 円
3の1	■ ■ ■ ■	女	41・2・5	42・3・7	1歳1か月	79年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(38,012,343+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,446,583	136,912,421 円
4の1	■ ■ ■ ■	女	38・7・27	39・4・24	8か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
5の1	■ ■ ■ ■	男	37・8・10	38・6・16	10か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
7の1	■ ■ ■ ■	女	38・7・8	38・11・14	4か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
9の1	■ ■ ■ ■	女	39・11・17	40・4・7	4か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
10の1	■ ■ ■ ■	男	40・6・14	40・11・29	5か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
12の1	■ ■ ■ ■	女	40・10・5	41・9・13	11か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
21の1	■ ■ ■ ■	女	32・11・10	33・5・8	5か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
24の1	■ ■ ■ ■	女	42・11・21	43・5・10 43・5・27	5か月 6か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
26の1	■ ■ ■ ■	男	39・12・7	40・7・2	6か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
27の1	■ ■ ■ ■	男	43・7・17	44・9・22	1歳2か月	73年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.4322 =70,927,530	15,000,000	(38,012,343+70,927,530 +15,000,000) × 0.1=12,393,987	136,333,860 円

(別紙) A ランク生存被害者の請求損害損失額一覧表 (2)

番号	被害者氏名	性別	生年月日 (昭和)	接種 年月日 (昭和)	接種時 年齢	要介護 期間	得べかりし利益	介護費	慰謝料	弁護士費用	合計額
28の1	■ ■ ■ ■	男	38・7・19	39・5・13	9か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
31の1	■ ■ ■ ■	女	44・7・26	44・12・2	4か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
33の1	■ ■ ■ ■	男	39・11・12	40・6・7	6か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
36の1	■ ■ ■ ■	男	38・9・11	39・2・28	5か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
38の1	■ ■ ■ ■	男	45・1・12	45・10・15	9か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
40の1	■ ■ ■ ■	男	36・9・11	37・12・8	1歳2か月	73年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.4322 =70,927,530	15,000,000	(38,012,343+70,927,530 +15,000,000) × 0.1=12,393,987	136,333,860 円
41の1	■ ■ ■ ■	男	44・9・20	45・5・18	7か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
44の1	■ ■ ■ ■	女	33・7・19	34・11・10	1歳3か月	79年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(38,012,343+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,446,583	136,912,421 円
50の1	■ ■ ■ ■	女	37・1・17	37・12・4	10か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円
53の1	■ ■ ■ ■	男	36・10・8	37・4・9	6か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
56の1	■ ■ ■ ■	男	27・5・19	27・10・20	5か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
58の1	■ ■ ■ ■	女	40・8・27	41・3・3	6か月	79年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.5763 =71,453,495	15,000,000	(36,202,117+71,453,495 +15,000,000) × 0.1=12,265,561	134,921,173 円

(別紙) Aランク生存被害者の請求損害損失額一覧表 (3)

番 号	被害者氏名	性別	生 年 日 (昭和)	接 種 日 年 月 日 (昭和)	接 種 時 間 年 齢	要介護 期 間	得べかりし利益	介 護 費	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
59の1	■ ■ ■ ■	男	47・1・11	48・11・13	1歳10か月	73年	4,795,300 × 7.9270 =38,012,343	3,650,000 × 19.4322 =70,927,530	15,000,000	(38,012,343+70,927,530 +15,000,000) × 0.1=12,393,987	136,333,860 円
60の1	■ ■ ■ ■	男	48・8・10	49・4・12	8か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
61の1	■ ■ ■ ■	男	37・4・8	37・10・20 37・11・6 37・11・20	6か月 6か月 7か月	74年	4,795,300 × 7.5495 =36,202,117	3,650,000 × 19.4592 =71,026,080	15,000,000	(36,202,117+71,026,080 +15,000,000) × 0.1=12,222,819	134,451,016 円
62の1	■ ■ ■ ■	女	36・9・5	38・11・18	2歳2か月	78年	4,795,300 × 8.3233 =39,912,720	3,650,000 × 19.5551 =71,376,115	15,000,000	(39,912,720+71,376,115 +15,000,000) × 0.1=12,628,883	138,917,718 円

(別紙) Aランク生存被害者両親の請求損害損失額一覧表(1)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
1の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
1の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
3の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
3の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
4の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
4の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
5の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
5の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
7の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
9の2	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
9の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
10の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
10の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
12の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
12の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
21の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
21の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
24の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円

(別紙) Aランク生存被害者両親の請求損害損失額一覧表(2)

番号	両親氏名	慰謝料	弁護士費用	合計額
24の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
26の2	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
26の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
27の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
27の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
28の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
28の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
31の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
31の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
33の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
33の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
36の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
36の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
38の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
38の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
40の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
40の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
41の2	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
42の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
44の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円

(別紙) Aランク生存被害者両親の請求損害損失額一覧表(3)

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
44の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
50の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
50の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
53の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
53の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
56の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
56の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円
58の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
58の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
59の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
59の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
60の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
60の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
61の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
61の3	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
62の2	■ ■ ■ ■	500万円	50万円	550万円
62の3	■ ■ ■■■■	500万円	50万円	550万円

(別紙) Bランク生存被害者の請求損害損失額一覧表

番 号	被害者氏名	性別	生 年 日 (昭和)	接 種 日 (昭和)	接 種 時 間 年 月 日	要介護 期 間	得べかりし利益	介 護 費	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
18の1	■■■■	女	40・5・7	41・4・23	11か月	79年	$4,795,300 \times 0.8 \times 7.5495$ =28,961,693	$1,825,000 \times 19.5763$ =35,726,747	12,000,000	$(28,961,693+35,726,747$ $+12,000,000) \times 0.1=7,668,844$	84,357,284円
29の1	■■■■	女	35・6・17	36・1・16	6か月	79年	$4,795,300 \times 0.8 \times 7.5495$ =28,961,693	$1,825,000 \times 19.5763$ =35,726,747	12,000,000	$(28,961,693+35,726,747$ $+12,000,000) \times 0.1=7,668,844$	84,357,284円
37の1	■■■■	女	35・11・19	36・7・25	8か月	79年	$4,795,300 \times 0.8 \times 7.5495$ =28,961,693	$1,825,000 \times 19.5763$ =35,726,747	12,000,000	$(28,961,693+35,726,747$ $+12,000,000) \times 0.1=7,668,844$	84,357,284円
63の1	■■■■	女	48・1・9	49・9・18	1歳8か月	79年	$4,795,300 \times 0.8 \times 7.9270$ =30,409,874	$1,825,000 \times 19.5763$ =35,726,747	12,000,000	$(30,409,874+35,726,747$ $+12,000,000) \times 0.1=7,813,622$	85,950,283円

(別紙) Bランク生存被害者両親の請求損害損失額一覧表

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
18の2	■ ■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
18の3	■ ■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
29の2	■ ■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
29の3	■ ■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
37の2	■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
37の3	■ ■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
63の2	■ ■ ■	400万円	40万円	440万円
63の3	■ ■ ■■■■	400万円	40万円	440万円

(別紙) Cランク生存被害者の請求損害損失額一覧表

番号	被害者氏名	性別	生月 年日 (昭和)	接年 月日 (昭和)	接種時 年齢	介助不要 となった 年齢	要介護 期間	得べかりし利益	介護費	慰謝料	弁護士費用	合計額
13の1	■ ■ ■ ■	男	42・5・17	42・10・23	5か月	15歳	15年	$4,795,300 \times 0.6 \times 7.5495$ =21,721,270	$1,825,000 \times 10.3796$ =18,942,770	10,000,000	$(21,721,270 + 18,942,770$ $+ 10,000,000) \times 0.1 = 5,066,404$	55,730,444円
42の1	■ ■ ■ ■	男	42・10・12	43・5・22	7か月	15歳	15年	$4,795,300 \times 0.6 \times 7.5495$ =21,721,270	$1,825,000 \times 10.3796$ =18,942,770	10,000,000	$(21,721,270 + 18,942,770$ $+ 10,000,000) \times 0.1 = 5,066,404$	55,730,444円

(別紙) Cランク生存被害者両親の請求損害損失額一覧表

番 号	両 親 氏 名	慰 謝 料	弁 護 士 費 用	合 計 額
13の2	■ ■ ■ ■	300万円	30万円	330万円
13の3	■ ■ ■ ■	300万円	30万円	330万円
42の2	■ ■ ■ ■	300万円	30万円	330万円
42の3	■ ■ ■ ■	300万円	30万円	330万円

給付一覽表(1)

(単位:円)

原告 番号	被接種者 氏名	交出 年度	旧 制 度					新 制 度					他 制 度					合 計	備 考
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	市 制 金	両市敷金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死 亡 一時金	葬祭料	地方自治 体単独 給付分	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当		
1	■ ■	40										250,000						250,000	
		46		2,700,000								1,350,000						4,050,000	
		48			120,000													120,000	
		49			144,000													144,000	
		50			204,000													204,000	
		51			224,000													224,000	
		52										482,500					52,500	535,000	※福祉手当は 総額分以前不 明
		53										619,250					69,750	689,000	
		54										711,850					83,750	795,600	
		55										833,750					102,250	936,000	
		56										678,850	436,200				114,750	1,229,800	
		57											1,775,800				122,200	1,898,000	
		58											1,837,800				126,600	1,964,400	
		59											1,863,350				128,350	1,991,700	
		60											1,925,350				132,750	2,058,100	
		61											2,003,400				33,750	583,875	2,621,025
		62											1,726,920				781,950	2,508,870	
		63											1,861,490				783,175	2,645,265	
		元											1,965,350				820,375	2,785,725	
		2											2,040,420				846,825	2,887,245	
	3											513,490					212,900	726,390	
	小 計		2,700,000	692,000							3,326,200	17,949,570			1,600,000	966,650	4,029,700	31,264,120	
2	■ ■	46				2,700,000												2,700,000	
		49																1,350,000	
		52																2,000,000	
	小 計					2,700,000	2,000,000											1,350,000	6,050,000

給付一覽表(2)

(単位:円)

原告 番号	被 接 種 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度			新 制 度				地方自治 体単 独 給 付 分	他 制 度				合 計	備 考	
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当		障害児 養育年金	障害年金	死亡 一時金	葬料			特別児童 扶養手当
3	■■■■	46		2,700,000													2,700,000
		48			120,000												120,000
		49			144,000												144,000
		50			144,000												144,000
		51			153,000												153,000
		52							24,702	193,500	140,000						358,202
		53							30,635	152,500	99,500						282,635
		54							28,863	223,500	150,500						402,863
		55							20,967	260,500	176,500				13,060		471,017
		56							57,349	287,500	373,900				46,200		764,949
		57							59,948	306,400	643,200				43,070		1,052,618
		58							77,760	303,200	662,400				2,000		1,045,360
		59							139,582	314,700	89,300	885,590					1,429,172
		60							85,083	315,500		1,166,408					1,566,991
		61							85,811	332,300		1,220,806					1,638,919
		62							47,500	328,200		1,238,808					1,614,508
		63							29,510	329,700		926,590					1,287,800
	元							24,450	310,600		990,750					1,325,800	
	2							46,810	354,650		1,035,970					1,437,430	
	小計			2,700,000	561,000			758,970	4,012,750	2,335,300	7,466,924			104,320		17,939,264	
4	■■■■		0	2,700,000	692,000				4,095,400	1,733,100	15,128,627				600,000		32,434,873
				2,700,000	692,000				4,095,400	1,733,100	15,128,627				600,000		32,434,873
5	■■■■	46		2,700,000													2,700,000
		52									265,000						265,000
		53									338,000						338,000
		54									388,600						388,600
		55									292,600	603,867					896,467
		56									228,000	1,872,100					2,100,100
		57									316,400	1,990,000					2,306,400
		58									325,200	2,056,400			452,400		2,834,000
		59									328,700	2,083,700			456,600		2,869,000
		60									337,500	2,150,100			469,200		2,956,800
		61									348,300	1,848,750				648,750	3,005,000
		62									352,200	1,496,120					2,630,653
		63									353,700	1,496,190					2,633,739
		元									362,100	1,586,750					2,781,350
	2									370,650	2,013,020					3,235,270	
	小計			2,700,000					3,322,750	1,284,200	19,196,997			1,537,400		3,899,032	31,940,379

給付一覽表(3)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏名	支出 年度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度					合 計	備 考
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当		
6		46		2,700,000														2,700,000	
		48				120,000												120,000	
		49				60,000												60,000	
		52						2,000,000										2,000,000	
		小 計			2,700,000	180,000		2,000,000										4,890,000	
7		46		2,700,000														2,700,000	
		51				692,000												692,000	
		52								700,000								700,000	政令附則第2 条による調整 額 275,000
		53								706,400								706,400	
		54								182,000	835,200							1,017,200	
		55								266,500	714,000							980,500	
		56								295,500	585,200	809,917						1,690,617	
		57								310,400		1,977,000						2,287,400	
		58								315,200		2,043,400						2,358,600	
		59								320,700		2,070,700						2,391,400	
		60								329,500		2,137,100						2,466,600	
		61							39,700	338,300		1,986,550					583,875	2,948,425	
		62								346,200		1,935,520					781,950	3,063,670	
		63								351,700		1,940,490					783,775	3,075,965	
		元								362,100		2,044,350					820,375	3,226,825	
	2								368,650		2,119,420					846,825	3,334,895		
	小 計			2,700,000	692,000			39,700	3,786,750	3,540,800	19,064,447					3,816,800	33,640,497		
8		46					2,700,000											2,700,000	
		52							2,000,000									2,000,000	
		小 計					2,700,000		2,000,000									4,700,000	

給付一覽表(4)

(単位:円)

原告 番号	被接種者 氏名	支出 年度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考	
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当			特別障 害者手当
9	■■■■	46		2,700,000														2,700,000	
		52																346,000	
		53																257,000	
		54																388,600	
		55																455,000	
		56																500,200	
		57																650,317	
		58																2,029,400	
		59																2,056,700	
		60																2,123,100	
		61																1,972,550	
		62															778,500	2,751,050	
		63															783,096	2,704,616	
		元															783,096	2,709,586	
	2																832,500	2,759,500	
	3																103,350	103,350	(追加分)
	小計			2,700,000													2,105,420	638,700	2,744,120
																		3,815,892	25,278,538
10	■■■■	48		2,000,000									1,000,000					3,000,000	
		52																182,500	
		53																228,500	
		54																268,600	
		55																303,000	
		56																333,000	
		57																106,400	350,800
		58						3,660	81,300	180,600	650,800								916,360
		59																110,400	1,301,660
		60																291,000	1,379,900
		61																354,800	1,682,230
		62																355,600	1,791,840
		63																308,300	2,001,490
		元																354,100	2,105,350
	2																356,650	2,180,420	
	3																	548,490	
	小計			2,000,000				3,660	2,318,550	1,837,000	13,642,120		1,000,000					74,000	4,387,895
																		212,898	761,388
																		25,263,225	

給付一覽表(5)

(単位:円)

原告番号	被扶養者氏名	支出年度	旧		制		新					地方自治体単独給付分	他					合計	備考	
			医療費	後遺症一時金	後遺症特別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児養育年金	障害年金		死亡一時金	葬祭料	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当			福祉手当
11	■ ■	47		2,700,000														2,700,000		
		49			120,000														120,000	240,000
		50			144,000														1,494,000	1,638,000
		51			180,000														180,000	360,000
		52			204,000														204,000	408,000
		53																	612,000	612,000
		54																	510,000	510,000
		55																	448,750	448,750
		56																	499,850	499,850
		57																	526,600	526,600
		58																	1,332,100	543,000
		59																	233,900	364,550
		60																	322,800	1,398,750
		61																	281,800	846,883
	62																		11,279,000	
	小計			2,700,000	648,000														11,392,000	
																			11,279,000	
																			113,000	
																			1,998,000	
																			1,662,900	
																			46,200	
																			33,750	
																			421,450	
																			27,244,466	
12	■ ■	45		2,700,000															4,050,000	(障害児1級)
		52																	535,000	(")
		53																	522,500	(6月障害児2級)
		54																	474,100	(障害児2級)
		55																	555,500	(")
		56																	610,500	(")
		57																	643,200	(")
		58																	526,900	13,133
		59																	0	216,200
		60																	630,500	301,200
		61																	638,980	181,000
		62																	668,570	546,600
		63																	945,090	625,575
		元																	1,147,380	1,294,145
	2																	1,194,710	627,025	
	小計			2,700,000															1,872,185	(")
																			656,300	1,803,680
																			677,475	(")
																			3,185,975	17,493,518
																			1,350,000	935,300
																			1,350,000	935,300
																			1,662,900	46,200
																			421,450	
																			11,279,000	113,000
																			1,998,000	1,998,000
																			1,662,900	46,200
																			421,450	
																			11,392,000	
																			11,279,000	
																			113,000	
																			1,998,000	
																			1,662,900	
																			46,200	
																			33,750	
																			421,450	
																			27,244,466	

給付一覽表(7)

(単位:円)

原告 番号	被接種者 氏名	支出 年度	旧 制 度			新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考				
			医療費	快 速 一 時 金	後遺症特 別給付金	弔 慰 金	弔 慰 金	医療費	医療手当	障害児 養育年金		障害年金	死 亡 一 時 金	葬 祭 料	特別児童 扶養手当			障害児 福祉手当	特別障 害者手当	福祉手当	障 害 基礎年金
18	■■■■	45		2,000,000								1,000,000					3,000,000				
		48			90,000												90,000				
		49			108,000												108,000				
		50			144,000												144,000				
		51			153,000												153,000				
		52							352,500								352,500				
		53							260,250						53,250		313,500				
		54							390,350						83,750		474,100				
		55							453,250						102,250		555,500				
		56							485,750						114,750		610,500				
		57							521,000						122,750		643,750				
		58							414,750	672,588					126,600		1,213,938				
		59								1,168,750					128,350		1,297,100				
		60								1,207,650					132,750		1,340,400				
		61								729,500							729,500				
		62								1,162,570					* 398,000	33,750	233,550	1,394,800	*障害福祉年金		
		63								1,165,290							250,810	1,416,100			
		元								1,230,380							262,520	1,492,900			
	2								1,277,710							270,990	1,548,700				
	小 計			2,000,000	495,000				2,887,850	8,614,438		1,000,000			398,000	898,200	1,268,100	17,561,588			
19	■■■■	47				1,700,000												1,700,000			
		52						2,000,000											2,000,000		
	小 計					1,700,000		2,000,000											3,700,000		
20	■■■■	46				2,700,000													2,700,000		
		52						2,000,000												2,000,000	
	小 計					2,700,000		2,000,000												4,700,000	

給付一覽表(8)

(単位:円)

原告 番号	被接種者 氏名	支出 年度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度					合 計	備 考
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当		
21	■■■■	46										2,000,000						2,000,000	
		47		2,000,000														2,000,000	
		49			108,000													108,000	
		50			144,000													144,000	
		51			168,000													168,000	
		52																	
		53							264,000					270,000				815,500	921,300
		54												281,500				837,400	1,361,000
		55																828,000	1,161,000
		56																882,000	1,207,000
		57																930,700	1,298,600
		58																949,200	1,369,500
		59																967,200	1,401,600
		60																1,000,800	1,426,600
		61																1,000,800	1,475,600
		62																1,216,200	1,475,600
		63																1,223,960	1,994,700
		元																1,224,800	2,007,060
	2																1,307,400	2,008,798	
	小 計			2,000,000	420,000				264,000				2,000,000	551,500			1,340,160	6,974,298	26,384,418
22	■■■■	46				2,700,000												2,700,000	
		52																2,000,000	2,700,000
	小 計					2,700,000												2,000,000	4,700,000
23	■■■■	46				2,700,000												2,700,000	
		52																2,000,000	2,700,000
	小 計					2,700,000												2,000,000	4,700,000

給付一覽表(9)

(単位:円)

原告番号	被接種者氏名	支出年度	旧 制 度			新 制 度					地方自治体単独給付分	他 制 度				合 計	備 考			
			医療費	後遺症一時金	後遺症特別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児養育年金		障害年金	死亡一時金	葬料	特別児童扶養手当			障害児福祉手当	特別障害者手当	福祉手当
24	■■■■	46		2,700,000								1,350,000					4,050,000			
		49			144,000													144,000		
		50			204,000													204,000		
		51			224,000													224,000		
		52										349,500					281,500	69,000	700,000	
		53										296,500	256,750			214,000	53,250	820,500		
		54										223,500	388,250			323,600	83,750	1,019,100		
		55										258,500	454,750			379,000	102,250	1,194,500		
		56										287,500	499,850			416,600	114,750	1,318,700		
		57										300,400	526,600			438,800	122,200	1,388,000		
		58										311,200	543,000			452,400	126,600	1,433,200		
		59										320,700	548,950			457,300	128,350	1,455,300		
		60										335,500	517,000	116,917		470,600	132,750	1,572,767		
		61										348,300		1,440,800		486,600	137,700	2,413,400		
		62										350,200		1,461,500		492,300	139,500	2,443,500		
		63										353,700		1,481,847				313,509	3,134,547	
	元										362,100		1,889,350				328,150	2,579,600		
	2										370,650		1,964,420				338,730	2,673,800		
	3										93,150		494,490				85,160	672,800		
	小計			2,700,000	572,000						4,211,900	4,084,650	9,834,815		1,350,000	4,412,700	1,210,100	1,065,549	29,441,714	
25	■■■■	46																2,000,000		
		52																2,000,000		
	小計																	2,000,000	2,000,000	4,000,000

給付一覽表(10)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏名	支出 年度	旧 制 度			新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考		
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金		障害年金	死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当			障害児 福祉手当	特別障 害者手当
26	■■■■	46										2,000,000					2,000,000		
		47		2,000,000														2,000,000	
		49			108,000													108,000	
		50			144,000													144,000	
		51			153,000													153,000	
		52															322,500	322,500	
		53							121,883	365,000	412,500							899,383	
		54							58,176	224,500	474,100							756,776	
		55							51,248	257,500	555,500							864,248	
		56							45,634	282,500	928,900							1,257,034	
		57							40,848	248,400		1,087,600						1,376,848	
		58							57,060	357,400		1,301,600						1,716,060	
		59							53,003	306,700		1,319,100						1,677,803	
		60							60,840	315,300		1,362,400						1,738,540	
		61							59,020	300,500		1,416,800						1,776,320	
		62							51,350	301,200		997,730					437,070	1,787,350	
		63							56,720	302,400		1,187,290					627,025	2,173,435	
		元							66,940	311,500		1,252,380					656,300	2,287,120	
	2							64,950	347,950		1,299,710					677,475	2,390,085		
	小計			2,000,000	405,000			787,672	3,919,850	2,693,500	11,224,610						2,397,870	25,428,502	

給付一覽表(11)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏名	支出 年度	旧 制 度			新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考		
			医療費	後遺症 一時 金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金		障害年金	死 亡 一 時 金	葬祭料	特別児童 扶養手当			障害児 福祉手当	特別障 害者手当
27	■ ■	46										2,000,000					2,000,000		
		47		2,700,000														2,700,000	
		48			120,000													120,000	
		49			144,000													144,000	
		50			204,000													204,000	
		51			224,000													224,000	
		52								201,375								201,375	
		53								337,750				281,500		69,000		688,250	
		54								388,650				189,200		47,000		624,850	
		55								455,000								455,000	
		56								500,200								500,200	
		57								526,400								526,400	
		58								542,400								542,400	
		59								548,700								548,700	
		60								565,100								565,100	
		61								339,400	867,333							1,206,733	
		62									2,093,300							2,093,300	
	63									1,968,334						326,666	2,295,000		
	元									1,889,350						820,375	2,709,725		
	2									1,966,380						842,060	2,808,380		
	小 計		2,700,000	692,000				4,404,975	8,784,647			2,000,000	470,700		116,000	1,989,091	21,157,413		
28	■ ■	47		2,700,000								2,000,000					4,700,000		
		52								265,000							265,000		
		53								338,000							338,000		
		54								388,600							388,600		
		55								455,000							455,000		
		56								284,200	804,083						1,088,283		
		57									1,963,000						1,963,000		
		58									2,829,400						2,829,400		
		59									2,056,700						2,056,700		
		60									2,123,100						2,123,100		
		61									2,206,100						2,206,100		
		62									452,170					2,249,230	2,701,400		
		63									1,926,490					783,775	2,710,265		
		元									2,030,350					820,375	2,850,725		
	2									2,105,420					846,825	2,952,245			
	小 計		2,700,000					1,730,800	17,696,813			2,000,000			4,700,205	28,827,818			

給付一覽表(12)

(単位:円)

原告 番号	被 保 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体 単 独 給 付 分	他 制 度				合 計	備 考	
			医療費	放 達 症 一 時 金	後 遺 症 特 別 給 付 金	弔 慰 金	再 弔 慰 金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一 時 金	葬 料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当			特別障害 者手当
29	■■■■	47		2,000,000														2,000,000	
		48			90,000													90,000	
		49			108,000													108,000	
		50			144,000													144,000	
		51			153,000													153,000	
		52									421,000							421,000	
		53								99,000	848,750							947,750	
		54									1,165,000							1,165,000	
		55									1,217,000							1,217,000	
		56									1,300,200							1,300,200	
		57									1,369,600							1,369,600	
		58									1,396,600							1,396,600	
		59									1,421,600							1,421,600	
		60									1,470,600							1,470,600	
		61									1,141,950							1,141,950	
	62														2,897,000	4,038,950	6,935,950	除、基礎年金及び 特別の障害者補 給年金の額として 支給されたこと により、特別扶 養手当等7条 3項の規定によ り給付額が基礎 年金分止(S 621-653.12)	
	63									389,510							389,510		
	元									1,261,100							1,261,100		
	2									1,335,160							1,335,160		
	小計			2,000,000	495,000					520,000	14,317,070						14,837,070		
30	■■■■	48	71,060				4,200,000							2,000,000				6,271,060	
		52				0	2,000,000											2,000,000	
	小計		71,060				4,200,000	2,000,000						2,000,000				8,271,060	

給付一覽表(14)

(単位:円)

原告 番号	被 接 種 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度			新 制 度					地方自治 体 単 独 給 付 分	他 制 度				合 計	備 考		
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	弔弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金		障害年金	死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当			障害児 福祉手当	特別障 害者手当
33	■■■■	46		2,700,000													2,700,000		
		48			120,000													120,000	
		49			144,000													144,000	
		50			204,000													204,000	
		51			224,000													224,000	
		52							321,000									321,000	
		53							371,500									371,500	
		54							419,500									419,500	
		55							454,750									454,750	
		56							499,850									499,850	
		57							481,350	120,867								602,217	
		58								1,450,400								1,450,400	
		59								1,471,050								1,471,050	
		60								1,519,750								1,519,750	
		61								1,632,200								1,632,200	
		62								1,671,020								1,671,020	
		63								1,675,240								1,675,240	
	元								1,767,250								1,767,250		
	2								1,833,830								1,833,830		
	小計			2,700,000	692,000				2,547,950	13,141,607							19,061,557		
34	■■■■	47	120,718														120,718		
		49														100,000	100,000		
		50		4,900,000													4,900,000		
		51													2,200,000		2,200,000		
		52								238,000							238,000		
	小計	120,718	4,900,000						238,000						2,300,000		7,568,718		
35	■■■■	48				2,000,000											2,000,000		
		53														2,000,000	2,000,000		
	小計					2,000,000	2,000,000										4,000,000		

給付一覧表(15)

(単位:円)

原告 番号	被 保 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度			新 制 度						名古屋市 単 給 付 分	愛 知 県 単 給 付 分	他 制 度				合 計	備 考		
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔 慰 金	再弔 慰 金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金			死 亡 一 時 金	葬 料	障害児 福祉手当	特別障 害者手当			福祉手当	障害 基礎年金
36	■■■■	46		2,700,000															2,700,000		
		49			228,000															228,000	
		50			183,000															183,000	
		51			228,000															228,000	
		52			53,000															53,000	
		53								9,500	76,000	349,500								434,000	
		54								13,350	158,000	346,000								517,350	
		55								7,200	148,000	407,000								562,200	
		55								14,550	234,500	346,750								595,800	
		56								19,700	257,500	442,250								729,450	
		57								50,000	193,100									243,100	
		58								108,200	225,900	1,803,700								2,137,800	
		59								43,800	203,300	1,485,050								1,732,150	
		60									266,300	1,533,750								1,800,050	
		61								21,100	218,200	1,646,200								1,885,500	
		62								27,280	193,400	1,685,020								1,985,700	
		63								30,900	221,800	1,689,240								1,941,940	
		元								6,963	227,400	1,781,250								1,815,613	
	2									120,200	1,847,830								1,968,030		
	3										464,960								464,960		
	小計			2,700,000	692,000				352,543	2,743,600	1,891,500	16,247,750			85,000	123,750	1,499,700	1,291,920	421,450	4,029,700	32,078,913

57年度以前の支給額について、記録なし。
(既文責保年限経過)

給 付 一 覧 表 (1 6)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏 名	支出 年度	旧 制 度					新 制 度					地方自治 体単独 給 付 分	他 制 度					合 計	備 考				
			医療費	快 速 症 時 金	快 速 症 特 別 給 付 金	弔 慰 金	再 弔 慰 金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死 亡 時 金		葬 祭 料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障害 者手当	福祉手当			障害 基礎年金			
37	■■■■	47		1,300,000															1,300,000					
		49		650,000	144,000															794,000				
		50			180,000															180,000				
		51			187,000															187,000				
		52													40,600			25,000		252,600				
		53												52,000	546,000				252,400	64,000	316,400			
		54												246,000					279,200	72,000	949,200			
		55												284,000					318,400	89,000	1,609,000			
		56												304,500					117,000	135,200	1,420,100			
		57												319,700					117,000	423,200	1,561,850			
		58												298,100					123,850	443,900	1,374,850			
		59												330,200					126,600	452,400	1,288,700			
		60												338,200					129,100	459,400	1,336,980			
		61												350,400					134,100	474,800	1,380,250			
		62												323,400							311,400	1,352,400		
		63												354,000							313,240	2,030,660		
		元												364,800							313,600	1,513,580		
		2												372,600							333,000	1,587,060		
	小 計			1,950,000	511,000								3,937,900	546,000	8,683,306				986,650	4,000,780	21,881,435			
38	■■■■		112,590	4,200,000									4,389,600	5,353,800	5,218,070				1,180,000		990,350	21,444,410	内80,000円は「お 見舞金」として (20,000円×40年分)	
	小 計		112,590	4,200,000									4,389,600	5,353,800	5,218,070				1,180,000		990,350	21,444,410		
39	■■■■	46				2,700,000																2,700,000		
		52						2,000,000															2,000,000	
	小 計					2,700,000	2,000,000																4,700,000	

給付一覽表(17)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏名	支出 年度	旧 制 度					新 制 度					地方自治 体单独 給付分	他 制 度				合 計	備 考				
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔 慰 金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死 亡 一 時 金		葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当			福祉手当	障 害 基礎年金		
40	■■■■	45		2,700,000									2,000,000						4,700,000				
		52																	265,000				
		53																	338,000				
		54																	280,600	429,500	710,100		
		55																		1,757,000			
		56																108,000		1,764,100	1,872,100		
		57																	1,551,200		438,800	1,990,000	
		58																	1,604,000		452,400	2,056,400	
		59																	1,626,400		457,300	2,083,700	
		60																		1,679,500		470,600	2,150,100
		61																		1,880,150		703,275	2,583,425
		62																		1,948,520		781,950	2,730,470
		63																		1,953,490		783,775	2,737,265
		元																		2,057,350		870,375	2,927,725
	2																		2,132,420		846,828	2,979,248	
	小 計			2,700,000										2,000,000			108,000		883,600	20,383,630	5,805,303	31,880,533	
41	■■■■	47		2,700,000									2,000,000								4,700,000		
		52																		265,000	265,000		
		53																		338,000	338,000		
		54																		388,600	388,600		
		55																		455,000	455,000		
		56																		500,200	500,200		
		57																	1,189,400	526,400		1,715,800	
		58																	325,200	542,400		867,600	
		59																	328,700	548,700		877,400	
		60																		337,500	565,100		902,600
		61																		348,300	584,400		932,700
		62																		352,200	442,800	518,800	1,313,800
		63																		353,700	2,077,000		2,430,700
		元																		362,100	2,112,250	208,125	2,682,475
	2																		370,650	1,942,420	846,825	3,159,895	
	小 計			2,700,000										2,000,000					3,967,750	5,156,600	1,054,950	21,529,770	

給付一覽表 (18)

(単位:円)

原告 番号	被 接 種 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度			新 制 度						地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考	
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	弔弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当			特別障害 者手当
42	■■■■	45		2,000,000									11,150					2,011,150	
		49			108,000													108,000	
		50			144,000													174,240	
		51																22,470	
		62					72,930	498,000	4,923,800	1,936,268								7,430,998	
		63					9,360	356,400		905,500								1,271,260	
		元					1,500	252,000		963,400								1,216,900	
		2					4,200	344,700		1,005,325								1,354,225	
		小 計			2,000,000	252,000	87,990	1,451,100	4,923,800	4,810,493				63,860				13,589,243	
43	■■■■	46		2,700,000														2,700,000	
		52						54,000	184,000	825,500								1,063,500	
		53						339,000		1,263,250								1,622,250	
		54						226,000		1,784,000								2,010,000	
		55						264,000		1,858,000								2,122,000	
		56						286,000		1,973,100								2,259,100	
		57						93,000		1,200,383	7,883,000	97,000						9,276,383	
	小 計			2,700,000			1,265,000	184,000	8,924,233	7,883,000	97,000						21,053,233		
44	■■■■	46		2,700,000														2,700,000	
		50			204,000													204,000	
		51			224,000													224,000	
		52							1,728,583									1,728,583	
		53							1,723,000									1,723,000	S 53.8~56.3分
		54							1,799,000									1,799,000	旧障害福祉年金の 請求が送られて時刻 消滅
		55							1,403,250									1,403,250	
		56							1,973,100									1,973,100	S 56.4~56.7分 所得証明が出来ず 支給停止
		57							2,091,000									2,091,000	
		58						1,215,500		2,157,400								3,372,900	S 56.8~61.3分 この間の分をま めて2,118,500円 をS.61.10に支給 した。
		59							305,700		2,184,700							2,490,400	
		60							315,300		2,251,100							2,566,400	
		61							1,158,800		325,700					■2,767,250		4,251,750	
		62							328,600		872,772						782,333	1,963,705	
		63							329,900		2,054,488						783,844	3,168,237	
	元							339,900		2,158,350						824,416	3,322,666		
	2							347,950		2,420,666						848,415	3,617,031		
	小 計			2,700,000	428,000			3,506,550		25,976,209						6,006,263	38,619,022		
45	■■■■	47											2,700,000					2,700,000	
	小 計												2,700,000					2,700,000	
46	■■■■	47				2,700,000												2,700,000	
	小 計					2,700,000												2,000,000	
	52							2,000,000										2,000,000	
	小 計					2,700,000												4,700,000	

給付一覧表(19)

(単位:円)

原告 番号	被接種者 氏名	支出 年度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度				合 計	備 考			
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	弔弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金		死 亡 一時金	葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当			特別障 害者手当	福祉手当	障害 基礎年金
47	■■■■	46				2,700,000												2,700,000			
		52						2,000,000											2,000,000		
		小 計				2,700,000	2,000,000												4,700,000		
48	■■■■	48				2,000,000													2,000,000		
		52						2,000,000											2,000,000		
		小 計				2,000,000	2,000,000												4,000,000		
49	取り下げ																				
50	■■■■	46		2,000,000															2,000,000		
		48			90,000												90,000			180,000	
		49			108,000												1,108,000			1,216,000	
		50			144,000												132,000			276,000	
		51			168,000												144,000			312,000	
		52								174,500	421,500									596,000	
		53							8,547	198,000	422,400									628,947	
		54								192,000	409,200									601,200	
		55								236,500	44,000	1,035,172								1,315,672	
		56								287,500		1,201,500								1,489,000	
		57								294,400		1,278,400								1,572,800	
		58								301,200		1,321,600								1,622,800	
		59								302,700		467,800						871,300		1,641,800	
		60								313,500		873,400						548,800		1,735,700	
		61								326,300		1,083,850						352,950		1,763,100	
		62								328,200		1,142,020						312,780		1,783,000	
		63								329,700		1,144,590						313,510		1,787,800	
元								344,100		1,206,750						328,150		1,879,000			
2								346,650		1,251,970						338,730		1,937,350			
3								87,150		315,036						85,160		487,346			
小 計			2,000,000	510,000				8,547	4,062,400	1,297,100	12,322,088				1,474,000		3,151,380	24,825,515			
51	■■■■	46				2,000,000										1,000,000			3,000,000		
		53																	2,000,000		
		小 計				2,000,000	2,000,000									1,000,000			5,000,000		

給付一覧表(20)

(単位:円)

報告書号	被扶養者氏名	支出年度	旧制			新制			地方自治体単独給付分	他制					合計	備考			
			医療費	快速症一時金	快速症特別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費		医療手当	障害児養育年金	障害年金	死亡一時金	葬祭料			特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当
52	■■■■	48							2,000,000								2,000,000		
		49	6,147															6,147	
		52				4,200,000	2,000,000											6,200,000	
		小計	6,147			4,200,000	2,000,000			2,000,000								8,206,147	
53	■■■■	47		2,700,000														2,700,000	
		52						229,000	346,000									575,000	
		53						216,000	346,400									562,400	
		54						250,000	227,200	725,833								1,203,033	
		55						284,000		1,345,499								1,629,499	
		56						78,000		2,124,099								2,202,099	
		57						319,700		2,037,332								2,357,032	
		58						325,200		2,150,400								2,475,600	
		59						330,200		2,107,700								2,437,900	
		60						340,200		2,174,100								2,514,300	
		61						350,400		2,023,550								2,373,950	
		62						352,800		1,972,520								2,325,320	
		63						354,000		1,977,580								2,331,580	
		元						364,800		2,081,260								2,446,060	
	2						372,600		2,156,420								2,529,020		
	小計		2,700,000				4,166,900	919,600	22,876,293								30,662,793		
54	■■■■	48				1,700,000											1,700,000		
		53						2,000,000									2,000,000		
		小計				1,700,000	2,000,000										3,700,000		

給付一覽表(21)

(単位:円)

原告 番号	被 保 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制				新 制					地方自治 体 単 独 給 付 分	他 制				合 計	備 考			
			医 療 費	後 遺 症 一 時 金	後 遺 症 特 別 給 付 金	弔 慰 金	再 弔 慰 金	医 療 費	医 療 手 当	障 害 児 養 育 年 金	障 害 年 金		死 亡 一 時 金	葬 祭 料	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当			特 別 障 害 者 手 当	福 祉 手 当	障 害 基 礎 年 金
55	■ ■	48	93,806	2,000,000	90,000														2,183,806		
		49			108,000															108,000	
		50			144,000															144,000	
		51			168,000															168,000	
		52							199,500	128,800						261,200				589,500	
		53							86,500	425,800						90,000				602,300	
		54							313,500		808,000					150,000				1,271,500	
		55							264,500		612,000					243,800			135,200	1,255,500	
		56							285,500		978,900								416,600	1,681,000	
		57							304,400		1,033,600								438,600	1,776,800	
		58							309,200		686,200								452,400	1,446,800	
		59							306,700		693,600								457,300	1,457,600	
		60							319,500		712,900								470,600	1,503,000	
		61							328,300		153,250								703,275	1,184,825	
		62							334,200		311,020								781,950	1,427,170	
		63							333,700		1,133,590								783,775	2,251,065	
		元							334,100		1,204,372								798,622	2,337,294	
	2							350,650		1,240,967								846,819	2,438,436		
	3							89,150		312,291								212,895	614,336		
	小計		93,806	2,000,000	510,000			4,159,400	554,600	9,879,690					745,000			6,498,436	24,440,932		

給付一覽表(22)

(単位:円)

原告番号	被扶種者氏名	支出年度	旧制				新制					地方自治体単独給付分	他制				合計	備考		
			医療費	後遺症一時金	後遺症特別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児養育年金	障害年金		死亡一時金	葬料	特別児童扶養手当	障害児福祉手当			特別障害者手当	福祉手当
56	■■■■	47		2,700,000													28,600	2,728,600	(1級)	
		48			120,000												67,500	187,500		
		49			144,000												105,000	249,000		
		50			204,000											12,000	155,250	371,250		
		51			224,000											51,000	222,900	497,900		
		52								1,055,167						62,500	254,600	1,372,267		
		53								1,351,750						69,750	281,500	1,703,000		
		54								1,383,650						83,750	323,600	1,791,000		
		55								1,383,750						102,250	379,000	1,865,000		
		56								1,448,750						114,750	416,600	1,980,100		
		57								1,537,000						122,200	438,800	2,098,000		
		58								1,659,250						52,750	452,400	2,164,400		
		59								1,734,400							457,300	2,191,700		
		60								1,787,500							470,600	2,258,100		
		61								1,988,150							703,275	2,691,425		
		62								2,056,520							781,950	2,838,470		
		63								2,061,490							783,775	2,845,265		
		元								2,165,358							820,375	2,985,725		
		2								2,240,420							846,825	3,087,245		
	小計		2,700,000	692,000					23,853,147						670,950	7,989,850	35,905,947			
57	■■■■	47				2,700,000												2,700,000		
		54							2,100,000										2,000,000	
	小計					2,700,000			2,000,000									4,700,000		

給付一覽表(23)

(単位:円)

原告 番号	被扶養者 氏名	支出 年度	旧 制 度					新 制 度					地方自治 体単独 給付分	他 制 度					合 計	備 考					
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死 一時金		葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当	福祉手当			障害 基礎年金				
58	■ ■	48			120,000															120,000					
		49		2,700,000	144,000															2,844,000					
		50			204,000															204,000					
		51			224,000															224,000					
		52																		349,500					
		53								192,000	256,750									256,750					
		54								226,000	388,250									388,250					
		55								241,500	454,750									454,750					
		56								282,000	499,850									499,850					
		57								145,100	390,850									390,850					
		58							20,283	303,200	362,000	488,133								362,000					
		59							44,919	306,200		1,491,450								1,491,450					
		60							42,400	315,300		1,533,750								1,533,750					
		61							45,270	325,700		1,729,450								1,729,450					
		62							67,050	330,600		1,601,773								1,601,773					
		63							58,490	329,900		1,689,244								1,689,244					
		元							47,970	339,900		1,789,873								1,789,873					
	2							45,630	347,950		1,839,214								1,839,214						
	小 計			2,700,000	692,000			372,212	3,685,350	2,701,950	12,162,887								3,651,700	975,570	1,167,700	278,600	1,518,084	29,906,053	

給付一覽表(24)

(単位:円)

原告番号	被接種者氏名	支出年度	旧 制 度				新 制 度					地方自治体単独給付分	他 制 度					合計	備 考
			医療費	後遺症一時金	後遺症特別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児養育年金	障害年金		死亡一時金	葬祭料	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当		
59	■■■■	48										300,000						300,000	
		49	219,466									480,100						699,566	
		50	9,926									41,500						51,426	
		51	43,458									75,140						118,598	
		52		7,500,000			30,240	205,500	349,500				3,600	281,500	69,000			8,439,340	
		53					23,568	150,500	256,750				1,400,000	214,000	53,250			2,098,068	
		54					33,033	221,500	388,250				5,300	323,600	83,750			1,055,433	
		55					48,736	284,500	454,750					379,000	102,250			1,249,236	
		56					44,430	287,500	499,850					416,600	114,750			1,363,130	
		57					54,302	304,400	526,600					438,800	122,200			1,446,302	
		58					63,280	307,200	543,000					452,400	126,600			1,492,480	
		59					56,241	310,700	548,950					457,300	128,350			1,501,541	
		60					52,790	317,500	564,750					467,800	131,850			1,534,690	
		61					58,380	326,300	583,800					486,600	137,700			1,592,780	
		62					59,650	334,200	591,000					492,300	139,500			1,616,650	
		63					65,220	337,700	594,450					495,000	140,250			1,632,630	
		元					51,470	312,600	608,700					507,300	144,000			1,624,070	
	2					59,010	348,650	51,100	790,710				520,020	147,720			1,917,210		
	小計		272,892	7,500,000		700,350	4,028,750	6,561,450	790,710			2,305,640	5,932,220	1,641,170			29,733,142		
60	■■■■	49										442,000					442,000		
		50										443,436					443,436		
		51										179,088					179,088		
		53										1,400,000					1,400,000		
		54 兼					50,581	162,500	268,500				21,400	52,500			748,081	※、52年度分、53年度分を54年度に支給したものである。	
		54 兼					56,166	211,500	337,750				281,500	69,750			956,666		
		54					59,104	239,500	388,250				323,600	83,750			1,094,204		
		55					20,937	258,500	454,750				379,000	102,250			1,215,437		
		56					5,587	277,500	499,850				416,600	114,750			1,314,287		
		57					9,744	292,400	713,400				252,000	122,200			1,389,744		
		58					9,888	301,200	995,400					126,600			1,433,088		
		59					12,302	304,700	814,250				192,000	128,350			1,451,602		
		60					11,240	313,500	763,750				271,600	132,750			1,492,840		
		61					11,420	324,300	1,070,400					137,700			1,543,820		
		62					42,620	344,200	878,250				205,500	139,600			1,609,620		
		63					31,220	341,700	594,450				495,000	140,250			1,602,620		
		元					14,160	338,100	608,700				507,300	144,000			1,612,260		
	2					96,450	295,200	847,751				259,520	73,720			1,572,641			
	小計					431,419	4,004,800	9,235,461				2,464,524	3,797,620	1,567,620			21,501,434		

給付一覽表(25)

(単位:円)

原告 番号	被 保 者 氏 名	支 出 年 度	旧 制 度				新 制 度					地方自治 体 単 独 給 付 分	他 制 度			障 害 基 礎 年 金	合 計	備 考
			医 療 費	後 遺 症 一 時 金	後 遺 症 特 別 給 付 金	弔 慰 金	再 弔 慰 金	医 療 費	医 療 手 当	障 害 児 養 育 年 金	障 害 年 金		死 亡 一 時 金	葬 料	特 別 児 童 扶 養 手 当			
61	■■■■	46										2,000,000					2,000,000	
		47		2,000,000													2,000,000	
		48			90,000												90,000	
		49			108,000												108,000	
		50			144,000												144,000	
		51			153,000												153,000	
		52															373,100	養育年金2款
		53												254,600		62,500	412,500	
		54												167,500		69,750	474,100	
		55						181,002	707,500	144,000	695,417					83,750	1,830,169	障害年金2款
		56						48,771	202,500		1,095,750					114,750	1,461,771	
		57						112,371	434,900		1,165,200					122,200	1,834,671	障害年金の △1,705,500円 については、 「障害福祉年 金と障害年金 の重複支給分 の返還額であ る。」
		58						74,058	301,200		1,204,000					126,600	1,705,858	
		59						99,724	359,900		1,219,750					126,600	1,805,974	
		60						27,850	235,800		1,258,650					132,750	1,059,100	障害年金と障害年金 の重複支給分 の返還額であ る。
		61															703,275	703,275
		62									1,151,023						781,942	1,932,965
		63							302,500		1,153,590						820,374	2,036,124
		元									1,215,750						846,819	2,476,089
		2									1,260,970							
	小 計		2,000,000	495,000			543,776	2,912,600	775,600	△1,705,500 11,480,100			2,000,000	412,100	941,150	4,995,285	△1,705,500 26,455,611	24,790,111
62	■■■■	45											2,000,000			2,000,000		
		46		2,700,000													2,700,000	1 款
		52															535,000	-
		53						14,560	163,500		689,000						867,060	-
		54						22,518	136,000		573,600						990,618	2 款
		55						20,502	234,000		1,415,000						1,669,502	55,7 2 款→1 款
		56						16,173	231,000		1,872,100						2,119,273	1 款
		57						20,691	268,400		1,990,000						2,279,091	
		58						9,801	125,500		2,056,400						2,191,701	
		59						37,050	435,700		2,083,700						2,556,450	
		60						32,410	317,500		2,150,100						2,500,010	
		61						48,150	328,300		2,233,100					778,500	3,388,050	
		62						64,330	340,200		2,261,300					783,100	3,448,930	
		63						81,510	347,700		2,267,000					784,000	3,480,210	
		元						67,580	346,100		2,385,500					832,500	3,631,680	
	2						68,060	352,650		2,215,670					851,600	3,487,960		
	小 計		2,700,000				503,335	3,626,550	1,797,600	23,188,370			2,000,000		4,029,700	37,845,555		

給付一覽表(26)

(単位:円)

原告 番号	被扶種者 氏名	支出 年度	旧 制 度				新 制 度						地方自治 体単独 給付分	他 制 度					合 計	備 考			
			医療費	後遺症 一時金	後遺症特 別給付金	弔慰金	再弔慰金	医療費	医療手当	障害児 養育年金	障害年金	死 亡 一時金		葬祭料	特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	特別障 害者手当	福祉手当			障害 基礎年金		
63		50	102,288																	102,288			
		51	25,023																		25,023		
		52																					
		53		3,700,000						17,588	302,000	405,000									142,500		
		54								11,118	157,500	269,100									187,500		※特別児童扶 養手当は、記 載分以前不明
		55								14,652	312,500	292,500									252,500		
		56								14,564	277,500	333,000									277,500		
		57								4,665	308,400	374,800									96,000		
		58										361,200									301,200		
		59										365,400									306,700		
		60										376,100									313,500		
		61								2,520	105,100	388,800									324,300		
		62										393,900									328,200		
		63										395,700									329,700		
		元										405,900									338,100		
		2										416,100									346,650		
	3										(1月分) 34,866									87,150			
	小 計		127,311	3,700,000					65,087	1,463,000	4,812,366									3,847,000			
																					122,016	※障害年金申 請中につき2 ~3月分は未 記載	
																					14,014,764		

本件救済制度一覽表

各種給付額の推移

給付の種類	医療費	医療手当				障害児養育年金				障害年金			死亡一時金	葬祭料
		通院		入院		在宅		施設入所		1級 (月額)	2級 (月額)	3級 (月額)		
		月3日 以上	月3日 未満	月8日 以上	月8日 未満	(月額)		(月額)						
給付の 対象期間	診察、薬剤又は治療 材料の支給、医学的処 置、手術及びその他の 治療並びに施術、病院 又は診療所への収容、 看護、移送の医療に要 する費用の額を限度と すること。 ただし、当該医療に つき健康保険法、精神 衛生法等の規定により 医療に関する給付を受け ることができるときは は、その限度において 支給しない。	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
52. 2. 25 ～52. 2. 28		15,500	13,500	15,500	13,500	-	-	-	-	-	-	-	11,700,000	44,000
52. 3 ～52. 7		15,500	13,500	15,500	13,500	52,000	31,500	26,000	18,000	139,000	90,000	68,000	"	"
52. 8 ～53. 7		17,000	15,000	17,000	15,000	55,000	33,000	27,000	18,500	151,000	98,000	74,000	"	62,000
53. 8 ～54. 7		18,500	16,500	18,500	16,500	60,800	36,300	29,800	19,800	160,000	105,000	79,000	"	74,000
54. 8 ～55. 7		22,000	20,000	22,000	20,000	74,000	44,000	36,000	24,000	165,000	108,000	81,000	"	80,000
55. 8 ～56. 7		24,500	22,500	24,500	22,500	83,600	49,500	40,600	27,000	172,800	113,000	84,800	"	85,000
56. 8 ～57. 8		26,000	24,000	26,000	24,000	89,200	52,800	43,200	28,800	184,900	120,900	90,700	"	97,000
57. 9 ～58. 8		27,100	25,100	27,100	25,100	93,500	55,200	45,200	30,100	193,200	126,300	94,800	12,000,000	"
58. 9 ～59. 5		27,100	25,100	27,100	25,100	93,500	55,200	45,200	30,100	193,200	126,300	94,800	"	105,000
59. 6 ～60. 5		27,600	25,600	27,600	25,600	95,300	56,300	46,100	30,700	197,100	128,800	96,700	"	"
60. 6 ～61. 3		28,500	26,500	28,500	26,500	98,800	58,300	47,800	31,800	203,800	133,200	100,000	17,000,000	113,000
61. 4 ～62. 3		29,200	27,200	29,200	27,200	101,300	59,800	49,000	32,600	209,300	136,800	102,700	"	"
62. 4 ～63. 3		29,400	27,400	29,400	27,400	102,100	60,300	49,300	32,900	210,600	137,600	103,300	"	119,000
63. 4 ～元. 3		29,500	27,500	29,500	27,500	102,600	60,500	49,600	33,000	210,800	137,700	103,400	17,700,000	"
元. 4 ～2. 3		30,400	28,400	30,400	28,400	105,800	62,500	51,100	34,100	223,900	146,200	109,800	18,800,000	127,000
2. 4 ～		31,050	29,050	31,050	29,050	1,299,000	767,000	627,500	418,300	2,748,600	1,794,800	1,347,900	19,200,000	130,000

予防接種法の救済制度に基づく将来給付一覧表(1)

平3.4.1~

原告 番号	氏 名	生年月日	平 3. 4. 1 現在の年齢	平均余命 昭和60年 簡易生命表 #2	障害の 等級 #3	医療費 自己負担額	医療手当 入院・通院 別に定額	障 害 児 養 育 年 金 (18歳未満)				障 害 年 金 (18歳以上)		
								在 宅 の 場 合		施 設 入 所 の 場 合		*1年額 1級(2,831,900円) 2級(1,849,100円) 3級(1,388,800円)		
								*1年額 1級(1,338,400円)	2級(796,200円)	*1年額 1級(646,600円)	2級(431,000円)			
1	■■■■■	昭38.9.21	27歳	49.05	S-1級	予測不可	予測不可						50×2,831,900=141,595,000円	
3	■■■■■	41.2.5	25"	56.30	S-2"	"	"						57×1,849,100=105,398,700円	
4	■■■■■	38.7.27	27"	54.34	S-1"	"	"						55×2,831,900=155,754,500円	
5	■■■■■	37.8.10	28"	48.08	S-1"	"	"						49×2,831,900=138,763,100円	
7	■■■■■	38.7.8	27"	54.34	S-1"	"	"						55×2,831,900=155,754,500円	
9	■■■■■	39.11.17	26"	55.32	S-1"	"	"						56×2,831,900=158,586,400円	
10	■■■■■	40.6.14	25"	50.97	S-1"	"	"						51×2,831,900=144,426,900円	
11	■■■■■	41.8.15	24"	57.28	S-1"	"	"						58×2,831,900=164,250,200円	
12	■■■■■	40.10.5	25"	56.30	S-3"	"	"						57×1,388,800=79,161,600円	
13	■■■■■	42.5.17	23"	52.88	S-3"	"	"						53×1,388,800=73,606,400円	
18	■■■■■	40.5.7	25"	56.30	S-2"	"	"						57×1,849,100=105,398,700円	
21	■■■■■	32.11.10	33"	48.48	S-2"	"	"						49×1,849,100=90,605,900円	
24	■■■■■	42.11.21	23"	58.26	S-1"	"	"						59×2,831,900=167,082,100円	
26	■■■■■	39.12.7	26"	50.01	S-2"	"	"						51×1,849,100=94,304,100円	
27	■■■■■	43.7.17	22"	53.84	S-1"	"	"						54×2,831,900=152,922,600円	
28	■■■■■	38.7.19	27"	49.05	S-1"	"	"						50×2,831,900=141,595,000円	
29	■■■■■	35.6.17	30"	51.41	S-2"	"	"						52×1,849,100=96,153,200円	
31	■■■■■	44.7.26	21"	54.79	S-1"	"	"						55×2,831,900=155,754,500円	
33	■■■■■	39.11.12	26"	50.01	S-1"	"	"						51×2,831,900=144,426,900円	
36	■■■■■	38.9.11	27"	49.05	S-1"	"	"						50×2,831,900=141,595,000円	
37	■■■■■	35.11.19	30"	51.41	S-3"	"	"						52×1,388,800=72,217,600円	
38	■■■■■	45.1.12	21"	54.79	S-1"	"	"						55×2,831,900=155,754,500円	
40	■■■■■	36.9.11	29"	47.12	S-1"	"	"						48×2,831,900=135,931,200円	
41	■■■■■	44.9.20	21"	54.79	S-1"	"	"						55×2,831,900=155,754,500円	
42	■■■■■	42.10.12	23"	52.88	S-3"	"	"						53×1,388,800=73,606,400円	
44	■■■■■	33.7.19	32"	49.46	S-1"	"	"						50×2,831,900=141,595,000円	

予防接種法の救済制度に基づく将来給付一覧表(2)

原告 番号	氏 名	生年月日	平 3. 4. 1 現在の年齢	平均余命 (昭和60年 簡易生命表) 注2	障害の 等 級 注3	医療費 自己負担額	医療手当 入院・通院 別に定額	障 害 児 養 育 年 金 (1 8 歳 未 満)				障 害 年 金 (1 8 歳 以 上)	
								在 宅 の 場 合		施 設 入 所 の 場 合		注1年額 1級(2,831,900円) 2級(1,849,100円) 3級(1,388,800円)	
								注1年額 1級(1,338,400円)	2級(790,200円)	注1年額 1級(646,600円)	2級(431,000円)		
50	■■■■■	昭37. 1.17	29歳	52. 38	S-2級	予測不可	予測不可					53 × 1,849,100 = 98,002,300円	
53	■■■■■	36.10. 8	29 "	47. 12	S-1 "	"	"					48 × 2,831,900 = 135,931,200円	
55	■■■■■	35. 8.18	30 "	46. 16	S-2 "	"	"					47 × 1,849,100 = 86,907,700円	
56	■■■■■	27. 5.19	38 "	38. 51	S-1 "	"	"					39 × 2,831,900 = 110,441,100円	
58	■■■■■	40. 8.27	25 "	56. 30	S-1 "	"	"					57 × 2,831,900 = 161,418,300円	
59	■■■■■	47. 1.11	19 "	56. 69	S-1 "	"	"					57 × 2,831,900 = 161,418,300円	
60	■■■■■	48. 8.10	17 "	58. 60	Y-1 "	"	"	5月 (3. 4~3. 8) × $\frac{1,338,400}{12} = 578,500円$	5月 (3. 4~3. 8) × $\frac{646,600}{12} = 269,417円$			$703 \times \frac{2,831,900}{12} = 165,902,100円$	
61	■■■■■	37. 4. 8	28 "	48. 08	S-2 "	"	"					49 × 1,849,100 = 90,605,900円	
62	■■■■■	36. 9. 5	29 "	52. 38	S-1 "	"	"					53 × 2,831,900 = 150,090,700円	
63	■■■■■	48. 1. 9	18 "	63. 17	S-2 "	"	"					54 × 1,849,100 = 118,342,400円	
	合 計							578,500円	269,417円			4,621,045,100円	

注1 支給金額(年額)は、現在の金額を基準にして計算した。

2 平均余命の端数は切り上げ、年として計算した。

3 障害の等級は、現在の等級を基準にした。

障害の等級欄に「S-1級」とあるのは「障害年金の障害1級」であることを、「Y-2級」とあるのは「障害児養育年金の障害2級」であることを示す。
なお、障害児養育年金の障害の等級と障害年金の障害の等級は同じとして計算した。

4 障害児養育年金からは、特別児童扶養手当又は福祉手当の額を

障害年金からは、特別児童扶養手当、福祉手当又は障害福祉年金の額を

それぞれ控除することになっているが、本表では控除されていない(各原告らは、名目は違っても、総体としてこの金額相当額を受領しうることとなる。)

5 原告番号60 秋田恒希を除く他の患者らは、旧制度に基づく後遺症一時金を既に受領しているところ、その金額は新制度の障害年金から減額されることになっているが、計算が複雑になるため、本表では後遺症一時金は受領していないとの前提で計算した。

したがって、現実の障害年金の給付額は、本表金額より、後遺症一時金及びそれに対する障害年金支給開始月までの利息(年5%の複利)を差し引いたものとなる。

(別紙) 国の給付と損失額との比較表 (1)

被害者名	1-1 ■ ■ ■	接種年月	1964年11月 (1才)
------	-----------	------	---------------

1. 国の給付の接種時現価

給付の年	給付内容	給付年額(円)	ライフニツク係数(年間)	給付の接種時現価(円)
1971	後遺症一時金	2,700,000	0.7106 (7)	1,918,620
73	後遺症特別給付金	120,000	0.6446 (9)	77,352
74	〃	144,000	0.6139 (10)	88,401
75	〃	204,000	0.5846 (11)	119,258
76	〃	224,000	0.5568 (12)	124,723
77	障害児養育年金	482,500	0.5303 (13)	255,869
78	〃	619,250	0.5050 (14)	312,721
79	〃	711,850	0.4810 (15)	342,399
80	〃	833,750	0.4581 (16)	381,940
81	〃	678,850	0.4362 (17)	486,384
	障害年金	436,200		
82	〃	1,775,800	0.4155 (18)	737,844
83	〃	1,837,800	0.3957 (19)	727,217
84	〃	1,863,350	0.3768 (20)	702,110
85	〃	1,925,350	0.3589 (21)	691,008
86	〃	2,003,400	0.3418 (22)	684,762
87	〃	1,726,920	0.3255 (23)	562,112
88	〃	1,861,490	0.3100 (24)	577,061
89	〃	1,965,350	0.2953 (25)	580,367
90~	〃	2,040,420	19.4321 - 14.0939(73-25)	10,892,170

(合計 ㊤ 20,262,318 円)

(注) 給付額は、控訴人最終準備書面補充書別表(ロ)による。

2. 一審判決の算定方式による損失額の接種時現価（弁護士費用をのぞく）

(1) 「請求拡張の申立」記載の金額（合計 ㉞ 133,939,873 円）

うべかりし利益	38,012,343円
介 護 費	70,927,530円
慰 謝 料	25,000,000円

(2) 平均賃金、介護料のみを「請求拡張の申立」記載の金額とした場合（合計 ㉟ 124,939,873円）

うべかりし利益	38,012,343円
介 護 費	70,927,530円
慰 謝 料	16,000,000円（一審判決と同額）

(3) 一審判決の認容額（合計 ㊱ 69,403,190円）

うべかりし利益	30,084,550円
介 護 費	23,318,640円
慰 謝 料	16,000,000円

3. 国の給付額の損失額に対する比率

$$\text{㉞} / \text{㉟} = 15.21\%$$

$$\text{㉞} / \text{㊱} = 16.21\%$$

$$\text{㉞} / \text{㊱} = 29.19\% \text{（※この比較は妥当でないが参考として掲げる）}$$

(別紙) 国の給付と損失額との比較表 (2)

被害者名	37-1 ■ ■ ■	接種年月	1961年7月 (0才)
------	------------	------	--------------

1. 国の給付の接種時現価

給付の年	給付内容	給付年額(円)	ライフ・ネット係数(年間)	給付の接種時現価(円)
1972	後遺症一時金	1,300,000	0.5568 (12)	723,840
74	後遺症特別給付金	650,000 144,000	0.5050 (14)	400,970
75	〃	180,000	0.4810 (15)	86,580
76	〃	187,000	0.4581 (16)	85,664
78	障害児養育年金	546,000	0.4362 (17)	238,165
79	障害年金	955,600	0.4155 (18)	397,051
80	〃	519,700	0.3957 (19)	205,645
81	〃	717,150	0.3768 (20)	270,222
82	〃	487,400	0.3589 (21)	174,927
83	〃	411,600	0.3418 (22)	140,684
84	〃	418,250	0.3255 (23)	136,140
85	〃	433,150	0.3100 (24)	134,276
86	〃	690,600	0.2953 (25)	203,934
87	〃	1,394,020	0.2812 (26)	391,998
88	〃	845,990	0.2678 (27)	226,556
89	〃	889,250	0.2550 (28)	226,758
90~	〃	920,595	19.5762 - 14.8981(79-28)	4,306,635

(合計 ㊤ 8,350,045 円)

(注) 国の給付額は、控訴人最終準備書面補充表口による。医療手当は除外。

2. 一審判決の算定方式による損失額の接種時現価（弁護士費用をのぞく）

(1) 「請求拡張の申立」記載の金額（合計 ㉑ 84,688,440 円）

うべかりし利益 28,961,693円

介 助 費 35,726,747円

慰 謝 料 20,000,000円

(2) 平均貸金、介助費のみを「請求拡張の申立」記載の金額とした場合（合計 ㉒ 76,688,440 円）

うべかりし利益 28,961,693円

介 助 費 35,726,747円

慰 謝 料 12,000,000円（一審判決と同額）

(3) 一審判決の認容額（合計 ㉓ 34,524,880円）

うべかりし利益 10,779,100円

介 助 費 11,745,780円

慰 謝 料 12,000,000円

3. 国の給付額の損失額に対する比率

$$\text{㉑} / \text{㉒} = 9.85\%$$

$$\text{㉑} / \text{㉓} = 10.88\%$$

$$\text{㉑} / \text{㉔} = 24.18\% \text{（※この比較は妥当でないが参考として掲げる）}$$

（注） 国の給付に医療手当を含めても低率に変わりはない。

(別紙) 国の給付と損失額との比較表 (3)

被害者名	13-1 ■ ■ ■ ■	接種年月	1967年10月 (0才)
------	--------------	------	---------------

1. 国の給付の接種時現価

給付の年	給付内容	給付年額(円)	ライフニツプ係数(年間)	給付の接種時現価(円)
1970	後遺症一時金	2,000,000	0.8638 (3)	1,727,600
77	障害児養育年金	421,500	0.6139 (10)	258,758
78	〃	313,500	0.5846 (11)	183,272
79	〃	474,100	0.5568 (12)	263,978
80	〃	415,500	0.5303 (13)	220,339
81	〃	610,500	0.5050 (14)	308,302
82	〃	643,200	0.4810 (15)	309,379
83	〃	662,400	0.4581 (16)	303,445
84	〃	670,100	0.4362 (17)	292,297
85	〃	281,500	0.4155 (18)	326,617
	障害年金	504,584		
86	〃	889,300	0.3957 (19)	351,896
87	〃	902,800	0.3768 (20)	340,175
88	〃	905,500	0.3589 (21)	324,983
89	〃	963,400	0.3418 (22)	329,290
90~	〃	1,005,325	19.4592 - 13.1630 (74-22)	6,329,727

(合計 (A) 11,870,058 円)

(注) 国の給付額は控訴人最終準備書面別表による。

2. 一審判決の算定方式による損失額の接種時現価（弁護士費用をのぞく）

(1) 「請求拡張の申立」記載の金額（合計 ㊦ 56,664,040 円）

うべかりし利益	21,721,270円
介 助 費	18,942,770円
慰 謝 料	16,000,000円

(2) 平均賃金、介助費を「請求拡張の申立」記載の金額とした場合（合計 ㊣ 47,664,040 円）

うべかりし利益	21,721,270円
介 助 費	18,942,770円
慰 謝 料	7,000,000円（一審判決と同額）

(3) 一審判決の認容額（合計 ㊤ 21,506,164 円）

うべかりし利益	11,460,744円
介 助 費	3,045,420円
慰 謝 料	7,000,000円

3. 国の給付額の損失額に対する比率

$$\text{㊦} / \text{㊣} = 20.94\%$$

$$\text{㊦} / \text{㊤} = 24.90\%$$

$$\text{㊦} / \text{㊤} = 55.19\% \text{（※この比較は妥当でないが参考として掲げる）}$$

当審提出の書証成立関係一覽表

成立に争いのある書証	上記書証が真正に成立したことの認定に供した証拠
甲第二〇一号証	当審における証人 ■■■ の証言
甲第二〇六号証	弁論の全趣旨
甲第四〇一号証の二六	当審における被控訴人 ■■■ 本人尋問の結果
甲第四〇一号証の三一	当審における被控訴人 ■■■ 本人尋問の結果
甲第四〇三号証の三〇	■ 当審における被控訴人本人 ■■■ の証言
甲第四一〇号証の三〇	弁論の全趣旨
甲第四一二号証の九	弁論の全趣旨
甲第四一三号証の一四	弁論の全趣旨
甲第四一八号証の一	弁論の全趣旨
甲第四二〇号証の九の一	弁論の全趣旨
甲第四二一号証の九	弁論の全趣旨
甲第四二七号証の二三	弁論の全趣旨
甲第四二九号証の二三	弁論の全趣旨
甲第四三一号証の二三	弁論の全趣旨
甲第四三七号証の一四	弁論の全趣旨
甲第四三八号証の二〇、二一	弁論の全趣旨
甲第四三八号証の二三	弁論の全趣旨
甲第四四二号証の一三	弁論の全趣旨
甲第四五〇号証の二三	弁論の全趣旨
甲第四五五号証の三一、三二	弁論の全趣旨
甲第四五九号証の一、二、一三	弁論の全趣旨
甲第四六二号証の六五の一 ないし三	弁論の全趣旨
甲第四六三号証の二八	弁論の全趣旨

現在の状況一覽表(1)

被害児 (一)

右認定に供した証拠	現在の状況
当審における被控訴人、同の各本人尋問の結果、甲第四〇一号証の二三、二四の一ないし四、二五の一及び二、第四〇一号証の三一、三二	基本的には、原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりで変わっていないが、脊柱や下肢の変形等がよりひどくなり、また、体重が増えるなどしているため、介護により手間がかかるようになってきている。なお、被害児は一時は不眠に苦しんだりしたが、現在は一応治まっている。 自宅で両親、特に母親が中心となって介護をしているが、両親も高齢化し、母親は介護からくる腰痛等に苦しんでいる。 昭和六〇年二月九日禁治産宣告の裁判確定

現在の状況一覧表(2)

被害児 XXXXXXXXXX (三)

現在の状況	右認定に供した証拠
<p>基本的には、原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりであるが、手や腕の関節が硬化し、変形が増すなど状態はより悪くなっている。危険物についての判断が全くできず、常に目が放せない。常時介護が必要である。</p>	<p>当審における被控訴人 XXXXXXXXXX、同 XXXXXXXXXX の各本人尋問の結果、甲第四〇三号証の二七、二八、二九の一ないし五、第四〇三号証の三〇</p>

現在の状況一覽表 (3)

被害児 (四)

現在の状況	右認定に供した証拠
<p>基本的には原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりで変わっていないが、従前よりも運動能力が落ち、体位変換等にも介助を要するようになってきている。また、てんかん発作も以前より頻発するようになってきている。</p> <p>昭和五九年一月九日禁治産宣告の裁判確定</p>	<p>当審における被控訴人本人尋問の結果、甲第四〇四号証の一六、一七の二ないし八、第四〇四号証の一八</p>

現在の状況一覧表(4)

被害児

（五）

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。現在も衣類を破る等の異常行動がみられる。
平成三年八月二日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四〇五号証の一三、一四の一、二、第四〇五号証の一五

現在の状況一覧表(5)

被害児 ■■■■■ (七)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。

昭和五九年一月三〇日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

四 甲第四〇七号証の一、二、一三の一ないし四、第四〇七号証の一

現在の状況一覧表(6)

被害児  (九)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりであるが、座位も現在は不能となっている。

昭和六〇年一月二日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四〇九号証の六、七の一ないし七、第四〇九号証の八

現在の状況一覧表(7)

被害児

（一〇〇）

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。情緒的に不安定で、粗暴行為があり、常に介護者が付き添っている必要がある。

昭和六一年三月八日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四一〇号証の二五、二六、二九の一ないし一一、第四一〇号証の三〇、三一

現在の状況一覧表(8)

被害児

■■■■
(一一一)

現在の状況

昭和六一年七月一九日、ワクチン後脳炎に伴う誤えん性肺炎による呼吸不全により死亡

右認定に供
した証拠

甲第四一一号証の九、一〇

現在の状況

精神発達遲滞による対人関係の不適應等が契機となつて、昭和五九年以後精神に変調を來たし、精神遲滞に伴う心因反應との診断を受け、入退院を繰り返した。現在、食欲不振、不眠、ひきこもり、情緒不安定(パニックに陥りやすい。)等の症状がみられる。現在、施設に入所して、排泄、着衣等の基本的な日常行動は可能であるが、全般的な指導、介助を必要とする状態にある。運動能力も幼児期レベルである。

平成三年八月二九日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四一二号証の七、八、九、一〇、一一、一二

現在の状況一覧表(10)

被害児

（一三）

現在の状況

両下肢に麻痺があり、起立、階段昇降時などに助けを必要とする。また、右手の握力が弱い等の障害もある。重いものを運ぶなどの労働はできないが、事務能力はある。高校を卒業後星薬科大学に進学した。

右認定に供した証拠

甲第四一三号証の一二、一三の一ないし一一、第四一三号証の一四

現在の状況一覧表(1)

被害児

(一八)

現在の状況

高校を本人の努力等により卒業し、昭和六三年結婚し、子供も儲けた。しかし、夫婦ともに聾啞者であって、他人と意思疎通が困難なため、依然として両親等の介助が必要なが多い。

右認定に供した証拠

甲第四一八号証の一〇の一、二、第四一八号証の一、二

現在の状況一覧表(2)

被害児

■■■■ (二二)

現在の状況

精神遅滞（知能指数五五）に加え、上下肢の運動麻痺があり、
ようやく伝い歩きが可能な程度である。

右認定に供
した証拠

甲第四二一号証の九、一〇

現在の状況一覧表(13)

被害児

（二四）

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。母親は腰痛に苦しんでいる。

右認定に供した証拠

当審における被控訴人、同の各本人尋問の結果、甲第四二四号証の二七ないし三五

現在の状況一覧表(14)

被害児 [黒] (二六)

現在の状況

精神薄弱で情緒行動障害があり、異常に物事に固執するなど、異常行動が多い。常に介護、監視が必要である。肥満(一六一キログラム)しているため、両親もときにその行動の抑止が不能になる。

昭和六一年六月五日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

当審における被控訴人 [黒]、同 [黒] 各本人尋問の結果、甲第四二六号証の七、八の一及び二、第四二六号証の九の一ないし九、第四二六号証の一〇

現在の状況一覧表(15)

被害児 ■■■ (二七)

現在の状況	原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。ただ、座ること及び遣って移動することは可能である。
右認定に供した証拠	甲第四二七号証の二二ないし三二

現在の状況一覧表(16)

被害児

（二八）

現在の状況

基本的には、原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。週数回てんかんの発作がある。労働能力としては、上肢の単純作業が辛うじてできる程度である。入浴洗面、排泄は介助を要する。会話は不能。着衣は何とか自分でできる。

昭和五九年十一月二八日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四二八号証の七、八、九

被害児 XXXXXXXXXX (二九)

右認定に供した証拠	現在の状況
甲第四二九号証の二二、二三、二四	原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。平成二年一〇月二三日結婚して会社を退職した。義母と同居し、生活全般について指導・介助してもらっている状況にある。

現在の状況	右認定に供した証拠
<p>原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりである。ものが飲み込めなくなってきたし、誤飲することがあるので、現在は鼻からチューブを通して栄養剤を注入している。体重が重くなつて、全般的に介護が困難になっている。</p>	<p>当審における被控訴人 [REDACTED] 本人尋問の結果、甲第四三一号証の二四ないし三一</p>

現在の状況

精神遲滯が主症状である。静かで動きが少ない。てんかん発作がしばしば起きる。入浴、洗面、着衣等は一人ではできない。家族以外の者との意思疎通も困難で、極めて手数のかかる介護を必要とする。母親は持病の心臓病と介護の疲れで衰弱しているが、介護のことを考え入院することをためらっている状況にある。平成元年五月七日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

当審における被控訴人 ■■■ 本人尋問の結果、甲第四三三号証の一五ないし二二

右認定に供した証拠	現在の状況
<p>当審における被控訴人、同、同、同、各本人尋問の結果、甲第四三六号証の八の一ないし三、四三六号証の一〇</p>	<p>上下肢の麻痺により、歩行や起立は全くできない。握力もない。脊柱の側彎に対してはコルセットを使用している。知能には異常がない。移動は、戸外の場合は電動車椅子で、室内ではいざり、衣類の着脱にも相当程度の介助が必要である。排泄は家のトイレを改造し、何とか一人で行えるようになった。食事は一応一人で行える。東京デザイナー学院の名古屋校に二年間通学したが、体の障害のためきちっとした仕事には就けていない。</p>

現在の状況一覧表(2)

被害児

(三七)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。子供ができたが抱くこともできず、健康な人の何倍も子育てに苦勞している。

右認定に供した証拠

甲第四三七号証の一、二、一三、一四

現在の状況一覧表(2)

被害児

(三八)

現在の状況

上下肢麻痺が著明に認められ、つかまり立ちもできない。言語障害、知能障害も著明であり、全面的に介護を必要とする。てんかん発作も毎日のように頻発している。

右認定に供した証拠

甲第四三八号証の一五、一六、一九の一ないし四、第四三八号証の二〇、二一、二三

現在の状況一覧表(2)

被害児

■■■■
(四〇)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。

昭和六〇年二月二七日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

七 甲第四四〇号証の一五の一ないし九、第四四〇号証の一六、一

現在の状況一覧表(24)

被害児

■■■■
(四一)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。痙性四肢麻痺を有し、常時臥床している。

右認定に供した証拠

甲第四四一号証の九、一〇の一ないし四、第四四一号証の一

現在の状況一覧表(2)

被害児 XXXXXXXXXX (四二)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりであるが、右足と左足の長さの差は成長するにつれ大きくなっている。高校を卒業して現在は会社に勤務している。

右認定に供した証拠

甲第四四二号証の九、一〇、一一の一ないし三、第四四二号証の一、二の一ないし四、第四四二号証の一三

現在の状況一覧表(2)

被害児 ■■■ (四四)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。一桁の計算もできない。
昭和六〇年二月二四日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四四四号証の一七の一ないし一四、第四四四号証の一八、一九、二〇

現在の状況

基本的には、原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりである。自分の身辺のことは大体できるが、外出して他人と話したり、買物をしたりすることはできない。家中ではぼうつとして、何もしない状態であることが殆どである。平成四年二月一三日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四五〇号証の二一、二二、二三、二五

現在の状況一覧表(2)

被害児

(五三)

現在の状況

原判決添付の原告主張一覧表の「現在の状況」欄記載のとおりである。ふらふらと歩き回ることが多いが、危険についての判断ができない。難聴でもあり、意思疎通は困難である。昭和五九年一月二十九日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

甲第四五三号証の一五ないし二四

現在の状況一覧表(2)

被害児 XXXXXXXXXX (五五)

現在の状況

平成四年二月二八日、肺炎により死亡

右認定に供
した証拠

甲第四五五号証の三四、三五、三六

現在の状況

最重度の精神発達遅滞の状態にある。けいれんが頻発し、しかも重くなっている。養護学校中等部も在宅訪問の形で卒業した。日常生活全般にわたって介護が必要である。危険の判断ができないのに動き回ることが多いので、常時監視していなければならぬ。体重は八〇キログラムを超え、肥満している。母親は疲れから、肝炎に罹患している。

昭和六一年七月二六日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

当審における被控訴人、同、各本人尋問の結果、甲第四五八号証の一〇、一一、一二の一、二、第四五八号証の一三の一ないし一四、第四五八号証の一五

現在の状況

原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりである。最重度の精神発達遲滞の状態にある。多動が主症状である。歩行は一応できるが、尖足のためふらつき、転ぶことが多くなっている。危険の判断は全くできない。てんかん発作が以前よりも頻発しているが、治療の見込みもない。現在は、阿部学園生活訓練ホームに昼間通っている。体が大きくなった分介護をしている親の負担が増え、親は腰痛に苦しんでいる。

右認定に供した証拠

当審における被控訴人、同、各本人尋問の結果
 甲第四五九号証の一〇、一一の二ないし一三、第四五九号証の
 一二、一三

現在の状況一覽表㊦

被害児 ■■■ (六〇)

現在の状況

基本的には、原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりである。てんかんの大きい発作は殆どなくなった。首は一応座っているが、座ることは、座席にベルトで固定しない限り、困難である。腕も硬化していて、伸縮に困難を伴うし、指も使えない。スプーンを持たせると持ったままで、それを放すこともできない。膝も曲がり放しである。日常生活全般に介護が必要である。親は腰痛や腕の痛みに苦しんでいる。

右認定に供した証拠

当審における被控訴人■■■、同■■■各本人尋問の結果、甲第四六〇号証の九、一〇の二ないし一〇

右認定に供した証拠	現在の状況
甲第四六一号証三六、三七	基本的には、原判決添付の原告主張一覽表の「現在の状況」欄記載のとおりである。年に数回てんかん発作がある。知人、家人との間で身振りや表情により簡単な意思疎通ができる。昭和六〇年一二月四日禁治産宣告の裁判確定

現在の状況

歩行等は可能であるが、左の上下肢に運動麻痺がある。てんかん発作は抗けいれん剤により現在はコントロールされている。重度の精神遅滞の状態にあって、文字の読み書きもできず、一桁の計算もできない。情緒不安定でパニックを起こしやすい。食事、排泄、着衣等については半介助が必要であり、危険に於いての判断力が欠如しているため、常時監視が必要である。

平成三年九月二八日禁治産宣告の裁判確定

右認定に供した証拠

七 甲第四六二号証の六五の一ないし三、第四六二号証の六六、六

現在の状況

左半身麻痺である。日常生活上の行動はすべて右手でカバーしている。歩行も可能であるが、階段ではバランスをくずしやしない。洗濯物を広げて干すとか、料理で皮をむいたり包丁を使つて切るとか、身体全体を洗う、洗髪、タオルをしぼる等両手を使う作業は困難で、介助を必要とする。精神面に関しては、年とともに下降線をたどっており、現在は知能指数六七程度で軽度精神遅滞の状態にある。日常生活はきちっとしており、人間関係も特に問題ない。

右認定に供した証拠

甲第四六三号証の二三ないし二五、二七の一ないし六、第四六三号証の二八

死亡被害児損害額計算票

2の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・23歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時セキス	2477300円	
		平2セキスとの平均額	$(2800300 + 2477300) \div 2 = 2638800$ 円	
		ライフニツク	$13.4885 - 11.6895 = 1.7990$	
		総額	$2638800 \times 1.7990 \times 0.7 = 3323040$ 円	
	将来分	平2セキス	2800300円	
		ライフニツク	$19.2390 - 13.4885 = 5.7505$	
		総額	$2800300 \times 5.7505 \times 0.7 = 11272187$ 円	
合計		14595227円		
(二) 介護費	期間 0年	年間額	/	
		ライフニツク		
		総額		

(三) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	14595227円
(五) 弁護士費用	(四)×5%	729761円
総額	(四)+(五)	15324988円

死亡被害児損害額計算票

6の1		女	事故時年齢 0歳	平4・32歳
イ 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシ	1630400円	
		平2センシとの平均額	$(2800300 + 1630400) \div 2 = 2215350$ 円	
		タイプニッパ	$15.8026 - 11.6895 = 4.1131$	
		総額	$2215350 \times 4.1131 \times 0.7 = 6378369$ 円	
	将来分	平2センシ	2800300円	
		タイプニッパ	$19.2390 - 15.8026 = 3.4364$	
		総額	$2800300 \times 3.4364 \times 0.7 = 6736065$ 円	
	合計		13114434円	
	ロ 介護費	年間額	360000円	
		期間13年	タイプニッパ 9.3935	
総額		$360000 \times 9.3935 = 3381660$ 円		

イ 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	1800000円
	合計	2880000円
ロ 差引計算	(イ)+(ロ)-(イ)	13616094円
ハ 弁護士費用	イ×5%	680804円
総額	イ+ハ	14296898円

死亡被害児損害額計算票

8の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・29歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシ	3633400円	
		平2センシとの平均額	$(5068600 + 3633400) \div 2 = 4351000$ 円	
		ライフニツク	$15.1410 - 11.6895 = 3.4515$	
		総額	$4351000 \times 3.4515 \times 0.5 = 7508738$ 円	
	将来分	平2センシ	5068600円	
		ライフニツク	$19.2390 - 15.1410 = 4.0980$	
		総額	$5068600 \times 4.0980 \times 0.5 = 10385561$ 円	
合計		17894299円		
(二) 介護費	期間 5年	年間額	360000円	
		ライフニツク	4.3294	
		総額	$360000 \times 4.3294 = 1558584$ 円	

(三) 損益相殺	項目	額
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	19452883円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	972644円
総額	(四)+(四)	20425527円

死亡被害児損害額計算票

11の1	■■■■	女	事故時年齢 1歳	死亡時19歳	平4・26歳	
(一) 逸失利益	過去分 (平成4年度分まで)	18歳時々々	2187900円			
		平2ヶ月々々との平均額	$(2800300 + 2187900) \div 2 = 2494100$ 円			
		生存中	ライフニッパ	$11.6895 - 11.2740 = 0.4155$		
			総額	$2494100 \times 0.4155 = 1036298$ 円		
	死亡後	ライフニッパ	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$			
		総額	$2494100 \times 2.4044 \times 0.7 = 4197769$ 円			
	将来分	平2ヶ月々々	2800300円			
		ライフニッパ	$19.2010 - 14.0939 = 5.1071$			
		総額	$2800300 \times 5.1071 \times 0.7 = 10010988$ 円			
	合計		15245055円			
(二) 介護費	年間額	1200000円				
	期間18年	ライフニッパ	11.6895			
		総額	$1200000 \times 11.6895 = 14027400$ 円			

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	648000円
	障害児養育年金	3504750円
	障害年金	2700566円
	特別児童扶養手当	1662900円
	障害児福祉手当	46200円
	福祉手当	421450円
	合計	11683866円
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	17588589円
(五) 慰謝料		10000000円
	損益相殺(死亡一時金)	$11279000 \times \frac{1000}{1600} = 7049375$ 円
	差引計算	$10000000 - 7049375 = 2950625$ 円
(六) 弁護士費用	(四)+(五) × 5%	1026960円
総額	(四)+(五)+(六)	21566174円

死亡被害児損害額計算票

14の1	■■■■	女	事故時年齢 1歳	平4・23歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシ	2477300円	
		平2センシとの平均額	$(2800300 + 2477300) \div 2 = 2638800$ 円	
		ライフニツフ	$13.1630 - 11.2740 = 1.8890$	
		総額	$2638800 \times 1.8890 \times 0.7 = 3489285$ 円	
	将来分	平2センシ	2800300円	
		ライフニツフ	$19.2010 - 13.1630 = 6.0380$	
		総額	$2800300 \times 6.0380 \times 0.7 = 11835747$ 円	
合計		15325032円		
(二) 介護費	期間 0年	年間額	/	
		ライフニツフ		
		総額		

(三) 損益相殺	項目	額
	合計	
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		15325032円
(五) 弁護士費用 (四)×5%		766251円
総額 (四)+(五)		16091283円

死亡被害児損害額計算票

15の1	■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・27歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時セシス	2110200円		
		平2セシス との平均額	$(2800300 + 2110200) \div 2$ = 2455250円		
		ライフニョフ	14.6430-11.6895 = 2.9535		
		総 額	$2455250 \times 2.9535 \times 0.7$ = 5076106円		
	将来分	平2セシス	2800300円		
		ライフニョフ	19.2390-14.6430 = 4.5960		
		総 額	$2800300 \times 4.5960 \times 0.7$ = 9009125円		
合 計		14085231円			
(二) 介護費	期間11年	年間額	720000円		
		ライフニョフ	8.3064		
		総 額	720000×8.3064 = 5980608		

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2000000円
	後遺症特別給付金	582000円
	合 計	2582000円
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	17483839円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	874191円
総額	(四)+(四)	18358030円

死亡被害見損害額計算票

16の1		男	事故時年齢	3歳	平4・36歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	2046700円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 2046700) \div 2 = 3557650$ 円		
		ライフニッパ	$16.0025 - 10.3796 = 5.6229$		
		総額	$3557650 \times 5.6229 \times 0.5 = 10002155$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライフニッパ	$19.1191 - 16.0025 = 3.1166$		
		総額	$5068600 \times 3.1166 \times 0.5 = 7898399$ 円		
	合計		17900554円		
	(二) 介護費 期間 0年	年間額	/		
ライフニッパ					
総額					

(三) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	17900554円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	895027円
総額	(四)+(四)	18795581円

死亡被害児損害額計算票

17の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・34歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	2556100円	
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 2556100) \div 2 = 3812350$ 円	
		ライフニッパ	$16.1929 - 11.6895 = 4.5034$	
		総額	$3812350 \times 4.5034 \times 0.5 = 8584268$ 円	
	将来分	平2センシス	5068600円	
		ライフニッパ	$19.2390 - 16.1929 = 3.0461$	
		総額	$5068600 \times 3.0461 \times 0.5 = 7719731$ 円	
	合計		16303999円	
	(二) 介護費 期間12年	年間額	360000円	
		ライフニッパ	8.8632	
総額		$360000 \times 8.8632 = 3190752$ 円		

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	合計	2700000円
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	16794751円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	839737円
総額	(四)+(四)	17634488円

死亡被害児損害額計算票

19の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・37歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時々々々	1624200円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 1624200) \div 2 = 3346400$ 円		
		ライプニッフ	$16.7112 - 11.6895 = 5.0217$		
		総 額	$3346400 \times 5.0217 \times 0.5 = 8402308$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライプニッフ	$19.2390 - 16.7112 = 2.5278$		
		総 額	$5068600 \times 2.5278 \times 0.5 = 6406203$ 円		
合 計		14808511円			
(二) 介護費	年間額	/			
	期間 0年				ライプニッフ
	総 額				

(三) 損益相殺	項目	額
		/
	合 計	
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		14808511円
(四) 弁護士費用 (四)×5%		740425円
総額 (四)+(四)		15548936円

死亡被害児損害額計算票

20の1	■■■■	男	事故時年齢	1歳	平4・27歳
㊦ 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時センシ	3923300円		
		平2センシ との平均額	$(5068600 + 3923300) \div 2$ = 4495950円		
		ライフニッパ	14.3751 - 11.2740 = 3.1011		
		総額	$4495950 \times 3.1011 \times 0.5$ = 6971195円		
	将来分	平2センシ	5068600円		
		ライフニッパ	19.2010 - 14.3751 = 4.8259		
		総額	$5068600 \times 4.8259 \times 0.5$ = 12230278円		
合計		19201473円			
㊧ 介護費 期間 0年	年間額	/			
	ライフニッパ				
	総額				

㊨ 損益相殺	項目	/
	合計	
㊩ 差引計算	㊦+㊧-㊨	19201473円
㊪ 弁護士費用	㊩×5%	960073円
総額	㊩+㊪	20161546円

死亡被害児損害額計算票

22の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・25歳
------	------	---	----------	--------

(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時セシス	4 2 2 8 1 0 0 円
		平2センチスとの平均額	$(5068600 + 4228100) \div 2 = 4 6 4 8 3 5 0$ 円
		ライプニツフ	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$
		総 額	$4648350 \times 2.4044 \times 0.5 = 5 5 8 8 2 4 6$ 円
	将来分	平2センチス	5 0 6 8 6 0 0 円
		ライプニツフ	$19.2390 - 14.0939 = 5.1451$
		総 額	$5068600 \times 5.1451 \times 0.5 = 1 3 0 3 9 2 2 6$ 円
	合 計		1 8 6 2 7 4 7 2 円
	(二) 介護費	年間額	/
		期間 0年	
総 額			

(三) 損益相殺	項目	/
	額	
合 計		
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		1 8 6 2 7 4 7 2 円
(五) 弁護士費用 (四)×5%		9 3 1 3 7 3 円
総額 (四)+(五)		1 9 5 5 8 8 4 5 円

死亡被害児損害額計算票

23の1 ■■■ 男 事故時年齢 4歳 平4-30歳

(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センズ	3408800円
		平2センズとの平均額	$(5068600 + 3408800) \div 2 = 4238700$ 円
		ライフニョフ	$14.3751 - 9.8986 = 4.4765$
		総額	$4238700 \times 4.4765 \times 0.5 = 9487270$ 円
	将来分	平2センズ	5068600円
		ライフニョフ	$19.0750 - 14.3751 = 4.6999$
		総額	$5068600 \times 4.6999 \times 0.5 = 11910956$ 円
	合計		21398226円
	(二) 介護費	年間額	/
		期間 0年	
ライフニョフ			
総額			

(三) 損益相殺	項目	額
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	21398226円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	1069911円
総額	(四)+(四)	22468137円

死亡被害児損害額計算票

25の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・32歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	1630400円	
		平2センシスとの平均額	$(2800300 + 1630400) \div 2 = 2215350$ 円	
		ライフニョフ	$15.8026 - 11.6895 = 4.1131$	
		総額	$2215350 \times 4.1131 \times 0.7 = 6378369$ 円	
	将来分	平2センシス	2800300円	
		ライフニョフ	$19.2390 - 15.8026 = 3.4364$	
		総額	$2800300 \times 3.4364 \times 0.7 = 6736065$ 円	
合計		13114434円		
(二) 介護費	期間 0年	年間額	/	
		ライフニョフ		
		総額		

(三) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		13114434円
(四) 弁護士費用 (四)×5%		655721円
総額 (四)+(四)		13770155円

死亡被害児損害額計算票

30の1 ■■■ ■■■ 男 事故時年齢 0歳 平4・20歳

(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	5068600円
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 5068600) \div 2 = 5068600$ 円
		ライフニツツ	$12.4622 - 11.6895 = 0.7727$
		総額	$5068600 \times 0.7727 \times 0.5 = 1958253$ 円
	将来分	平2センシス	5068600円
		ライフニツツ	$19.2390 - 12.4622 = 6.7768$
		総額	$5068600 \times 6.7768 \times 0.5 = 17174444$ 円
		合計	19132697円
	(一) 介護費	年間額	/
		期間 0年 ライフニツツ	
総額			

(二) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(三) 差引計算	(一)+(二)-(四)	19132697円
(四) 弁護士費用	(三)×5%	956634円
総額	(三)+(四)	20089331円

死亡被害児損害額計算票

32の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・25歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時の額	4228100円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 4228100) \div 2 = 4648350$ 円		
		ライフニツフ	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$		
		総額	$4648350 \times 2.4044 \times 0.5 = 5588246$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライフニツフ	$19.2390 - 14.0939 = 5.1451$		
		総額	$5068600 \times 5.1451 \times 0.5 = 13039226$ 円		
合計		18627472円			
(二) 介護費	期間 6年	年間額	360000円		
		ライフニツフ	5.0756		
		総額	$360000 \times 5.0756 = 1827216$ 円		

(三) 損益相殺	項目	額
	
	合計	
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		20454688円
(五) 弁護士費用 (四)×5%		1022734円
総額 (四)+(五)		21477422円

死亡被害児損害額計算票

34の1	■■■■	女	事故時年齢 1歳	平4・22歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	2537700円	
		平2センシスとの平均額	$(2800300 + 2537700) \div 2 = 2669000$ 円	
		ライフニッパ	$12.8211 - 11.2740 = 1.5471$	
		総 額	$2669000 \times 1.5471 \times 0.7 = 2890446$ 円	
	将来分	平2センシス	2800300円	
		ライフニッパ	$19.2010 - 12.8211 = 6.3799$	
		総 額	$2800300 \times 6.3799 \times 0.7 = 12505943$ 円	
	合 計		15396388円	
	(イ) 介護費 期間 6年	年間額	720000円	
		ライフニッパ	5.0756	
総 額		$720000 \times 5.0756 = 3654432$ 円		

(ロ) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	4900000円
	障害年金	2380000円
	合 計	5138000円
(ハ) 差引計算	(-)+(イ)-(ロ)	13912821円
(ニ) 弁護士費用	(ロ)×5%	695641円
総額	(ハ)+(ニ)	14608462円

死亡被害児損害額計算票

35の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・28歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	2039700円	
		平2センシスとの平均額	$(2800300 + 2039700) \div 2 = 2420000$ 円	
		ライフニッフ	$14.8981 - 11.6895 = 3.2086$	
		総額	$2420000 \times 3.2086 \times 0.7 = 5435368$ 円	
	将来分	平2センシス	2800300円	
		ライフニッフ	$19.2390 - 14.8981 = 4.3409$	
		総額	$2800300 \times 4.3409 \times 0.7 = 8509075$ 円	
	合計		13944443円	
	(二) 介護費 期間 0年	年間額	/	
ライフニッフ				
総額				

(三) 損益相殺	項目	/
	合計	
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		13944443円
(五) 弁護士費用 (四)×5%		697222円
総額 (四)+(五)		14641665円

死亡被害児損害額計算票

39の1		女	事故時年齢	1歳	平4・35歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センサ	1351500円		
		平2センサとの平均額	$(2800300 + 1351500) \div 2 = 2075900$ 円		
		タイプニッパ	$16.1929 - 11.2740 = 4.9189$		
		総額	$2075900 \times 4.9189 \times 0.7 = 7147801$ 円		
	将来分	平2センサ	2800300円		
		タイプニッパ	$19.2010 - 16.1929 = 3.0081$		
		総額	$2800300 \times 3.0081 \times 0.7 = 5896507$ 円		
合計		13044308円			
(+) 介護費	期間11年	年間額	360000円		
		タイプニッパ	8.3064		
		総額	$360000 \times 8.3064 = 2990304$ 円		

(+) 損益相殺	項目	額
	合計	
(+) 差引計算 (-)+(-)-(+)		16034612円
(+) 弁護士費用 (+)×5%		801730円
総額 (+)+(+)		16836342円

死亡被害児損害額計算票

43の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	死亡時 22歳	平4・33歳	
(一) 逸失利益	過去分 (平成4 年度分ま で)	18歳時センシス	1 5 2 2 9 0 0 円			
		平2センシス との平均額	$(2800300 + 1522900) \div 2$ = 2 1 6 1 6 0 0 円			
		生 存 中	ライフニッパ	$13.1630 - 11.6895 = 1.4735$		
		総 額	2161600×1.4735 = 3 1 8 5 1 1 7 円			
	死 亡 後	ライフニッパ	$16.0025 - 13.1630 = 2.8395$			
		総 額	$2161600 \times 2.8395 \times 0.7$ = 4 2 9 6 5 0 4 円			
	将 来 分	平2センシス	2 8 0 0 3 0 0 円			
		ライフニッパ	$19.2390 - 16.0025 = 3.2365$			
		総 額	$2800300 \times 3.2365 \times 0.7$ = 6 3 4 4 2 1 9 円			
	合 計		1 3 8 2 5 8 4 0 円			
(二) 介護費	年間額	7 2 0 0 0 0 円				
	期間22年	ライフニッパ	1 3 . 1 6 3 0			
	総 額	720000×13.1630 = 9 4 7 7 3 6 0 円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 7 0 0 0 0 0 円
	障害児養育年金	1 8 4 0 0 0 円
	障害年金	8 9 2 4 2 3 3 円
	合 計	1 1 8 0 8 2 3 3 円
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	1 1 4 9 4 9 6 7 円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	5 7 4 7 4 8 円
総額	(四)+(四)	1 2 0 6 9 7 1 5 円

死亡被害児損害額計算票

45の1	■■■■	男	事故時年齢17歳	平4・42歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシ	757600円		
		平2センシとの平均額	$(5068600 + 757600) \div 2 = 2913100$ 円		
		ライフニツフ	$14.0939 - 0.9523 = 13.1416$		
		総額	$2913100 \times 13.1416 \times 0.5 = 19141397$ 円		
	将来分	平2センシ	5068600円		
		ライフニツフ	$18.2559 - 14.0939 = 4.1620$		
		総額	$5068600 \times 4.1620 \times 0.5 = 10547756$ 円		
	合計		29689153円		
	(二) 介護費	期間 0年	年間額	/	
			ライフニツフ		
総額					

(三) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	29689153円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	1484457円
総額	(四)+(四)	31173610円

死亡被害児損害額計算票

46の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・21歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	4795300円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 4795300) \div 2 = 4931950$ 円		
		ライフニツク	$12.8211 - 11.6895 = 1.1316$		
		総 額	$4931950 \times 1.1316 \times 0.5 = 2790497$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライフニツク	$19.2390 - 12.8211 = 6.4179$		
		総 額	$5068600 \times 6.4179 \times 0.5 = 16264883$ 円		
合 計		19055380円			
(-) 介護費	期間 0年	年間額	/		
		ライフニツク			
		総 額			

(+) 損益相殺	項目	額
		/
	合 計	
(+) 差引計算	(-)+(+)-(+)	19055380円
(+) 弁護士費用	(+)×5%	952769円
総額	(+)+(+)	20008149円

死亡被害児損害額計算票

47の1 ■■■ ■■■ 男 事故時年齢 0歳 平4・25歳

(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時年金	4228100円
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 4228100) \div 2 = 4648350$ 円
		タイプニョフ	$14.0939 - 11.6895 = 2.4044$
		総額	$4648350 \times 2.4044 \times 0.5 = 5588246$ 円
	将来分	平2センシス	5068600円
		タイプニョフ	$19.2390 - 14.0939 = 5.1451$
		総額	$5068600 \times 5.1451 \times 0.5 = 13039226$ 円
合計		18627472円	
(二) 介護費	年間額	/	
	期間 0年		
	タイプニョフ		
総額			

(三) 損益相殺	項目	額
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	18627472円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	931373円
総額	(四)+(四)	19558845円

死亡被害児損害額計算票

48の1	男	事故時年齢	0歳	平4・29歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	3633400円	
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 3633400) \div 2 = 4351000$ 円	
		ライフニツク	$15.1410 - 11.6895 = 3.4515$	
		総額	$4351000 \times 3.4515 \times 0.5 = 7508738$ 円	
	将来分	平2センシス	5068600円	
		ライフニツク	$19.2390 - 15.1410 = 4.0980$	
		総額	$5068600 \times 4.0980 \times 0.5 = 10385561$ 円	
	合計		17894299円	
	(+) 介護費	年間額	/	
期間 0年				
ライフニツク				
	総額			

(-) 損益相殺	項目	額
	合計	
(-) 差引計算	(-) + (-) - (四)	17894299円
(四) 弁護士費用	(四) × 5%	894714円
総額	(四) + (四)	18789013円

死亡被害児損害額計算票

51の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・30歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時ヶ月	3408800円	
		平2ヶ月との平均額	$(5068600 + 3408800) \div 2 = 4238700$ 円	
		ライフネット	$15.3724 - 11.6895 = 3.6829$	
		総額	$4238700 \times 3.6829 \times 0.5 = 7805354$ 円	
	将来分	平2ヶ月	5068600円	
		ライフネット	$19.2390 - 15.3724 = 3.8666$	
		総額	$5068600 \times 3.8666 \times 0.5 = 9799124$ 円	
合計		17604478円		
(二) 介護費	期間 0年	年間額	/	
		ライフネット		
		総額		

(三) 損益相殺	項目	額
	
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	17604478円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	880223円
総額	(四)+(四)	18484701円

死亡被害児損害額計算票

52の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・20歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時々々々	5068600円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 5068600) \div 2 = 5068600$ 円		
		ライフニツフ	12.4622 - 11.6895 = 0.7727		
		総額	$5068600 \times 0.7727 \times 0.5 = 1958253$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライフニツフ	19.2390 - 12.4622 = 6.7768		
		総額	$5068600 \times 6.7768 \times 0.5 = 1717444$ 円		
合計		19132697円			
(-) 介護費	年間額	/			
	期間 0年				ライフニツフ
	総額				

(+) 損益相殺	項目	額
		/
	合計	
(+) 差引計算 (-) + (-) - (+)		19132697円
(+) 弁護士費用 (+) × 5%		956634円
総額 (+) + (+)		20089331円

死亡被害児損害額計算票

54の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・35歳
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時ヶ月収	2370800円	
		平2ヶ月収との平均額	$(5068600 + 2370800) \div 2 = 3719700$ 円	
		タイプニッパ	$16.3741 - 11.6895 = 4.6846$	
		総 額	$3719700 \times 4.6846 \times 0.5 = 8712653$ 円	
	将来分	平2ヶ月収	5068600円	
		タイプニッパ	$19.2390 - 16.3741 = 2.8649$	
		総 額	$5068600 \times 2.8649 \times 0.5 = 7260516$ 円	
	合 計		15973169円	
	(イ) 介護費 期間 0年	年間額	/	
		タイプニッパ		
総 額				

(ロ) 損益相殺	項目	額
	合 計	
(ハ) 差引計算	(-)+(イ)-(ロ)	15973169円
(ニ) 弁護士費用	(ロ)×5%	798658円
総額	(ハ)+(ニ)	16771827円

死亡被害児損害額計算票

55の1	■■■■	男	事故時年齢 9歳	死亡時31歳	平4・32歳	
(一) 逸失利益	過去分 (平成4 年度分ま で)	18歳時センシス	3004700円			
		平2センシス との平均額	$(5068600 + 3004700) \div 2$ = 4036650円			
		生 存 中	ライフニョフ	$13.1630 - 7.1078 = 6.0552$		
			総 額	4036650×6.0552 = 24442723		
	死 亡 後	ライフニョフ	$13.4885 - 13.1630 = 0.3255$			
		総 額	$4036650 \times 0.3255 \times 0.5$ = 656964円			
	将来分	平2センシス	5068600円			
		ライフニョフ	$18.8195 - 13.4885 = 5.3310$			
		総 額	$5068600 \times 5.3310 \times 0.5$ = 13510353円			
	合 計		38610040円			
(二) 介護費	年間額	1200000円				
	期間22年	ライフニョフ	13.1630			
	総 額	1200000×13.1630 = 15795600円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	20000000円
	後遺症特別給付金	5100000円
	障害児養育年金	5546000円
	障害年金	9879690円
	特別児童扶養手当	7450000円
	障害基礎年金	6498436円
	合 計	20187726円
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	34217914円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用	(四)+(五) × 5%	2210895円
総額	(四)+(五)+(六)	46428809円

死亡被害児損害額計算票

57の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・24歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシ	4347600円	
		平2センシとの平均額	$(5068600 + 4347600) \div 2 = 4708100$ 円	
		ライフニッパ	$13.7986 - 11.6895 = 2.1091$	
		総額	$4708100 \times 2.1091 \times 0.5 = 4964926$ 円	
	将来分	平2センシ	5068600円	
		ライフニッパ	$19.2390 - 13.7986 = 5.4404$	
		総額	$5068600 \times 5.4404 \times 0.5 = 13787605$ 円	
	合計		18752531円	
	(二) 介護費	年間額	/	
期間 0年				
ライフニッパ				
	総額			

(三) 損益相殺	項目	額
	合計	
(四) 差引計算	(一)+(二)-(三)	18752531円
(四) 弁護士費用	(四)×5%	937626円
総額	(四)+(四)	19690157円

死亡被害児両親損害額計算票

2の2	■ ■	
2の3	■ ■ ■ ■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

6の2	■ ■	
6の3	■ ■ ■ ■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	1 0 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		7 0 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 5 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		7 3 5 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

8の2	■ ■	
8の3	■ ■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
合 計 × ½		2 3 5 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 8 2 5 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

11の2	■ ■	
11の3	■ ■	
(一) 慰謝料		3 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	0 円
	再弔慰金	0 円
	死亡一時金	1 1 2 7 9 0 0 0 円
控 除 額		$11279000 \times \frac{600}{1600} \times \frac{1}{2} = 2114812 \text{ 円}$
(三) 差引計算 (一)-(二)		8 8 5 1 8 8 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		4 4 2 5 9 円
総額 (三)+(四)		9 2 9 4 4 7 円

死亡被害児両親損害額計算票

14の2	■■■ ■■■
14の3	■■■ ■■■

(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 円
(-) 差引計算	(-) - (-)	5 6 5 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用	(+) × 5 %	2 8 2 5 0 0 円
総額	(+) + (-)	5 9 3 2 5 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

15の2	■■■ ■■■
15の3	■■■■■■■■

(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	1 0 0 0 0 0 0 円
(-) 差引計算	(-) - (-)	7 0 0 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用	(+) × 5 %	3 5 0 0 0 0 円
総額	(+) + (-)	7 3 5 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

16の2	■ ■	
16の3	■ ■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	1 7 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	1 8 5 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 1 5 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 7 5 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 4 5 7 5 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

17の2	■ ■	
17の3	■ ■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	/
	弔慰金	
	再弔慰金	
	死亡一時金	
	合 計 × ½	
(三) 差引計算 (一)-(二)		8 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		4 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		8 4 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

19の2	■■■■■
19の3	■■ ■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	1 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	1 8 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 1 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 7 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 4 5 7 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

20の2	■■ ■■
20の3	■■ ■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児兩親損害額計算票

22の2	■	■
22の3	■	■

(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(+) 差引計算 (-) - (-)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用 (+) × 5 %		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (+) + (+)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児兩親損害額計算票

23の2	■	■
23の3	■	■

(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(+) 差引計算 (-) - (-)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用 (+) × 5 %		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (+) + (+)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

25の2	■ ■
25の3	■ ■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合計 × ½	2 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		3 0 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 3 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

30の2	■ ■
30の3	■ ■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	4 2 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合計 × ½	3 1 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		4 9 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 4 5 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 1 4 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

32の2	■ ■	
32の3	■ ■ ■ ■	
(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	4 2 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金 死亡一時金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	合 計 × ½	3 1 0 0 0 0 0 0 円
(+) 差引計算 (-) - (-)		4 9 0 0 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用 (+) × 5 %		2 4 5 0 0 0 0 円
総額 (+) + (+)		5 1 4 5 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

34の2	■ ■	
34の3	■ ■	
(-) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(-) 損益相殺	項 目	/
	弔慰金 再弔慰金 死亡一時金	
	合 計 × ½	
(+) 差引計算 (-) - (-)		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(+) 弁護士費用 (+) × 5 %		4 0 0 0 0 0 0 円
総額 (+) + (+)		8 4 0 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

35の2	■■■ ■■
35の3	■■■ ■■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 0 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 0 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 3 0 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

39の2	■■■ ■■
39の3	■■■■■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

43の2	■■■■	
43の3	■■■■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	0 円
	再弔慰金	0 円
	死亡一時金	7 8 8 3 0 0 0 円
	合 計 × ½	3 9 4 1 5 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		4 0 5 8 5 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 0 2 9 2 5 円
総額 (三)+(四)		4 2 6 1 4 2 5 円

死亡被害児両親損害額計算票

45の2	■■■■	
45の3	■■■■	
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	/
	弔慰金	
	再弔慰金	
	死亡一時金	
	合 計 × ½	
(三) 差引計算 (一)-(二)		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		4 0 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		8 4 0 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

46の2	■■■■
46の3	■■■■■■■■■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	甲慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再甲慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

47の2	■■■■
47の3	■■■■■■■■■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	甲慰金	2 7 0 0 0 0 0 0 円
	再甲慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 3 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 8 2 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

48の2	■■■■■
48の3	■■■■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 3 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

51の2	■■ ■■
51の3	■■ ■■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	2 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 3 0 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

52の2	■ ■
52の3	■ ■ ■ ■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	4 2 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	3 1 0 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		4 9 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		2 4 5 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		5 1 4 5 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

54の2	■ ■
54の3	■ ■ ■ ■

(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	
	弔慰金	1 7 0 0 0 0 0 0 円
	再弔慰金	2 0 0 0 0 0 0 0 円
	死亡一時金	0 円
	合 計 × ½	1 8 5 0 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		6 1 5 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三)×5%		3 0 7 5 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		6 4 5 7 5 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

55の2	■ ■	
55の3	■ ■	
(一) 慰謝料		3 0 0 0 0 0 0 円
(二) 損益相殺	項 目	/
	弔慰金 再弔慰金 死亡一時金	
	合計 × ½	
(三) 差引計算 (一)-(二)		3 0 0 0 0 0 0 円
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		1 5 0 0 0 0 0 円
総額 (三)+(四)		3 1 5 0 0 0 0 円

死亡被害児両親損害額計算票

57の2	■ ■		
57の3	■ ■		
(一) 慰謝料		8 0 0 0 0 0 0 円	
(二) 損益相殺	項 目		
	弔慰金 再弔慰金 死亡一時金		2 7 0 0 0 0 0 円 2 0 0 0 0 0 0 円 0 円
	合計 × ½		2 3 5 0 0 0 0 円
(三) 差引計算 (一)-(二)		5 6 5 0 0 0 0 円	
(四) 弁護士費用 (三) × 5 %		2 8 2 5 0 0 円	
総額 (三)+(四)		5 9 3 2 5 0 0 円	

生存被害児（Aランク）損害額計算票

1の1	■■■■	男	事故時年齢	1歳	平4・29歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時セシス	3 6 3 3 4 0 0 円			
		平2セシス との平均額	$(5068600 + 3633400) \div 2$ = 4 3 5 1 0 0 0 円			
		ライフニッソ	14.8981-11.2740 = 3. 6 2 4 1			
		総 額	4351000×3.6241 = 1 5 7 6 8 4 5 9 円			
	将来分	平2セシス	5 0 6 8 6 0 0 円			
		ライフニッソ	19.2010-14.8981 = 4. 3 0 2 9			
		総 額	5068600×4.3029 = 2 1 8 0 9 6 7 8 円			
	合 計		3 7 5 7 8 1 3 7 円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年 間 額	9 6 0 0 0 0 円		
			ライフニッソ	1 4 . 8 9 8 1		
総 額			960000×14.8981 = 1 4 3 0 2 1 7 6 円			
将来分		年 間 額	1 8 0 0 0 0 0 円			
		要介護期間	7 4 年			
		ライフニッソ	19.4592-14.8981 = 4. 5 6 1 1			
		総 額	1800000×4.5611 = 8 2 0 9 9 8 0 円			
合 計		2 2 5 1 2 1 5 6 円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 7 0 0 0 0 0 円
	後遺症特別給付金	6 9 2 0 0 0 円
	障害児養育年金	3 3 2 6 2 0 0 円
	障害年金	1 7 9 4 9 5 7 0 円
	福祉年金	9 6 6 6 5 0 円
	障害基礎年金	4 0 2 9 7 0 0 円
	合 計	2 9 6 6 4 1 2 0 円
(四) 差引計算 (-)+(三)-(-)		3 0 4 2 6 1 7 3 円
(五) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(六) 弁護士費用 [(四)+(五)] × 5%		2 0 2 1 3 0 8 円
総額 (四)+(五)+(六)		4 2 4 4 7 4 8 1 円

生存被害児（Aランク）損害額計算表

3の1	■■■■	女	事故時年齢 1歳	平4・26歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時センサス	2187900円		
		平2センサス との平均額	$(2800300 + 2187900) \div 2$ = 2494100円		
		ライフニッパ	14.0939 - 11.2740 = 2.8199		
		総 額	2494100 × 2.8199 = 7033112円		
	将来分	平2センサス	2800300円		
		ライフニッパ	19.2010 - 14.0939 = 5.1071		
		総 額	2800300 × 5.1071 = 14301412円		
	合 計		21334524円		
	(イ) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円	
			ライフニッパ	14.0939	
総 額			1200000 × 14.0939 = 16912680円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	80年		
		ライフニッパ	19.5964 - 14.0939 = 5.5025		
		総 額	1800000 × 5.5025 = 9904500円		
合 計		26817180円			

(ロ) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	561000円
	障害児養育年金	2335300円
	障害年金	7466924円
合 計		13063224円
(ハ) 差引計算 (-)+(イ)-(ロ)		35088480円
(ニ) 慰謝料		10000000円
(ヘ) 弁護士費用 ((ハ)+(ニ)) × 5%		2254424円
総額 (ハ)+(ニ)+(ヘ)		47342904円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

4の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・29歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時ヶ月収	1955600円		
		平2ヶ月収 との平均額	$(2800300 + 1955600) \div 2$ = 2377950円		
		ライフニッパ	15.1410 - 11.6895 = 3.4515		
		総 額	2377950 × 3.4515 = 8207494円		
		将来分	平2ヶ月収	2800300円	
	ライフニッパ	19.2390 - 15.1410 = 4.098			
	総 額	2800300 × 4.098 = 11475629円			
	合 計		19683123円		
	(+) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	960000円	
			ライフニッパ	15.1410	
総 額			960000 × 15.1410 = 14535360円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	81年		
		ライフニッパ	19.6156 - 15.1410 = 4.4746		
		総 額	1800000 × 4.4746 = 8054280円		
合 計		22589640円			

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	692000円
	障害児養育年金	1733100円
	障害年金	15128627円
	特別障害者手当	1246400円
	福祉手当	976650円
	障害基礎年金	5262696円
	合 計	27739473円
(-) 差引計算 (-) + (+) - (+)		14533290円
(+) 慰謝料		10000000円
(-) 弁護士費用 ((+) + (+)) × 5%		1226664円
総額	((+) + (+) + (-))	25759954円

生存被養児（Aランク）損害額計算票

5の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・30歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時ヶ月	3408800円		
		平2ヶ月との平均額	$(5068600 + 3408800) \div 2 = 4238700$ 円		
		ライフニッパ	$15.3724 - 11.6895 = 3.6829$		
		総額	$4238700 \times 3.6829 = 15610708$ 円		
	将来分	平2ヶ月	5068600円		
		ライフニッパ	$19.2390 - 15.3724 = 3.8666$		
		総額	$5068600 \times 3.8666 = 19598248$ 円		
	合計		35208956円		
	(+) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	960000円	
			ライフニッパ	15.3724	
総額			$960000 \times 15.3724 = 14757504$ 円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	75年		
		ライフニッパ	$19.4849 - 15.3724 = 4.1125$		
		総額	$1800000 \times 4.1125 = 7402500$ 円		
合計		22160004円			

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	1284200円
	障害年金	19196997円
	障害児福祉手当	1537400円
	障害基礎年金	3899032円
	合計	28617629円
(-) 差引計算 (-) + (+) - (-)		28751331円
(-) 慰謝料		10000000円
(-) 弁護士費用 ((+) + (-)) × 5%		1937566円
総額	((+) + (-) + (-))	40688897円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

7の1	■■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・29歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時々々々	1955600円			
		平2々々々との平均額	$(2800300 + 1955600) \div 2 = 2377950$ 円			
		ライフニッソフ	$15.1410 - 11.6895 = 3.4515$			
		総 額	$2377950 \times 3.4515 = 8207494$ 円			
		将来分	平2々々々			
	将来分	ライフニッソフ	$19.2390 - 15.1410 = 4.098$			
		総 額	$2800300 \times 4.098 = 11475629$ 円			
		合 計	19683123円			
	(+) 介護費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	960000円		
			ライフニッソフ	15.1410		
総 額			$960000 \times 15.1410 = 14535360$ 円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	81年			
		ライフニッソフ	$19.6156 - 15.1410 = 4.4746$			
		総 額	$1800000 \times 4.4746 = 8054280$ 円			
合 計	22589640円					

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	692000円
	障害児養育年金	3540800円
	障害年金	19064447円
	障害基礎年金	3816800円
	合 計	29814047円
(-) 差引計算 (-) + (+) - (+)		12458716円
(-) 慰謝料		10000000円
(-) 弁護士費用 ((-) + (-)) × 5%		1122935円
総額	((-) + (-) + (-))	23581651円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

9の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・28歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時わけ	2039700円		
		平2センシス との平均額	$(2800300 + 2039700) \div 2$ = 2420000円		
		ライフニツク	14.8981 - 11.6895 = 3.2086		
		総 額	2420000×3.2086 = 7764812円		
	将来分	平2センシス	2800300円		
		ライフニツク	19.2390 - 14.8981 = 4.3409		
		総 額	2800300×4.3409 = 12155822円		
	合 計		19920634円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円	
			ライフニツク	14.8981	
総 額			1200000×14.8981 = 17877720円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	81年		
		ライフニツク	19.6156 - 14.8981 = 4.7175		
		総 額	1800000×4.7175 = 8491500円		
合 計		26369220円			

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	障害児養育年金	2597117円
	障害年金	16165530円
	障害基礎年金	3815892円
	合 計	25278539円
(四) 差引計算 (-)+(二)-(四)		21011315円
(四) 慰謝料		10000000円
(四) 弁護士費用 (四)+(四) × 5%		1550565円
総額	(四)+(四)+(四)	32561880円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

10の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・27歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時ヶ月	3923300円			
		平2ヶ月の との平均額	$(5068600 + 3923300) \div 2$ = 4495950円			
		ライフニツフ	$14.6430 - 11.6895 = 2.9535$			
		総 額	4495950×2.9535 = 13278788円			
	将来分	平2ヶ月の	5068600円			
		ライフニツフ	$19.2390 - 14.6430 = 4.5960$			
		総 額	5068600×4.5960 = 23295285円			
	合 計		36574073円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	1200000円		
			ライフニツフ	14.6430		
総 額			1200000×14.6430 = 17571600円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	75年			
		ライフニツフ	$19.4849 - 14.6430 = 4.8419$			
		総 額	1800000×4.8419 = 8715420円			
合 計		26287020円				

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	20000000円
	障害児養育年金	18370000円
	障害年金	13642120円
	福祉年金	740000円
	障害基礎年金	4387895円
	合 計	21941015円
(五) 差引計算 (一)+(二)-(四)		40920078円
(六) 慰謝料		10000000円
(七) 弁護士費用 ((六)+(四)) × 5%		2546003円
総額	((五)+(六)+(七))	53466081円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

12の1	■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・27歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時時点	2110200円			
		平2センシス との平均額	$(2800300 + 2110200) \div 2$ $= 2455250$ 円			
		ライブニッフ	$14.6430 - 11.6895 = 2.9535$			
		総 額	2455250×2.9535 $= 7251580$ 円			
	将来分	平2センシス	2800300円			
		ライブニッフ	$19.2390 - 14.6430 = 4.5960$			
		総 額	2800300×4.5960 $= 12870178$ 円			
	合 計		20121758円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円		
			ライブニッフ	14.6430		
総 額			1200000×14.6430 $= 17571600$ 円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	81年			
		ライブニッフ	$19.6156 - 14.6430 = 4.9726$			
		総 額	1800000×4.9726 $= 8950680$ 円			
合 計		26522280円				

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	障害児養育年金	3867700円
	障害年金	5454543円
	特別児童扶養手当	935300円
	障害基礎年金	3185975円
	合 計	16143518円
(五) 差引計算 (一)+(二)-(四)		30500520円
(六) 慰謝料		10000000円
(七) 弁護士費用 (六)+(四) × 5%		2025026円
総額	(六)+(七)+(五)	42525546円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

21の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・35歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時マシ	1 3 5 1 5 0 0 円		
		平2マシ との平均額	$(2800300 + 1351500) \div 2$ = 2 0 7 5 9 0 0 円		
		ライフニッパ	$16.3741 - 11.6895 = 4.6846$		
		総 額	2075900×4.6846 = 9 7 2 4 7 6 1 円		
	将来分	平2マシ	2 8 0 0 3 0 0 円		
		ライフニッパ	$19.2390 - 16.3741 = 2.8649$		
		総 額	2800300×2.8649 = 8 0 2 2 5 7 9 円		
	合 計		1 7 7 4 7 3 4 0 円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年 間 額	9 6 0 0 0 0 円	
			ライフニッパ	1 6 . 3 7 4 1	
総 額			960000×16.3741 = 1 5 7 1 9 1 3 6 円		
将来分		年 間 額	1 8 0 0 0 0 0 円		
		要介護期間	8 1 年		
		ライフニッパ	$19.6156 - 16.3741 = 3.2415$		
	総 額	1800000×3.2415 = 5 8 3 4 7 0 0 円			
合 計		2 1 5 5 3 8 3 6 円			

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 0 0 0 0 0 0 円
	後遺症特別給付金	4 2 0 0 0 0 円
	障害年金	1 4 1 7 4 6 2 0 円
	特別児童扶養手当	5 5 1 5 0 0 円
	障害基礎年金	6 9 7 4 2 9 8 円
	合 計	2 4 1 2 0 4 1 8 円
(三) 差引計算 (一)+(二)-(四)		1 5 1 8 0 7 5 8 円
(五) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(六) 弁護士費用 (三)+(五) × 5%		1 2 5 9 0 3 7 円
総額	(三)+(五)+(六)	2 6 4 3 9 7 9 5 円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

24の1	■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・25歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時センズ	2308900円		
		平2センズ との平均額	$(2800300 + 2308900) \div 2$ = 2554600円		
		ライフニッパ	14.0939 - 11.6895 = 2.4044		
		総額	2554600×2.4044 = 6142280円		
	将来分	平2センズ	2800300円		
		ライフニッパ	19.2390 - 14.0939 = 5.1451		
		総額	2800300×5.1451 = 14407823円		
合計		20550103円			
(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円		
		ライフニッパ	14.0939		
		総額	1200000×14.0939 = 16912680円		
	将来分	年間額	1800000円		
		要介護期間	81年		
		ライフニッパ	19.6156 - 14.0939 = 5.5217		
		総額	1800000×5.5217 = 9939060円		
合計		26851740円			

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	572000円
	障害児養育年金	4084650円
	障害年金	9834815円
	特別児童扶養手当	4412700円
	福祉手当	1210100円
	障害基礎年金	1065549円
	合計	23879814円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		23522029円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 ((四)+(五)) × 5%		1676101円
総額	((四)+(五)+(六))	35198130円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

26の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・28歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時センシ	3795200円			
		平2センシ との平均額	$(5068600 + 3795200) \div 2 = 4431900$ 円			
		ライフニツク	$14.8981 - 11.6895 = 3.2086$			
		総額	$4431900 \times 3.2086 = 14220194$ 円			
	将来分	平2センシ	5068600円			
		ライフニツク	$19.2390 - 14.8981 = 4.3409$			
		総額	$5068600 \times 4.3409 = 22002285$ 円			
	合計		36222479円			
	(+) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	1200000円		
			ライフニツク	14.8981		
総額			$1200000 \times 14.8981 = 17877720$ 円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	75年			
		ライフニツク	$19.4849 - 14.8981 = 4.5868$			
		総額	$1800000 \times 4.5868 = 8256240$ 円			
合計		26133960円				

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	20000000円
	後遺症特別給付金	4050000円
	障害児養育年金	2693500円
	障害年金	11224610円
	障害基礎年金	2397870円
	合計	18720980円
(-) 差引計算 (-) + (+) - (-)		43835459円
(-) 慰謝料		10000000円
(-) 弁護士費用 ((-) + (+)) × 5%		2681772円
総額	((-) + (+) + (-))	56317231円

生存被害児（Aランク）損害額計算表

27の1	■■■■	男	事故時年齢	1歳	平4・24歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時ヶ月	4347600円			
		平2ヶ月と との平均額	$(5068600 + 4347600) \div 2$ = 4708100円			
		ライフニツフ	13.4885 - 11.2740 = 2.2145			
		総額	4708100×2.2145 = 10426087円			
	将来分	平2ヶ月	5068600円			
		ライフニツフ	19.2010 - 13.4885 = 5.7125			
		総額	5068600×5.7125 = 28954377円			
	合計		39380464円			
	(+) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円		
			ライフニツフ	13.4885		
総額			1200000×13.4885 = 16186200円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	74年			
		ライフニツフ	19.4592 - 13.4885 = 5.9707			
		総額	1800000×5.9707 = 10747260円			
合計		26933460円				

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	692000円
	障害児養育年金	4404975円
	障害年金	8784647円
	特別児童扶養手当	470700円
	福祉手当	116000円
	障害基礎年金	1989091円
	合計	19157413円
(-) 差引計算 (-) + (+) - (-)		47156511円
(-) 慰謝料		10000000円
(-) 弁護士費用 (+) + (+) × 5%		2857825円
総額	(+) + (+) + (-)	60014336円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

28の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・29歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時の特給	3633400円			
		平2センシス との平均額	$(5068600 + 3633400) \div 2$ = 4351000円			
		ライプニッツ	$15.1410 - 11.6895 = 3.4515$			
		総 額	4351000×3.4515 = 15017476円			
	将来分	平2センシス	5068600円			
		ライプニッツ	$19.2390 - 15.1410 = 4.0980$			
		総 額	5068600×4.0980 = 20771122円			
	合 計		35788598円			
	(ロ) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	960000円		
			ライプニッツ	15.1410		
総 額			960000×15.1410 = 14535360円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	75年			
		ライプニッツ	$19.4849 - 15.1410 = 4.3439$			
合 計		22354380円				

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	障害児養育年金	1730800円
	障害年金	17696813円
	障害基礎年金	4700205円
合 計		26827818円
(五) 差引計算 (-)+(ロ)-(四)		31315160円
(六) 慰謝料		10000000円
(七) 弁護士費用 ((六)+(四)) × 5%		2065758円
総額	((五)+(六)+(七))	43380918円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

31の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・23歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時々々々	2477300円	
		平2センキス との平均額	(2800300 + 2477300) ÷ 2 = 2638800円	
		ライブニツフ	13.4885 - 11.6895 = 1.7990	
		総 額	2638800 × 1.7990 = 4747201円	
	将来分	平2センキス	2800300円	
		ライブニツフ	19.2390 - 13.4885 = 5.7505	
総 額		2800300 × 5.7505 = 16103125円		
合 計		20850326円		
(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円	
		ライブニツフ	13.4885	
		総 額	1200000 × 13.4885 = 16186200円	
	将来分	年間額	1800000円	
		要介護期間	81年	
		ライブニツフ	19.6156 - 13.4885 = 6.1271	
総 額		1800000 × 6.1271 = 11028780円		
合 計		27214980円		

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	2150000円
	障害児養育年金	5102450円
	障害年金	5745332円
	特別児童扶養手当	5661900円
	障害児福祉手当	467200円
	福祉手当	1039650円
	障害基礎年金	1193700円
	合 計	22125232円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		25940074円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 (四)+(五) × 5%		1797003円
総額	(四)+(五)+(六)	37737077円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

33の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・28歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センシス	3795200円		
		平2センシスとの平均額	$(5068600 + 3795200) \div 2 = 4431900$ 円		
		ライフニツク	$14.8981 - 11.6895 = 3.2086$		
		総 額	$4431900 \times 3.2086 = 14220194$ 円		
	将来分	平2センシス	5068600円		
		ライフニツク	$19.2390 - 14.8981 = 4.3409$		
		総 額	$5068600 \times 4.3409 = 22002285$ 円		
	合 計		36222479円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	1200000円	
			ライフニツク	14.8981	
総 額			$1200000 \times 14.8981 = 17877720$ 円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	75年		
		ライフニツク	$19.4849 - 14.8981 = 4.5868$		
		総 額	$1800000 \times 4.5868 = 8256240$ 円		
合 計		26133960円			

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	692000円
	障害児養育年金	2547950円
	障害年金	13141607円
	合 計	19081557円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		43274882円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 (四)+(五) × 5%		2663744円
総額 (四)+(五)+(六)		55938626円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

36の1 ■■■ ■■■ 男 事故時年齢 0歳 平4・29歳

(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時々々	3633400円	
		平2センシス との平均額	(5068600 + 3633400) ÷ 2 = 4351000円	
		ライフニッパ	15.1410 - 11.6895 = 3.4515	
		総 額	4351000 × 3.4515 = 15017476円	
	将来分	平2センシス	5068600円	
		ライフニッパ	19.2390 - 15.1410 = 4.0980	
		総 額	5068600 × 4.0980 = 20771122円	
	合 計		35788598円	
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	960000円
			ライフニッパ	15.1410
総 額			960000 × 15.1410 = 14535360円	
将来分		年間額	1800000円	
		要介護期間	75年	
		ライフニッパ	19.4849 - 15.1410 = 4.3439	
		総 額	1800000 × 4.3439 = 7819020円	
合 計		22354380円		

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	27000000円
	後遺症特別給付金	6920000円
	障害児養育年金	18915000円
	障害年金	16247750円
	障害児福祉手当	14997000円
	特別障害者手当	12919200円
	福祉手当	4214500円
	障害基礎年金	40297000円
	合 計	287740200円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(四)		29368958円
(四) 慰謝料		100000000円
(四) 弁護士費用 (四)+(四) × 5%		1968447円
総額 (四)+(四)+(四)		41337405円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

38の1	■■■■	男	事故時年齢	0歳	平4・22歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時々々	4 5 5 1 0 0 0 円			
		平2センサス との平均額	$(5068600 + 4551000) \div 2$ = 4 8 0 9 8 0 0 円			
		ライフニッパ	13.1630 - 11.6895 = 1. 4 7 3 5			
		総 額	4809800 × 1.4735 = 7 0 8 7 2 4 0 円			
		将来分	平2センサス	5 0 6 8 6 0 0 円		
	ライフニッパ	19.2390 - 13.1630 = 6. 0 7 6 0				
	総 額	5068600 × 6.0760 = 3 0 7 9 6 8 1 3 円				
	合 計		3 7 8 8 4 0 5 3 円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	1 2 0 0 0 0 0 円		
			ライフニッパ	1 3. 1 6 3 0		
総 額			1200000 × 13.1630 = 1 5 7 9 5 6 0 0 円			
将来分		年間額	1 8 0 0 0 0 0 円			
		要介護期間	7 5 年			
		ライフニッパ	19.4849 - 13.1630 = 6. 3 2 1 9			
	総 額	1800000 × 6.3219 = 1 1 3 7 9 4 2 0 円				
合 計		2 7 1 7 5 0 2 0 円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	4 2 0 0 0 0 0 円
	障害児養育年金	5 3 5 3 8 0 0 円
	障害年金	5 2 1 8 0 7 0 円
	障害基礎年金	9 9 0 3 5 0 円
	合 計	1 5 7 6 2 2 2 0 円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		4 9 2 9 6 8 5 3 円
(五) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(六) 弁護士費用 ((四)+(五)) × 5%		2 9 6 4 8 4 2 円
総額	((四)+(五)+(六))	6 2 2 6 1 6 9 5 円

生存被寄児（Aランク）損害額計算票

40の1	男	事故時年齢 1歳	平4・31歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時セシス	3 1 5 6 6 0 0 円	
		平2セシス との平均額	$(5068600 + 3156600) \div 2$ = 4 1 1 2 6 0 0 円	
		ライブニッフ	$15.3724 - 11.2740 = 4.0984$	
		総 額	4112600×4.0984 = 1 6 8 5 5 0 7 9 円	
	将来分	平2セシス	5 0 6 8 6 0 0 円	
		ライブニッフ	$19.2010 - 15.3724 = 3.8286$	
		総 額	5068600×3.8286 = 1 9 4 0 5 6 4 1 円	
	合 計		3 6 2 6 0 7 2 0 円	
	(+) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	9 6 0 0 0 0 円
			ライブニッフ	1 5 . 3 7 2 4
総 額			960000×15.3724 = 1 4 7 5 7 5 0 4 円	
将来分		年間額	1 8 0 0 0 0 0 円	
		要介護期間	7 4 年	
		ライブニッフ	$19.4592 - 15.3724 = 4.0868$	
		総 額	1800000×4.0868 = 7 3 5 6 2 4 0 円	
合 計		2 2 1 1 3 7 4 4 円		

(+) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 7 0 0 0 0 0 円
	障害児養育年金	8 8 3 6 0 0 円
	障害年金	2 0 3 8 3 6 3 0 円
	障害児福祉手当	1 0 8 0 0 0 円
	障害基礎年金	5 8 0 5 3 0 3 円
	合 計	2 9 8 8 0 5 3 3 円
(-) 差引計算 (-)+(+)-(+)		2 8 4 9 3 9 3 1 円
(-) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(-) 弁護士費用 ((+)+(+)) × 5%		1 9 2 4 6 9 6 円
総額	(+)+(+) + (-)	4 0 4 1 8 6 2 7 円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

41の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・23歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時時点	4 4 2 5 8 0 0 円		
		平2センシス との平均額	$(5068600 + 4425800) \div 2$ = 4 7 4 7 2 0 0 円		
		ライフニッパ	13.4885 - 11.6895 = 1. 7 9 9 0		
		総 額	4747200×1.7990 = 8 5 4 0 2 1 2 円		
	将来分	平2センシス	5 0 6 8 6 0 0 円		
		ライフニッパ	10.2390 - 13.4885 = 5. 7 5 0 5		
		総 額	5068600×5.7505 = 2 9 1 4 6 9 8 4 円		
	合 計		3 7 6 8 7 1 9 6 円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	1 2 0 0 0 0 0 円	
			ライフニッパ	1 3. 4 8 8 5	
総 額			1200000×13.4885 = 1 6 1 8 6 2 0 0 円		
将来分		年間額	1 8 0 0 0 0 0 円		
		要介護期間	7 5 年		
		ライフニッパ	19.4849 - 13.4885 = 5. 9 9 6 4		
		総 額	1800000×5.9964 = 1 0 7 9 3 5 2 0 円		
合 計		2 6 9 7 9 7 2 0 円			

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 7 0 0 0 0 0 円
	障害児養育年金	5 1 5 6 6 0 0 円
	障害年金	6 6 5 0 4 7 0 円
	障害基礎年金	1 0 5 4 9 5 0 円
	合 計	1 5 5 6 2 0 2 0 円
(五) 差引計算 (一)+(二)-(四)		4 9 1 0 4 8 9 6 円
(六) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(七) 弁護士費用 (五)+(六) × 5%		2 9 5 5 2 4 4 円
総額	(五)+(六)+(七)	6 2 0 6 0 1 4 0 円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

44の1	女	事故時年齢	1歳	平4・34歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センサス	1379900円		
		平2センサスとの平均額	$(2800300 + 1379900) \div 2 = 2090100$ 円		
		ライフニツフ	$16.0025 - 11.2740 = 4.7285$		
		総額	$2090100 \times 4.7285 = 9883037$ 円		
	将来分	平2センサス	2800300円		
		ライフニツフ	$19.2010 - 16.0025 = 3.1985$		
		総額	$2800300 \times 3.1985 = 8956759$ 円		
	合計		18839796円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	960000円	
			ライフニツフ	16.0025	
総額			$960000 \times 16.0025 = 15362400$ 円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	80年		
		ライフニツフ	$19.5964 - 16.0025 = 3.5939$		
		総額	$1800000 \times 3.5939 = 6469020$ 円		
合計		21831420円			

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	後遺症特別給付金	428000円
	障害年金	25976209円
	障害基礎年金	6006263円
	合計	35110472円
(四) 差引計算 (-)+(三)-(四)		5560744円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 ((四)+(五)) × 5%		778037円
総額	((四)+(五)+(六))	16338781円

生存被害児（Aランク）損害額計算表

50の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・30歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時時点	1834800円		
		平2時点 との平均額	$(2800300 + 1834800) \div 2$ = 2317550円		
		ライフニツ	$15.3724 - 11.6895 = 3.6829$		
		総額	2317550×3.6829 = 8535304円		
		将来分	平2時点		2800300円
	ライフニツ	$19.2390 - 15.3724 = 3.8666$			
	総額	2800300×3.8666 = 10827639円			
	合計		19362943円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	960000円	
			ライフニツ	15.3724	
総額			960000×15.3724 = 14757504円		
将来分		年間額	1800000円		
		要介護期間	81年		
		ライフニツ	$19.6156 - 15.3724 = 4.2432$		
	総額	1800000×4.2432 = 7637760円			
合計		22395264円			

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2000000円
	後遺症特別給付金	5100000円
	障害児養育年金	12971000円
	障害年金	12322088円
	障害基礎年金	3151380円
	合計	19280568円
(五) 差引計算 (一)+(二)-(四)		22477639円
(六) 慰謝料		10000000円
(七) 弁護士費用 (六)+(四) × 5%		1623881円
総額 (六)+(七)+(五)		34101520円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

53の1	男	事故時年齢	0歳	平4・31歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時センサス	3156600円		
		平2センサスとの平均額	$(5068600 + 3156600) \div 2 = 4112600$ 円		
		ライフニッパ	$15.5928 - 11.6895 = 3.9033$		
		総額	$4112600 \times 3.9033 = 16052711$ 円		
	将来分	平2センサス	5068600円		
		ライフニッパ	$19.2390 - 15.5928 = 3.6462$		
		総額	$5068600 \times 3.6462 = 18481129$ 円		
	合計		34533840円		
	(一) 介護費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	9600000円	
			ライフニッパ	15.5928	
総額			$960000 \times 15.5928 = 14969088$ 円		
将来分		年間額	18000000円		
		要介護期間	75年		
		ライフニッパ	$19.4849 - 15.5928 = 3.8921$		
		総額	$1800000 \times 3.8921 = 7005780$ 円		
合計		21974868円			

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	障害児養育年金	919600円
	障害年金	22876293円
	合計	26495893円
(五) 差引計算 (-)+(一)-(四)		30012815円
(六) 慰謝料		10000000円
(七) 弁護士費用 ((六)+(四)) × 5%		2000640円
総額	((五)+(六)+(七))	42013455円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

58の1	■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・27歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時ヶ月	2 1 1 0 2 0 0 円			
		平2ヶ月との平均額	$(2800300 + 2110200) \div 2$ = 2 4 5 5 2 5 0 円			
		ライフニツ	14.6430 - 11.6895 = 2. 9 5 3 5			
		総 額	2455250×2.9535 = 7 2 5 1 5 8 0 円			
	将来分	平2ヶ月	2 8 0 0 3 0 0 円			
		ライフニツ	19.2390 - 14.6430 = 4. 5 9 6 0			
		総 額	2800300×4.5960 = 1 2 8 7 0 1 7 8 円			
	合 計		2 0 1 2 1 7 5 8 円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4年度分まで)	年 間 額	1 2 0 0 0 0 0 円		
			ライフニツ	1 4 . 6 4 3 0		
総 額			1200000×14.6430 = 1 7 5 7 1 6 0 0 円			
将来分		年 間 額	1 8 0 0 0 0 0 円			
		要介護期間	8 1 年			
		ライフニツ	19.6156 - 14.6430 = 4. 9 7 2 6			
		総 額	1800000×4.9726 = 8 9 5 0 6 8 0 円			
合 計		2 6 5 2 2 2 8 0 円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2 7 0 0 0 0 0 円
	後遺症特別給付金	6 9 2 0 0 0 円
	障害児養育年金	2 7 0 1 9 5 0 円
	障害年金	1 2 1 6 2 8 8 7 円
	特別児童扶養手当	3 6 5 1 7 0 0 円
	障害児福祉手当	9 7 5 5 7 0 円
	特別障害者手当	1 1 6 7 7 0 0 円
	福祉手当	2 7 8 6 0 0 円
	障害基礎年金	1 5 1 8 0 8 4 円
	合 計	2 5 8 4 8 4 9 1 円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		2 0 7 9 5 5 4 7 円
(五) 慰謝料		1 0 0 0 0 0 0 0 円
(六) 弁護士費用 [(四)+(五)] × 5%		1 5 3 9 7 7 7 円
総額	(四)+(五)+(六)	3 2 3 3 5 3 2 4 円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

59の1	■■■■	男	事故時年齢	1歳	平4・20歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時ヶ月収	5068600円			
		平2ヶ月収 との平均額	$(5068600 + 5068600) \div 2$ = 5068600円			
		ライフニョフ	12.0853 - 11.2740 = 0.8113			
		総 額	5068600×0.8113 = 4112155円			
	将来分	平2ヶ月収	5068600円			
		ライフニョフ	19.2010 - 12.0853 = 7.1157			
		総 額	5068600×7.1157 = 36066637円			
	合 計		40178792円			
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	1200000円		
			ライフニョフ	12.0853		
総 額			1200000×12.0853 = 14502360円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	74年			
		ライフニョフ	19.4592 - 12.0853 = 7.3739			
		総 額	1800000×7.3739 = 13273020円			
合 計		27775380円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	7500000円
	障害児養育年金	6561450円
	障害年金	790710円
	特別児童扶養手当	5932220円
	障害児福祉手当	1641170円
	合 計	22425550円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		45528622円
(四) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 (四)+(四) × 5%		2776431円
総額	(四)+(四)+(六)	58305053円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

60の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・19歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時センシ	5068600円		
		平2センシ との平均額	$(5068600 + 5068600) \div 2$ = 5068600円		
		ライプニッツ	$12.0853 - 11.6895 = 0.3958$		
		総 額	5068600×0.3958 = 2006151円		
	将来分	平2センシ	5068600円		
		ライプニッツ	$19.2390 - 12.0853 = 7.1537$		
		総 額	5068600×7.1537 = 36259243円		
	合 計		38265394円		
	(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年 間 額	1200000円	
			ライプニッツ	12.0853	
総 額			1200000×12.0853 = 14502360円		
将来分		年 間 額	1800000円		
		要介護期間	75年		
		ライプニッツ	$19.4849 - 12.0853 = 7.3996$		
		総 額	1800000×7.3996 = 13319280円		
合 計		27821640円			

(三) 損益相殺	項目	額
	障害児養育年金	9235451円
	特別児童扶養手当	3797620円
	障害児福祉手当	1567620円
合 計		14600691円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		51486343円
(五) 慰謝料		10000000円
(六) 弁護士費用 ((四)+(五)) × 5%		3074317円
総額 (四)+(五)+(六)		64560660円

生存被害者(Aランク) 損害額計算表

61の1	■■■■	男	事故時年齢 0歳	平4・30歳
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時々額	3408800円	
		平2ヶ月々 との平均額	$(5068600 + 3408800) \div 2$ = 4238700円	
		ライフニツク	15.3724 - 11.6895 = 3.6829	
		総 額	4238700 × 3.6829 = 15610708円	
	将来分	平2ヶ月々	5068600円	
		ライフニツク	19.2390 - 15.3724 = 3.8666	
		総 額	5068600 × 3.8666 = 19598248円	
合 計		35208956円		
(二) 介護費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	960000円	
		ライフニツク	15.3724	
		総 額	960000 × 15.3724 = 14757504円	
	将来分	年間額	1800000円	
		要介護期間	75年	
		ライフニツク	19.4849 - 15.3724 = 4.1125	
		総 額	1800000 × 4.1125 = 7402500円	
合 計		22160004円		

(四) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2000000円
	後遺症特別給付金	495000円
	障害児養育年金	775600円
	障害年金	11420100円
		- 1705500円
	特別児童扶養手当	412100円
	福祉手当	941150円
	障害基礎年金	4995285円
	合 計	19333735円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(四)		38035225円
(四) 慰謝料		10000000円
(四) 弁護士費用 ((四)+(四)) × 5%		2401761円
総額	((四)+(四)+(四))	50436986円

生存被害児（Aランク）損害額計算票

62の1	■■■■	女	事故時年齢	2歳	平4・31歳	
(-) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時シキ	1712300円			
		平2シキス との平均額	$(2800300 + 1712300) \div 2$ = 2256300円			
		ライブニツ	$15.1410 - 10.8377 = 4.3033$			
		総額	2256300×4.3033 = 9709535円			
	将来分	平2シキス	2800300円			
		ライブニツ	$19.1610 - 15.1410 = 4.0200$			
		総額	2800300×4.0200 = 11257206円			
	合計		20966741円			
	(イ) 介護費	過去分 (平成4 年度分 まで)	年間額	960000円		
			ライブニツ	15.1410		
総額			960000×15.1410 = 14535360円			
将来分		年間額	1800000円			
		要介護期間	79年			
		ライブニツ	$19.5762 - 15.1410 = 4.4352$			
		総額	1800000×4.4352 = 7983360円			
合計		22518720円				

(ロ) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2700000円
	障害児養育年金	1797600円
	障害年金	23188370円
	障害基礎年金	4029700円
	合計	31715670円
(ハ) 差引計算 (-)+(イ)-(ロ)		11769791円
(ニ) 慰謝料		10000000円
(ホ) 弁護士費用 ((ハ)+(ニ)) × 5%		1088489円
総額	((ハ)+(ニ)+(ホ))	22858280円

生存被害児（Aランク）両親損害額一覧表（1）

番号	氏名	慰謝料額	弁護士費用	総額
1の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
1の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
3の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
3の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
4の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
4の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
5の2	■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
5の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
7の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
9の2	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
9の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
10の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
10の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
12の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
12の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
21の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
21の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
24の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
24の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円

生存被害児（Aランク）両親損害額一覧表（2）

番号	氏名	慰謝料額	弁護士費用	総額
26の2	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
26の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
27の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
27の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
28の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
28の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
31の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
31の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
33の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
33の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
36の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
36の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
38の2	■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
38の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
40の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
40の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
41の2	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
41の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
44の2	■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円

生存被害児（Aランク）両親損害額一覧表（3）

番 号	氏 名	慰 謝 料 額	弁 護 士 費 用	総 額
44の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
50の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
50の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
53の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
53の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円
58の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
58の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
59の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
59の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
60の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
60の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
61の2	■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
61の3	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
62の2	■ ■ ■ ■	3000000 円	150000 円	3150000 円
62の3	■ ■ ■■■■	3000000 円	150000 円	3150000 円

生存被害児（Ｂランク）損害額計算票

18の1	■■■■	女	事故時年齢	0歳	平4・27歳	
㊦ 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時時点	2110200円			
		平2時点 との平均額	$(2800300 + 2110200) \div 2$ = 2455250円			
		ライフニツク	14.6430 - 11.6895 = 2.9535			
		総 額	$2455250 \times 2.9535 \times 0.7$ = 5076106円			
	将来分	平2時点	2800300円			
		ライフニツク	19.2390 - 14.6430 = 4.5960			
		総 額	$2800300 \times 4.5960 \times 0.7$ = 9009125円			
	合 計		14085231円			
	㊦ 介助費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	600000円		
			ライフニツク	14.6430		
総 額			600000×14.6430 = 8785800円			
将来分		年間額	900000円			
		要介護期間	81年			
		ライフニツク	19.6156 - 14.6430 = 4.9726			
		総 額	900000×4.9726 = 4475340円			
合 計		13261140円				

㊦ 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2000000円
	後遺症特別給付金	495000円
	障害児養育年金	2887850円
	障害年金	8614438円
	特別障害者手当	398000円
	福祉手当	898200円
	障害基礎年金	1268100円
	合 計	16561588円
㊧ 差引計算 ㊦+㊦-㊦		10784783円
㊨ 慰謝料		8000000円
㊩ 弁護士費用 (㊧+㊨) × 5%		939239円
総額	㊧+㊨+㊩	19724022円

生存被害児（Bランク）損害額計算票

29の1	■■■■	女	事故時年齢 0歳	平4・32歳	
㊦ 遺失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時福祉	1630400円		
		平2センサスとの平均額	$(2800300 + 1630400) \div 2 = 2215350$ 円		
		ライフニッパ	$15.8026 - 11.6895 = 4.1131$		
		総額	$2215350 \times 4.1131 \times 0.7 = 6378369$ 円		
		将来分	平2センサス	2800300円	
	ライフニッパ	$19.2390 - 15.8026 = 3.4364$			
	総額	$2800300 \times 3.4364 \times 0.7 = 6736065$ 円			
	合計		13114434円		
	㊧ 介助費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	480000円	
			ライフニッパ	15.8026	
総額			$480000 \times 15.8026 = 7585248$ 円		
将来分		年間額	900000円		
		要介護期間	81年		
		ライフニッパ	$19.6156 - 15.8026 = 3.8130$		
		総額	$900000 \times 3.8130 = 3431700$ 円		
合計		11016948円			

㊨ 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	2000000円
	後遺症特別給付金	4950000円
	障害児養育年金	5200000円
	障害年金	14317070円
	障害基礎年金	6148200円
	合計	23480270円
㊩ 差引計算 ㊦+㊧-㊨		651112円
㊪ 慰謝料		8000000円
㊫ 弁護士費用 (㊩+㊪) × 5%		432555円
総額	㊩+㊪+㊫	9083667円

生存被害児（Ｂランク）損害額計算票

37の1	██████	女	事故時年齢	0歳	平4・32歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳 から平成 4年度分 まで)	18歳時々々々	1630400円			
		平2々々々 との平均額	$(2800300 + 1630400) \div 2$ = 2215350円			
		ライフニッパ	15.8026 - 11.6895 = 4.1131			
		総 額	$2215350 \times 4.1131 \times 0.7$ = 6378369円			
	将来分	平2々々々	2800300円			
		ライフニッパ	19.2390 - 15.8026 = 3.4364			
		総 額	$2800300 \times 3.4364 \times 0.7$ = 6736065円			
	合 計		13114434円			
	(二) 介助費	過去分 (平成4 年度分ま で)	年間額	480000円		
			ライフニッパ	15.8026		
総 額			480000×15.8026 = 7585248円			
将来分		年間額	900000円			
		要介護期間	81年			
		ライフニッパ	19.6156 - 15.8026 = 3.8130			
		総 額	900000×3.8130 = 3431700円			
合 計		11016948円				

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	1950000円
	後遺症特別給付金	5110000円
	障害児養育年金	5460000円
	障害年金	8683305円
	特別児童扶養手当	1265800円
	福祉手当	986650円
	障害基礎年金	4000780円
	合 計	17943535円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		6187847円
(五) 慰謝料		8000000円
(六) 弁護士費用 (四)+(五) × 5%		709392円
総額	(四)+(五)+(六)	14897239円

生存被害児（Ｂランク）損害額計算票

63の1	女	事故時年齢	1歳	平4・19歳	
(一) 逸失利益	過去分 (18歳から平成4年度分まで)	18歳時セシス	2800300円		
		平2セシスとの平均額	$(2800300 + 2800300) \div 2 = 2800300$ 円		
		ライブニョウ	$11.6895 - 11.2740 = 0.4155$		
		総額	$2800300 \times 0.4155 \times 0.7 = 814467$ 円		
	将来分	平2セシス	2800300円		
		ライブニョウ	$19.2010 - 11.6895 = 7.5115$		
		総額	$2800300 \times 7.5115 \times 0.7 = 14724117$ 円		
	合計		15538584円		
	(二) 介助費	過去分 (平成4年度分まで)	年間額	600000円	
			ライブニョウ	11.6895	
総額			$600000 \times 11.6895 = 7013700$ 円		
将来分		年間額	900000円		
		要介護期間	80年		
		ライブニョウ	$19.5964 - 11.6895 = 7.9069$		
		総額	$900000 \times 7.9069 = 7116210$ 円		
合計		14129910円			

(三) 損益相殺	項目	額
	後遺症一時金	3700000円
	障害児養育年金	4812366円
	特別児童扶養手当	3847000円
	合計	12359366円
(四) 差引計算 (一)+(二)-(三)		17309128円
(五) 慰謝料		8000000円
(六) 弁護士費用 ((四)+(五)) × 5%		1265456円
総額	((四)+(五)+(六))	26574584円